

市民科学通信

03 2025 No.58

【資料から探る】	トランプ再選の何故・・・・・・・・・・・・・・・・	中川在代	02
近況短信：ファンタジーにある「老い」	・・・・・・・・・・・・・・・・	宮崎 昭	04
—団地タクシー奮闘記「買い物はつらいよ」の巻— (28)			
【シリーズ】	資本主義の現場を広告の仕事体験から考える (3)	真島正臣	06
戦争のないことが平和なのか	・・・・・・・・・・・・・・・・	塩小路橋宅三	11
【新書散策の旅 (シリーズ第22回)】			
『死刑賛成弁護士 犯罪被害者支援弁護士フォーラム』から学ぶ	・・・・・・・・	宮崎 昭	15
ウクライナの風景—ユーゴのモンタージュが浮かぶ	・・・・・・・・	宮崎 昭	21
—「あまりにうるさかったので撃ちました」—			
《読書案内》	伍賀一道『雇用と働き方から見た現代貧困論』が	青水 司	24
提起するもの—「貧困大国日本」を問う—			
【草稿】	大学人 M・ウェーバーの闘い	重本冬水	28
—ドイツ帝国と大学の自治—			
日本における	フランクフルト批判理論の受容と展開 (1)	日暮雅夫	36
学者の 3 類型	・・・・・・・・・・・・・・・・	竹内真澄	42
【連載；企業と戦争②】	企業経営と戦争責任、その 2	重本冬水	44
—「徴用工問題」にみる日本企業の経営責任—			
世界史的私人から世界史的諸个体へ	・・・・・・・・・・・・・・・・	竹内真澄	51
フルトヴェングラーにおける「社会／共同体」と「個別者／个体」	・・・・・・・・	竹内真澄	53
〈尾ひれは付くのか？ 未来社会構想の大切さ〉 (2)	・・・・・・・・	青野豊一	60

2025 年 3 月 28 日 発行
発行：NGO 市民科学京都研究所
事務局 E-mail: sigemo.nao@gmail.com

【資料から探る】

トランプ再選の何故

中川在代

地べたに向き合いながら、「世界の今と人々の暮らし」を追う身に、トランプ情報の洪水は想像以上である。一番の疑問は何故再選、身近な資料から探ってみた。

米国の今、分断の深まり、格差拡大、インフレ持続、不法移民（労働力でも）、治安悪化、銃犯罪、薬物依存、気象災害、熟練労働者不足、医療費、メディアの変質。

《働く尊厳取り戻すために》（1月24日朝日新聞；マイケル・サンデル）

富の偏在に留まらない尊厳や名誉、承認を巡る不平等が異形の政権を再来させた。米社会の病根、新自由主義的なグローバル化はトップに大報酬、一般労働者は賃金停滞と雇用喪失、国外生産でコスト下げ消費者助け生産者に打撃。労働者の怒り・疎外感・無力感にトランプつけこむ。

《敗北する米国》（2月26日朝日新聞；エマニエル・トッド）

ウクライナで失敗、米主導の制裁、米支援の軍事作戦も米屈辱的な敗北。米産業システムがウクライナへ十分な武器提供不可に、若者のエンジニア就職も少ない。社会は退廃的に、かつて神に選ばれるか永遠の命得られるかと多くの道徳的規律守る。

現代 一部の金持ちにしてくれるのが神

産業再建は手遅れ、技術者・熟練労働者はいない、保護主義政策成功しない。

《トランプイズムの歴史的系譜》（『世界』2024年11月号；兼子歩）

米に特有なカウボーイ的「男らしさ」とストロングマン的権威主義者の系譜の交錯が生んだ指導者。「真」の国民を代弁できるのは、国家の諸制度の制約を超越した指導者のみ、指導者への批判や攻撃は国民そのものへの攻撃—非国民、テロリスト。自分個人に権力集中、自身の利益＝国益、個人的利益のための政治利用。既存のシステムの外部から登場、二極化している時アピール力発揮、最新のメディア使いこなすプロパガンダ、忠誠心・恐怖・排除。

《「欧」と「米」自由民主主義にヒビ》（2月19日朝日新聞；神里達博）

出自の違う2つの思想、本質的には矛盾、歴史の偶然により一定期間何とか作動、「分厚い中間層」中心的な担い手、戦後の技術革新、経済成長、西側で福祉国家拡大。20C後半、中間層衰退—製造業成長鈍化、サービス業伸びる。政党の対応—人権・環境・マイノリティの地位向上重視、東側没落規制の必要性減る。かつての分厚い中間層—IT・グローバル化・多様性に仕事奪われたと、トランプ、欧右派、英EU離脱派—冷戦後自由の果実から遠ざけられた人々が支える。充満する怒りのマグマ、鎮めなければ世界は破局に向かうだろう。

《利益最大化狙うトランプ外交》（2月19日朝日新聞；藤原帰一）

脅しに基づいた取引、勝者総取りの交渉、目的は最大の利益を得ること。継続的交渉・合意形成・ルール遵守は考えていない。信頼できるパートナーではなく、何をするかわからない国際的リスク。

「ともいき塾」中断から1年余、サロンへの誘いはありがたかった。猛暑（体力・作物の成育への影響）・雨不足・獣鳥虫害・草・資財高・加齢・・・・サロンをも課題に加えて格闘を続けたいと願っている。

（なかがわ すみよ）

＜事務局付記＞

次回「ともいき塾」の開催、4月6日（日）14:00より、冬水文庫にて。



近況短信：ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記「買い物はつらいよ」の巻— (28)

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは今年 77 歳になるキャリア 7 年目の老人です。

タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー(老老) 相互扶助の泣き笑い報告です。

ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ 100 キロ近くある三輪自転車です。ヒトとモノを乗せると自身の体重もあり、かなりの重量になって、ペダルが相当重くなります。坂道があるから余計大変です。「開業」して 12 年以上になりました。

買い物、ショッピングが大好きという人がいます。洋服や靴、趣味の品ならなおさらです。この時は「心理的サイフ」は大きく広がり、自分へのご褒美とかなんとか言って正当化し購入後の「罪悪感」を打ち払います。

ところが、同じ買い物でも日々の生活に必要な食材や日用品になると、「心理的サイフ」は後衛に退き、浮かれた気持ちは影をひそめ“価格”が主な羅針盤、選択基準になります。このところの公共料金を始めとする米、野菜、肉などの物価上昇は買い物から“楽しさ”を奪いました。スーパーなどを見ても、「楽しい日本」には程遠い光景が目に入ります。

§

この団地内には食品スーパーが 1 軒あります。午前 8 時から夜 9 時まで営業しており、日々の生活必需に込めている「貴重」な存在です。かつて大手スーパーが営業しており、しかし住人の減少に伴って撤退した後の「リリーフ」です。「品数が少ない」とか「鮮度が悪い」という声もありますが、買い物難民を避けられたという意味では文句は言えません。

余談ですが、ここではバスを無料(年会費 1,000 円)で乗車できる制度があり、東京都の支援があって非課税の市民に提供されています。このパスがあるために、近郊のショッピングセンターや大型の総合スーパーで買い物をする人も少なくありませんが、やはり足腰に自信のない人は、多少の不満をかかえながらも、この団地内のスーパーを利用しています。ところが、この団地内のスーパーでも買い物に難儀している人たちがいます。上り・下りの坂道を歩くことが「難儀」の第一です。

そこで役に立っているのが、私たちの団地タクシーですよね。玄関口まで運転しますから大変喜ばれています。しかし、ここに第二の「難儀」が隠れ潜んでいました。思いもしなかったことです。

§

団地タクシーは料金制をとっていないのですが、一回の乗車につき 100 円以上の寄付を募り、頂いています。これがタクシー(三輪自転車)の修理費などに使われます。最近、タクシー老朽化に伴い修理費が増大してきましたので、大切な「資金源」なんです。なお、団地内での走行

距離はそれほど差がないので一律です。往復だと 200 円以上になります。

そうすると、頻繁に買い物してタクシー代を払うのが苦しいと感じる人がでてきます。買い物で消費税を強制的に支払わされ、その後で追い打ちをかけるようにタクシー代の支払いが待っているわけです。こうなると、買い物回数を減らして、まとめ買いする方策が思い浮かびます。少なくともタクシー代の節約になります。そう考える人は二人や三人ではありません。時には“猛者”も登場します。レジ袋一杯に商品を詰め込み、それが 5 つ、6 つタクシーの隙間に置かれてしまうのです。エレベーターのある棟の場合、いったんタクシーに積み込んだ荷物を持参のカートに積み直し、エレベーター乗り口まで運ぶことになります。やれやれ、ほっとします。そこまでは私たちの善意というか好意でやっています。ここまでが臨界点かもしれません。

§

この団地の半数以上が 5 階建ての「中層階」です。エレベーターが設置されていません。入居したころ（約 48 年前）は何らの不自由を感じなかった人たちも、高齢化に伴い階段の上り下りは苦痛です。4 階、5 階の転居、空室が目立つようになりました。実はこの中層階に住む「猛者」、T さんが悩ましいのです。

買いだめをしたと思われる荷物の「山」がタクシーの前に横付けされます。無言で待機しています。「お願いします」の一言もありません。その荷物のなかの一つがとてつもなく重いのです。キャリーバッグとかショッピングカートとかいうのか、なかに何が入っているのか不明なのですが 20 キロ以上あります（ちなみに航空機国内線の機内持ち込みは二つまでで計 10kg 以下です）。もちろん聞くこともできないのですが、これまで数回対応してきました。これを 3 階の玄関口まで階段を使って運ぶのです。他のタクシー運転手からも苦情が寄せられていましたから、今回思い切って「もう少し荷物を減らしてもらえませんか？」とお願いしたのですが、驚くことに意外な対応を見せてくれました。70 代後半と思われるご婦人が、です。

“ワタシャー、毎日買い物はデキンノジャー！”の一言。

ものすごい形相で私を睨み、言い放ったのです。これまで私が歯を食いしばって荷物を担ぎ上げたことに対して感謝の態度も言葉もありません。いやー、参りました。団地タクシーはヒトを乗せるためにあるのであって、荷物を運ぶ運搬車ではありません。私たち運転手が善意と好意で運んでいるのが、いつのまにか「当然の職務」のように思っているひとが多くなりました。ここはなんとかしないとイケません。だけど、なんとしましょうか。この 1 カ月、気が付けばこの“重量制限”オーバーの取り扱いを考え続けています。

なお一言。かのご婦人はその後姿を見せません。もしかしたら、“重量制限”オーバーに心痛めているのは、当のご婦人かもしれません。なんとか手を差し延べたいのですが。私の心情はカオスのなかにあります。

ところがです、驚きです。この原稿を書いている途中に、偶然 T さんの買い物姿を見てしまったのです。相変わらずの大量買いですが、傍らには屈強な男性が見守っていました。息子さんなんのでしょうか。団地タクシーは無用と言わんばかりで、車に積み込んでいました。

なんとも複雑な思いで後姿を見送ったのです。雪のちらつく寒い午後 3 時半でした。

＊「団地タクシー」は、八王子市内の UR 大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

（みやざき あきら）

<シリーズ>

資本主義の現場を広告の仕事体験から考える

第3回 「働き過ぎからの解放と自由時間 京阪電車の観光シーンを新聞メディアで訴求」

眞島正臣

1、「成長の限界」の警鐘とレジャー産業台頭、余暇活用の奨励

広告とは時代を映す鏡だと言われる。経済バブル期に見直され修正された労働制度の転換により、週二日制など、人間性回復の価値観がビジネスの中にも取り入れられた。京阪電車は、大学への通学に利用した経験があった。観光広告の仕事には、コンセプト考案も広告文制作にも熱が入り、打ち込めたのである。

①「1972年、ローマクラブが『成長の限界』を発表＝「50年前、『成長の限界』は、人口と産業の成長が人類を崩壊の壁に向かって押しやっていることを示し、世界に衝撃を与えた。」丸善出版ウェブサイトより引用。

(<https://www.maruzen-publishing.co.jp/>) ローマクラブ日本支部が正式に設立認定されたのは、2019年だった。大阪支社も開設されており、訪れた記憶がある。日常の価値観を見直させる何かを得られるかと期待したのであった。

②環境を守るという意識が啓蒙され、JRのキャンペーン「ディスカバー・ジャパン美しい日本」見直しと観光というマーケティング戦略の展開が始まった。

③「戦後日本の社会統合と「レジャー」ーレジャー政策から自由時間政策への転換とその意図ー」（市井吉興、『立命館産業社会論集』2006年12月）

1960年代の高度成長期の国家介入による経済成長優先課題から1970年代を通じて形成された「修正された開発主義」と考え、余暇管理は、国家からの政策だったという論文である。政府の政策実施の動向が取り上げられている。「1972年には経済企画庁国民生活局に「余暇開発室（後日記載略）」、通商産業省に「余暇開発産業室（略）」、その監督下に外郭団体として経済企画庁と民間の協力を得て、「（財）余暇センター」が設置された。」と論拠づけられている。

当論文によれば、数年で「余暇」、「レジャー」という言葉は政策から消え、「自由時間」という政策用語が登場する。「1976年に経済企画庁国民生活局は「自由時間充実対策研究会」を立ち上げ、新たなレジャー政策の策定を開始した。」とある。結論の章まで、この論考については、基本理論として触れていく。

M年社企画制作局の社員として依頼を受けていた、京阪電車エリアの観光広告は、背後に「官」の政策コンセプトが存在したとは、知る由もなかった。

政府がレジャー政策を重視したにもかかわらず、「自由時間」という言葉に変えたかを論文には、考察されている。参考にさせてもらう。「1973年10月、第四次中東戦争に端を発したオイルショックにより、日本経済はその勢いを急激に失速させた。ー中略ー「余暇どころでない」として「余暇」を冠する諸政策の削減に着手したという。」政府の政策は、変更されても、「余暇」は、「豊かなライフスタイル」に必要な時間と見直され、ビッグな時代潮流になって行った。

2、阪急電車、近鉄電車、阪神電車、南海電車の競合苛烈

京阪電車は、観光資源を豊富に包括している京都に関して、阪急電車、近鉄電車と競合関係にある。シーズンごとの新聞広告も、同時期に掲載されるので、緊張関係にあり、相互にテーマを競っていた。あげつらうこともないのだが、一年を通じて考えると、「初詣」、「桜の名所」、「葵祭」、「祇園祭」、「大文字」、「時代祭」、「紅葉の名所」などが重なる宣伝対象である。

観光広告としての技法は、阪急、近鉄ともレベルが高く、広告担当者としては、競合意識を煽られた。

沿線住宅から大阪市内へ、日々通勤電車として往復する利用客とは違う、観光のアクセスとして顧客を呼び込む意欲が関西私鉄の鉄道には、感じられた。

年中行事の他に、古寺巡礼、ハイキング、登山、などのアウトドアの観光資源を阪急、近鉄、京阪ともに持っており、京阪であれば、夏のレジャーとして琵琶湖、比良山などの行楽地もPR題材にした。ひらかたパークなどの遊園地も広告の対象であった。私鉄企業のビジネス領域としては、住宅地開発、百貨店経営、ホテル経営など多角分野を守備範囲にしているがブランド戦略として企業の歴史による差別化も競ってきたと考える。阪神間という神戸、大阪間を走る電鉄会社のイメージから洗練されていると思われた阪急。他社も、駅の建物、商業施設などの複合開発で、イメージアップを図り、戦後から考えるとどの企業も進化したと思われる。私が京阪電車を担当した時代は、イメージアップよりも、持てる観光財産を正確に大衆に理解してもらいたいというコミュニケーション意識であったと考えられる。背伸びしない堅実な立場を取っていた。

50年前の関西私鉄会社は、①戦時期の合併体制から、独立した企業を自立経営する苦戦の課題を抱えていた。②拙文冒頭で述べた、国の産業方針であるレジャー政策を民間企業として、具体化、実践しなければならない二本柱の目標を睨み、せめぎ合っていた状況で請け負った、我々の仕事であった。

3、京阪電車から顧客への沿線レジャーライフの提案

JRのディスカバー・ジャパンのキャンペーンは、電通の有名なデレクターの発案と実施により、電波、テレビCM、ポスター、電車の中吊、雑誌、CMソングは山口百恵に歌わせるなど日本全国を題材にしていた。大量のド派手な広告投下で、戦後日本の魅力再発見のような役割を果たした。関西という限られた地域を広告する前に、時代のコンセプトは、JRで出来上がっており、京都のような歴史のある観光財産は、体験から述べると、地元の地域住民の視点から高度な紹介をしても面白がられるような楽しさがあった。ただ、第一の顧客誘致の戦略は、観光行事や観光寺院へ直結できる便利さをアピールする事であった。企業側から要請されたのアピールポイントは、「京阪を降りればそこは、祇園祭」というように記憶させるのが広告目標であった。



https://search.yahoo.co.jp/image/search?rkf=2&ei=UTF-8&gdr=1&fr=wsr_gs&p
=京阪沿線マップ

4、広告代理店内でデザイナーとコピーライターで製作担当

社内のクリエイターがブレinstoeringしながらコンセプトを考案し広告表現を作り上げた。新聞であれば、製版を完了して、新聞社に送稿するところまで作業するという全工程に携われたのは、最少の二人チームの機動力だった。M年社の制作局内でも、「住宅産業」が盛んになり、社外のプロダクションのデザイナーと仕事をする「デレクター制」という仕事体制に移行しつつあり、ゆとりある時間を掛け、詳細な打ち合わせをやらない環境になった。同じ年代のA津君は、K沢美術大学新卒で入社したデザイナー。腕のあるアーティストであった。夏休み、京阪電車沿線へ、親子をターゲットに動員する広告を制作したことがある。麦藁帽子にトンボが止まっているイラストを画面いっぱいに描いてもらったことがあった。エッチング技法のアート作品を自宅で製作しているようなデザイナーだからイラストに野性味があり、インパクトのある表現ができた。ビジュアル表現について、安心して任せられた。イラストのみでなく、バスを利用して京都を巡る交通網全体図を、デザイン的な表現で構成してくれたことがあった。沿線案内の図形的表現も上手であった。最強のチームなのだ。

5、CMと新聞メディアの特徴を活かす広告表現の棲み分け



<https://www.kankoboko.jp/jyuyohin/item.php?id=12>

①M年広告社のCM制作部と印刷媒体制作部の連携仕事

映像制作会社を使つての京阪電車観光コマーシャルの撮影には、合流してくれと言われた。話し合いの結果、電波媒体の表現と、新聞媒体の表現を連動するということに。デザイナーとコピーライターチームの我々は、電波CMの動画とビジュアルを共有させてもらう仕事をした。デスカバー・ジャパンのキャンペーンは、雑誌アンアンの流行を生み出し、若者ファッションにまで影響を及ぼした。M年広告社のCM制作部は、流行に乗り、女性旅人をモデルに使い、どこかで見たような京都の街歩きの映像を創り出していた。時代のトレンドに乗る方が共感と呼んだのである。新聞媒体を使う我々は、独自路線を狙った。

②CM映像を新聞広告に置き換える仕事

我々は、女性の旅人の画像は共有するが、デザインとコピーライティングで、新聞広告らしく作り直した。会社の制作局の偉いさんは、新聞製版の特徴をくどいほど部下へ説得した。風景写真のような白黒不明瞭なビジュアルは、成功しないと、何度も教えてくれた。観光地の風景などは、製版がばやけるので白黒の明快なインパクトは狙えないという。祇園祭の観光広告を制作したが、行列の鉾から投げられる粽を切り抜きイラストで使い、画面に「コンコンチキチン」などのキャッチのコピーライティング表現をばらまき製版の欠点を逆手に使う方法で作り上げた。制作物を保存したものは処分したので、残っていない。『新聞縮刷版』の関西版を丹念に調査するしかない。

J Rと電通のキャンペーンのように大規模でないから見つけれないだろう。今さら遅いが、残念である。

③CMと連動しない新聞広告独自の仕事

近年の長期的な京阪電車の広告戦略は、「京阪のる人、おけいはん」という若い美人の女性をモデルにしたイメージ戦略で、「はんなり」とした表現。企業の特徴を包み込んだユニークなキャンペーンであった。比較しようもないのだが、我々が担当していた頃と、表現水準が数段のレベルアップである。

今年の1月に会合に出席するため、地下鉄「蹴上駅」を利用した。かつては三条から大津駅へ向かう京津線であったが地下から地上へ上がると、実感的に大袈裟な言い方であるが、平面的な地理感覚がない。平らな地図を分かりやすく伝えるという願望から広告表現に置き換えていた。我々の手法は、過去のものか。かつて我々は、沿線案内図を伝達材料にして、全10段などやや大きなサイズの広告原稿を作成し、乗客誘致を狙った。CM伝達とは、異なるコミュニケーションをめざしたのである。印刷メディアの制限を意識していた。

④インターネットによる最新の桜の沿線名所ガイド

「京阪電車桜の名所案内」を入れ、検索すると、解りやすく、親切で、カラーの美しい映像を駆使したホームページが現れる。身近なメディアの最適活用が促されている。企業の宣伝ツールも当然ながら、激変しているのである。

『京都・大阪・滋賀 京阪沿線の桜 2025』という特集タイトルで、「京都・大阪・桜おすすめコース」や「京都・大阪・滋賀・桜ライトアップ・夜桜情報」など季節のニーズを先取りしたコンテンツ内容に編集されている。

<https://www.keihan.co.jp/sakura/>

6、開発型経済から余暇政策を導入した国家の大衆操作を考える

広告題材にレジャーが対象になったのは、新しいことではなかった。昭和、戦前の雑誌などにもいくらかでも事例がある。（『大正昭和レトロチラシ商業デザインにみる大大阪』橋爪節也著、青幻舎）参考資料



しかるに、1970年代の時期に、なぜ、「自由時間の価値観」を啓蒙する電鉄会社のキャンペーンにつながる政策が実施されたのであろうか。再び参考資料を読み込んでみることにする。当時、仕事をした時期には、自覚していなかった考え方であり、社会潮流であった。電鉄に限らない消費全般が対象だった。

「戦後日本の社会統合と「レジャー」ーレジャー政策から自由時間政策への転換とその意図ー」

(市井吉興、『立命館産業社会論集』2006年12月、42巻、3号)

<https://www.ritsumeit.ac.jp/ss/sansharonshu/2006/423j.html/>

引用になるが政府政策の背景が述べられているので触れておきたい。

「たとえば、「革新自治体の誕生」に象徴されるように都市問題、社会保障、公害問題、過疎問題に対する国民の不満は、いたるところで顕在化した—注略—それゆえに政府は、こうした諸矛盾を緩和、調整するために「周辺のな」階級融和策を盛り込んだ開発主義国家政策を構築した。」引用論文は明快である。

国家政策と企業の経営戦略を切り離して考えていた。脳天気な私には、気づかなかった社会の仕組みが働いていたのである。説得ある論文により、現在では、市民運動など盛んだった70年代の不穏な空気が思い出され、頷けるのである。組合運動が盛んで、職場からデモに参加するなどの日常を続けながらの

企業の一員であった。自分の仕事の業績のみ記憶しているのだ。愚かである。

労働者としての闘いと、資本主義社会へ奉仕する矛盾を内省してないのだ。

参考=ディスカバー、ディスカバー・ジャパン 「遠く」へ行きたい



https://www.ejrcf.or.jp/gallery/exhibition/201409_DISCOVER_JAPAN.html

(まじま まさおみ)

戦争のないことが平和なのか

塩小路橋宅三

以前に戦争体験の高齢者の話を聞いたことがある。子供の頃の戦争末期に滋賀県の農道で機銃掃射を受けたとのことであった。子ども何人かで歩いていると飛行機のエンジン音が聞こえたので見上げていたとのことであった。突然、その飛行機は高度を下げたので敵の米軍戦闘機であるとわかったが、じっと見ているといきなりバラバラと機関銃を発射してきた。今度はこちらのほうがその音を聞いてバラバラに逃げたとのことであった。幸いにも誰も負傷をしなかったが、後で考えるとパイロットは子どもを驚かせようと遊び半分で撃ってきたのではないかと思ったとのこと。そんな戦争に関係のないような田舎まで米軍機は容易に侵入してきたのである。さらに敗戦後、進駐米軍の軍用トラックを見てびっくりしたそうである。そこでの記憶に残っていることはそのトラックにタイヤがいくつもあったことで、戦前の日本ではタイヤのいくつもあるトラックなどは見ることがなかったとのことである。国家間の総力戦とは国力、つまり産業力による持久戦で、戦地から離れた非戦闘員も命の軽さから消耗品となると語ってくれた。竹やりと機関銃では勝負にならないことはわかっていても、たとえ死んでも大和魂の精神力で神の国は負けることはないとの国民学校での教育を信じたとのこと。また、報道管制されたラジオや新聞の内容で日本は勝っていると信じたとのこと。今は戦争とは関係がないと思っていると、戦争のほうから近寄ってくる状態を認識しなければならない。

「自・社・さ」政権が誕生して社会党党首だった村山首相は、1994年7月の衆議院本会議にて党是であった「非武装中立」を否定する答弁をした。日本国憲法第9条には「戦争放棄」と「戦力不所持」が明文化されているのにである。日本国領土内に軍事基地としての米軍が駐留しているが、自国の憲法よりも他国との安全保障条約が優位であるとの理屈なのである。その米軍との同盟軍である自衛隊は誰が見ても戦力であるが、司法当局はこのような政治的課題は国民の判断にゆだねられるとして、司法による違憲立法審査権に馴染まないとしている。それならば憲法を変えてしまおうという動きが顕在化しているが、自衛隊のような組織があつて条文と現実が乖離していればこそ、日本国憲法の存在意義があるともいえる。つまり、違憲であるが法的に存在しているのである。そのことを放棄し合憲として政権与党となったのが、現実にも負けた社会党の終わりであった。この「戦力不所持」こそが世界に誇れる平和主義であったはずと再認識しなければならない。防衛産業に投資する環境がなされていることを学術界や報道機関は批判に徹しなければ、自らが気が付いた時には自らも戦争犯罪者となっているのである。「軍産学マスコミ複合体」の一員にならないことを、今、誓う必要がある。

ロシアとウクライナの戦争においては、ウクライナが米国などから強制的に専守防衛を義務付けられた武器供与での戦闘は、不利であることが証明されている。つまり、ロシア領での補給基地や兵站線を破壊しなければ劣勢になることが証明されているのである。さらに集団的自衛についても脅しによる抑止力は認められたとしても、自国が他国のために国民の血を流すことなど思いとどまることが明らかになった。つまり、他国からの武器供与などの支援がなくてはウクライナは戦争に負けるのは必定なのである。ロシアはウクライナ兵の倍以上の自国の兵士が死亡しても致命的な痛みとは感じないような国家である。なぜ負けるウクライナを他国が支援するのかを冷静に考えてみる必要があるが、ここぞと日本の改憲勢力は他国への攻撃能力を有する軍隊が必要と声高にしている。もうすでに日本の国是である専守防衛は放棄された「解釈改憲」がなされ

ている。核攻撃がされなくなかったら、核を保有するか、先制攻撃にて仮想敵国を地図上から消滅させるしかないのである。このようなことが現実的であるだろうか。こうなると理性を働かして思考することはできず、非現実な物語を信じるしかないのである。信じない者は非国民とか国賊と非難されたのが 80 年前の日本であった。国家は領土と国民、そして課税権などの主権によって成立する。現在でも尖閣列島は日本に施政権があるから日米安保の条約対象などとして、日中間の領有問題で両国民を双方のナショナリズムによって熱くさしている。国家の定義である領土、国民、主権の三位一体の考えこそが国民・軍隊・政府を動員する引き金となるわけである。かつての日中戦争のように他国のそれを脅かすことは、いかなる理由があっても侵略である。戦争がないことは消極的な平和に過ぎないが、貧困や抑圧をなくすことを取り組んで生活を豊かにすることに専念すれば、武力を用いての他国への侵略を考えることなどは回避できると信じる。国家の機能としての D I M E (外交・情報・軍事・経済)のうち、軍事は効率の悪い投資であることを肝に銘じておく必要があると考える。

近代国家における国家と国民との契約関係という文明主義が、未達成である地域の人々を啓蒙すると言った思いあがった考えを生じさし、侵略に合理性を持たせることとなる。近代国家の近代とは国家が暴力を独占したことに他ならない。法による暴力は自国の市民の懐から税と称して富を略奪している。一方、戦争による暴力は他国からの略奪そのものである。これに人種間にみられるレイシズムや排他的な民族感がそれを増長させる。極端な場合は劣った人種や民族は優れた人種や民族からの略奪を甘受し、略奪しつくしたならば不必要と絶滅まで考えることとなるのである。このような優生思想が戦争の一因ともなっている。わざと敵を創り出して集団としてのアイデンティティに浸るポピュリズムと民主主義は紙一重である。戦争の当事国は自ら起こした戦争を自衛のための正しい戦争と主張する。自衛である限りは先制攻撃をして敵を壊滅させなくては、長期的持久戦の国家総力戦となってしまう。こうなると国力の勝っている国が有利なことは自明の理であって、このことは 20 世紀の歴史において証明されている。自給自足経済が可能で、広大な国土と多数の国民を要している国家が総力戦では勝利するのである。しかしながら、国力的に不利な国家が戦争を始めるにも理由があって、国民に敵意を過度にたきつけて戦意を扇動する。また、国力的に有利な国家は政治的課題を優勢な戦力で不利な国家を屈服させて解決しようとする。日本の国内資源を考えてみると、マンパワー以外は食料さえも危ない。食糧封鎖でもされると餓死するしかない戦争ができない国なのである。人間を消耗品同様の扱いをする国が近代兵器を備えると、精神主義の「神風」攻撃の再来となる公算が高いと考えられる。それが残酷熾烈な近代戦の正体である。

戦争にもルールがあるなどという考えは幻想と思える。国民・軍隊・政府が一体となれば、国家の指導者の命によって何をやってもよい状態になる。戦争ロマンなどなくて勝者の言い分がすべて正しいとされるのが、近代的総力戦の構図である。国家と国家の戦争においては勝者がそれなりのルールによって敗者を戦争犯罪者とするが、内戦などではルールなど存在しない。つまり、政府軍のルールは敗戦とともに反政府軍に移るのである。国家総力戦になって悲惨なことは非戦闘員も戦渦に巻き込まれることである。無差別空襲においては女性や子どもまでも負傷さらに死亡する修羅場となる。戦意喪失に持ち込むための爆撃かもしれないが、そのことがさらに敵意を増長さすのである。爆撃機から脱出した敵の兵士は敵意の最大限のところに降下するのであって、普通の国民による普通ではない仕打ちが待ち受けているのである。戦争における女性は普通は被害者として考えられるが、加害者となって殺人を犯すこともあり得る。殺人可能な権力とそれをなしうる手段があれば、戦争だから許される行為でもない犯罪を実行するのである。以前鑑賞した映画に、子どもを殺すことを見逃したドイツ兵が背を向けた途端、その子どもに撃ち殺されるシーンがあった。女性や子どもを使った自爆テロなどは人間として許されるものではない。とは

言っても戦争から近づいてくる危険性は時代を選ばない。軍人が力を持つと、仮想敵国を悪者にして敵の敵は味方という集団的自衛の構図になり、女性や子どもが敵を殺めても英雄とされるのである。革命に至るゲリラやテロはそれなりに奥深いものがあるが、男たちの戦争において、闘う男を英雄視する女や子どもの存在はプロパガンダの成果そのものである。繰り返しになるが、戦争にはルールはない。先制攻撃を仕掛けて敵を壊滅させた国家が勝者となってルールまがいなものを作るのである。勝者になるためにはそれしかないのであるが、それを抑止するための軍備拡張はすでに戦争である。されど、核戦争には勝者は存在しないことは世界共通の認識である。

国民は選挙での有権者であって主権者でもある。しかしながら自らの一票において世の中が変わるものでもない。独自の憲法解釈によって集団自衛権容認、特定秘密保護法や共謀罪の新設によって日米軍事同盟を進めた 2012 年の第二次安倍政権成立は、首相自らを立法府の長と行政府の独裁を認める発言をしても、選挙において成立した政権である。また、先制的な敵基地攻撃能力を「反撃能力」などと言い換えて、国民を惑わすことに成功している。米国、ロシア、中国などの軍事大国同士の戦争になれば、勝者は存在しないことを最低限認識している政権である。それゆえに大国間の戦争になる恐れのあることには、憲法解釈上で直接的軍事介入は控えることは可能である。米国も同様で、核戦争になる恐れのあることには日本のような同盟国に代理戦争をさせる選択が濃厚である。そこでの地域的抑止力として軍事拡張するなどということはナンセンスである。このままでは自衛隊は国防軍、防衛省は国防省に名称を変えて、軍事拡張はやりたい放題となる可能性が高い。むしろ警戒すべきは、「平和省」や「平和維持軍」と称して戦争を続けられる組織編成になることである。自己防衛のための軍事拡張が抑止力になるどころか、脅威の対象国からすればそれ自体が脅威となり、軍事拡張競争の軍事費が双方の国民生活を苦しめることになるのである。こんなことは中学生や高校生でもわかることであるが、国家によってたきつけられた敵意が解消しない限り理念的な書生の論理と切り捨てられて、地域的抑止力が大人の論理として認められてしまうのである。軍隊があるから戦争になり、戦争があるから軍隊が必要との論理が平和なのであろうか。国家概念を生産手段の所有から定義する社会主義国家であろうと、国民と国家が資産の安全のための契約締結する民主主義国家であろうと、民族自決のための指導者に委ねる民族主義国家であろうと、国家が存在する限りは国家間の戦争は停戦状態を保つしかないのである。されど、想像の共同体として国家は現実存在しているのである。近代の国民国家間では敵意を消滅させて共存することがお互いの利益になることを政府指導者は認識し、民間による人間的なつながりに委ねることしか戦争回避できない情勢である。しかしながら、この絶対的平和は容易に達成されるものではない。

近代とは前近代的共同体を解体し、そして今までのしがらみから解放し、個々になった人間を人為的な目的によって再結合させる過程であった。さらに共同体同士の結合の最大のものが国家であって、その中では不戦協定のようなものが生きて、アイデンティティを持ちつつ国民と称した。ところが、同じように結合を成し遂げた他の国家とは、必ずしも不戦が生きておらずに戦争が起こることが不思議ではないような歴史がある。核兵器などが開発されて、地球を何回も破壊できるところまで来て、核戦争による総力戦では勝者はいないことに各国が気が付いたのである。しかしながら、国家である限りは国民でないことを選択することが不可能になってきている。そのことが軍事費を税負担したり、国家によっては兵としての訓練を受けることが義務付けられているのである。逆説的に言えば、国家への加入や国家から脱退が自由であれば戦争にはなり得ないと思える。なぜならば命の危険を感じたならば、国民であった者もその国家から逃げ出すことができるからである。1945 年の第二次世界大戦以来、幸せなことに大国間の総力戦は生じていない。大国間の持久戦となれば核戦争となり、人類は絶滅するとの認識からの危ういバランスの上での停戦状態が生じている。核戦争は総力戦であって、交戦国でない国も放射能の洗礼を受け

る。これに対抗できるのは政府が開戦を決定しても、国民は従わないことができる体制を作り上げることである。それがためにも政府によらない民間での外交こそが本当の抑止力であると考ええる。核の傘による危ういバランスでの抑止力は、偶発的なことから崩れることは容易に想像できる。核が使われるならば、間違いなく先制攻撃での勝利しかないのであるが、秘密裏に潜航する潜水艦からの核報復を受けることとなる。それを上回る監視体制は宇宙まで広がり、抑止力の競争となってますます危うい状態になるのである。

本来、国同士の紛争の政治的解決のために戦争があつて、平和が戦争のない状態と考えるならば、独裁による権威主義的国家が世界の憲兵となることが平和への近道となる。このような覇権国家の台頭は断じて許しがたい。さらに言えば、権威主義国家の独裁体制が緩むと内乱や内戦の恐れが深まる。また、民主主義国家すらも戦争をしないと切り切れるのであろうか。選挙において合法的に成立した国家の政府が平和のための自衛戦争と、国民の総意と矛盾した論理を現実化する恐れもある。国家間での戦争が未来永劫続いているかと言えば、ある時点で和解、つまり仲直りしている。仲直りするぐらいならば、初めから戦争などしないほうが良いとも考えられる。もともと兵士個人では軍服が違っただけで殺し合いをしているので、停戦という命令ならばそれに従うことに躊躇はない。国家という集団が講和条約を結ぶのは長期的利益を考慮したうえでのことと考えられる。しかしながら、身近な身内友人を殺されたり、虐待された者からすると簡単にはノーサイドとはならない。私たちは戦争での講和が新たな戦争への火種なることの歴史を知っている。それならばはじめから殺し合いなどしないことがお互いの利益なのである。これからの戦争には勝者は存在しないと考えて、戦争によって政治的課題を解決することは行ふべきではないのである。究極的に宇宙船地球号に乗り合わせた人間同士であると認識するならば、敵意を持たずに武器も必要としない。このことのほうが核戦争の現実化よりも現実的と思える。それには国家や政府という枠組みを超えて、自治体やNGO民間団体同士が理解と友好を深めることが重要であると断言する。高齢者の戦争に対する忠告よりも国家によって戦場に駆り出さされる恐れのある若者が、戦争のほうから近づいてくることを認識してもらいたいし、マスコミや教育機関が戦争を助長するような言動は断じてしてはならないと結論する。絶対的平和を構築して生きていくしかホモサピエンスの未来はないのである。

(しおこうじばし たくぞう)



市民科学研究所ブックレット

新書散策の旅（シリーズ第 22 回）

…『死刑賛成弁護士 犯罪被害者支援弁護士フォーラム』から学ぶ…

宮崎 昭

「市民科学通信」前号（第 57）で、“人を殺してはいけない”という深遠なテーマでアーミッシュとメノナイトに焦点を当てた踊[2025]『非暴力主義の誕生—武器を捨てた宗教改革』（岩波新書）を取り上げました。そこでの私のスタンスは、戦争で他者の命を奪うことに反対であり、それは神が命じたからというのではなく、カントのいう「定言命法」（無条件の普遍的道德）によるものではないか、という考えからでした。であれば、国家による殺人である「死刑」（応報）についてどう考えるのか、そのことが頭から離れませんでした。

戦争で殺人を犯すことの非道に怒りと無情を感じつつも、極悪非道の殺人犯に対しては「死刑」もやむを得ないと思っている人も多いと思うのです。実際、国民の 80%が賛成しているという報道がありました。

ともかく、死刑に賛成か反対かという二項対立の考え方から、いったん身を引いて、その両者の言い分、考え方から何か得られる知見はないか、そう考えてこの書を選んでいきます。

日弁連、日本弁護士連合会は公式に死刑制度の見直し、制度の撤廃を主張しています。しかし、弁護士はすべて日弁連に会員登録していますが、すべての弁護士が死刑に反対しているわけではありません。死刑に賛成する弁護士が「犯罪被害者支援弁護士フォーラム」（以下、VS フォーラムと略）」を組織して積極的な発言をしています。ホームページを見ると、

1. 被害者の刑事裁判への参加を支援します。
2. 被害者の加害者に対する賠償請求を支援します。
3. 日本弁護士連合会の「死刑廃止」の立場に異議を唱えます。

とあります。いかにも気骨のある「VS フォーラム」です。

被害者に軸足を置いた活動を行い、被害者の心情と利益に最大の関心を寄せています。というのも、現在の司法制度では加害者の処遇には法的に手厚い配慮がされているにもかかわらず、被害者やその家族にはほとんど配慮がなされていない、という現状に対する強い批判があるからです。

上谷さくらさんは、こう指摘しています。私もよく理解していなかったことが挙げられています。

憲法は、国のあり方や国民の権利と義務などを定めた最高法規です。現在の日本国憲法の条文は全部で 103 条ありますが、そのなかには、「弁護人依頼権」「黙秘権」などの加害者の権利がたくさん定められています。これは、戦前の明治憲法下で、自白を得る目的で拷問が行われ、冤罪が生じたことなどが根拠となっています。

しかし、憲法には「被害者」という言葉は一度も出てきません。つまり、被害者は憲法上の権利が保障されていないのです。それどころか、被害者はつい最近まで全く権利を持たない、単なる「証拠品」として扱われ、取り調べの対象でしかありませんでした（VS フォーラム[2020]14－15 頁）。

被害者には「法律上保護される利益はない」というのが、司法の判断だったのですが

被害者による精力的な活動によって、「2004 年に犯罪被害者等基本法が成立」し「第 3 条に、『すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する』と定められ、ようやく被害者の権利主体が明確に認められることになりました」（同 15 頁）。

加害者（犯罪者）と被害者との係争上の対立だけでなく、司法上の取り扱いにこうした不平等・格差があったことに、改めて驚き愕然とします。

VS フォーラムが死刑に反対するのは、被害者が“治外法権”に置かれているだけでなく、つまり犯罪者（加害者）が服役中であっても衣食住や医療など国費で賄われていることに限りなく違和感と怒りを感じていることです。加害者には安定した日々の生活が保障され、被害者には悲しい思い出と収まることのない怒りが鬱積しているにもかかわらず、国から放擲されて無視されていることです。被害者の思いは痛烈で、聞く者の胸を激しく揺さぶります。

私が慟哭したのは、「心斎橋通り魔殺人事件」で夫を失った南野有紀さんの生木を裂くような悲痛の声です。

夫は長女、次女、1 歳の三女を何より大事にしていました。娘たちも、いつも仕事で忙しいけれど、たまの休みには遊びに連れて行ってくれたり、お菓子やおもちゃを買ってくれたり、何より同じ目線で遊んでくれるお父さんが大好きでした。…（中略—宮崎）…

犯人は、覚せい剤の使用で服役し、出所したばかりでした。犯行の理由は、「人を殺して死刑になりたかった」という身勝手なものでした（同 210 頁）。

知らせを受けて、家族そろって大阪に向かいます。

新幹線のなかで、「お父さん、事故大丈夫かな」と娘が言います。私は、「何て返せばいいんだろう、どうしよう」とつぶやきました。しかし、母からは「今は言わなくてもいい」とだけ言われます。真実を知らない娘たちは初めて乗る新幹線に興奮していたので、その通りだと思いました。無邪気な娘たちを見ながら、私の胸はずっとバグバグしたままでした。そして、新大阪駅に着くと、車で迎えに来てくれた警察の方と夫の妹夫婦と一緒に大阪南署へ行きました（同 211 頁）。

その後、以前のような日常の生活に戻れない自分と娘たちの状況が語られますが、3 年後大阪高裁での裁判の話に移ります。

私が傍聴のために大阪へ行くと娘たちに伝えると、彼女たちは、日頃抑えていた感情が爆発したかのように号泣しました。

「お父さんを返せ！私たち家族は幸せだったのに。何でお父さんが殺されなきゃいけないの。『お母さん裁判に行かないで』

大阪という場所がトラウマになっていたため、お母さんが行ってしまったら、お父さんのように帰って来ないかも知れないと思ったのです。

しかし、初公判前日、娘たちは私に手紙をくれました。

「私たちは大丈夫だから。私たちの代わりに、私たちの幸せな人生を奪った犯人に伝えて来て」（同 214 頁）。

この母と娘の悲痛な願いは「死刑判決」で叶えられましたが、しかしながら 2017 年、7 年半

もの歳月を経て、2 審で破棄され無期懲役になります。最高裁でも覆りませんでした。家族にとっては、死刑こそが「償い」であり最低限の心の安寧であったのです（いわゆる応報刑論です）。それが国家によって“否定”されたわけです。一審の死刑判決は「裁判員裁判」の下での判断だっただけに、二審、最高裁の専門家による採決に不信感を増幅させたことは言うまでもありません。

これに対して、「死刑囚の人権や人格を究極に否定する行為が、死刑執行ではないか」と主張してやまないのが篠田[2008]です。死刑が被害者への「償い」であるという考え方に否定的です。

取り上げられているのは、あの宮崎勤死刑囚、小林薫死刑囚、宅間守死刑囚の三人です。いずれもマスコミで大きく扱われ国民の間で糾弾され「人でなし」の烙印を押された死刑囚です。被害者はもとより、国民の多数が死刑執行に賛同したはずですが、いずれも常軌を逸した猟奇的で不条理な犯行だったからです。

宮崎勤：88 年 8 月 22 日、入間市で 4 歳の少女が、10 月 3 日には飯能市で 7 歳の少女が、そして 12 月 9 日には川越市の 4 歳の少女が殺害され、89 年 2 月 6 日に被害者宅前に段ボールがおかれ、中から骨や歯が発見される。さらに 2 月 10 日、「今田勇子」を名乗る犯行声明文が被害者宅や新聞社にも送られる（篠田[2008]28 頁）。

小林薫：04 年 11 月 17 日、帰宅途中の奈良在住女兒が連れ去られ翌日道路の側溝に凄惨な姿で発見される。12 月 14 日、二度目のメールが送られて、「次は妹だ」という文面と親の神経を逆撫でするような姉妹の画像が送られてきた（同 94 頁）。

宅間守：01 年 6 月 8 日、大阪教育大学附属池田小学校に包丁を持って、教室で生徒や教師に次々に斬りかかり、生徒 8 名が亡くなり、教師を含む 15 人が重軽傷を負う（同 180 頁）。

この 3 人の犯行は常軌を逸したものでした。しかも、自らの犯行を反省することなく、逆に周囲の者たちに悪態をつく有様でした。被害者が少女や小学生だったこともあり、その「異常」な事態に多くの人々は理解不能の闇に追い込まれたのです。だから精神鑑定が望まれたのは当然のことです。

宮崎勤の鑑定結果は分かれました。検察側（慶応大の保崎教授ら 6 人）の「極端な性格的偏り（人格障害）によるもので、精神分裂病を含む精神病様状態にはなかった」（同 39 頁）という責任能力を認めたものでした。他方弁護側（帝京大内沼教授ら 3 人）による第 2 次鑑定は「多重人格説」と「精神分裂病」との 2 説が同時にだされ責任能力がなかったという判断でした。

小林の場合は弁護側の請求により「情状鑑定」（被告人が起訴事実をほぼ認め、責任能力をめぐって争う意思がない場合に、情状酌量の判断のために家庭環境や犯行時の精神状態を鑑定するもの）が行われ「小児性愛」「反社会性人格障害」と診断されて責任能力があったという判断です（同 96 頁）。

宅間については、精神鑑定の経緯など、この書には記述がなく、小林と同様の「反社会性人格障害」と指摘するだけですが、岡江晃『宅間守 精神鑑定書』（亜紀書房、2013 年）でも類例のない精神状態であったことが報告され、現在では「自閉症スペクトラム障害」だったのではないかという意見もあります（HatenaBlog 2019）。とにかく、「底なしの憎悪、むき出しの悪意」とレッテル張りをされています（同上 171 頁）。

この3人には共通点があるといいます。「極悪非道」の「反社会性人格障害」であるだけでなく、3人とも「親、特に父親を激しく憎悪した点」（同署 179 頁）です。篠田さんは、「3 人とも社会から疎外され、社会とコミュニケーションを保てなかった人物だが、彼らにとって家庭とは、家族とはいったい何だったのだろうか」と問いかけ、「人間は社会的動物であり、その社会との関わりが反映される『最も身近な他者との関わり場』が家族だとすると、父親とは彼らにとって『社会規範』の象徴だったのではないだろうか。そう考えると、3 人が父親を憎悪したことは決して偶然ではないように思えるのだ」（同上 179 頁）と自答しています。

さらに、ここが大事なところですが、3 人とも死刑の判決を受け入れ、早期の死刑執行を強く望んだことです。被害者遺族への謝罪の言葉もなく、「償い」の姿勢もなく命を絶ちました。

「もともと世の中がいやになって死にたいと言っていた人間に、死刑を執行したところで、それが罪を償うことになるのかおおいに疑問なのだ」（同上 238 頁）という篠田さんは、「犯罪を犯した人が『罪を償う』とはどういうことなのか。彼らをどう処遇することが本当の問題解決につながるのか。これだけ動機不明と言われる事件が頻発する現実を見るにつけ、死刑こそが有効で重い処罰なのだ」という思い込みで現実に対処するのは、ほとんど思考停止というべきではないか」（同上）、と篠田さんは訴えます。

「思考停止」という厳しい指摘を受け止めるならば、「反社会性人格障害」がなぜ生まれたのかを踏み込んで真剣に考えなければならない、ということだと思います。かつて、加賀乙彦さんは「悪魔のささやき」という興味深い見解を示しました。

強盗殺人や強姦殺人の犯人が逮捕されると、人びとは「殺人鬼」「強姦魔」などと最大限の悪罵を^{あくば}投げつけ、恐れます。そうして殺人者を温かい感情のかけらもない極悪人か、心を病んだ異常者と決めつけ、自分とは別世界の住人か何かのように考えることで安心したいのかもしれませんが。そのとぼっちりで、精神障害者が危険視されたり差別されたりする」（加賀[2006]18－19 頁）。

殺人者を特別視して、私たちの生活圏とは異質な別世界の存在であるという認識に異議を唱えます。同じ社会のなかで共存するという認識です。精神科医となった加賀さんは、1955 年 11 月。小菅の東京拘置所医務部で法務技官として勤め、その後「ゼロ番囚」（東京拘置所内の呼び名で、主として凶悪重罪犯を指します）の担当になって、多数の極悪犯と向き合う中で知りえたといいます。ひとりひとりと向き合い、語り合い、そこで殺人犯の多くが「でも結局、あのときなぜあんなことをしたのかわかりません」（23 頁）と言ったということです。善悪二項対立の考え方が大きく揺さぶられる瞬間です。

加賀さんの「悪魔のささやき」は、殺人犯、刑事犯の話にとどまりません。あの「大東亜戦争」を積極的に推し進めた日本人にも、この「ささやき」が災いをもたらしたのではないか、という深刻な問題提起に及んで、日本人が「ささやき」に無抵抗であったことを批判しています。

象徴的な出来事として、「紀元二千六百年式典」が挙げられます。1940 年（昭和 15）、「初代天皇（神武天皇）が即位して二千六百年にあたる」とまことしやかに語られるこの年、大々的な祝賀行事が行われ日本中がお祭りムード一色になったといいます。大東亜共栄圏建設に向けた政府による一大キャンペーンだったのですが、「大多数の日本人はその思惑にまんまと乗って華

やかな祭りに浮かれ、酔いしれました」（同上 56 頁）。こうして皇軍の兵士となった日本人は、中国や朝鮮などで面識もなく付き合いもない人びとを容赦なく殺戮したのでした。戦争だから「犯罪」ではないという人もいますが、これは紛れもなく殺人です。戦後、彼らの「罪」はどのように償われたのでしょうか。東条英機は自殺未遂の後、死刑判決を経て処刑されました。彼は、罪を償ったのでしょうか。フィクションではありますが、テレビドラマ「私は貝になりたい」（フランキー堺主演）で描かれた BC 級戦犯の清水豊松が死刑となるストーリーを観て、彼個人にひたすら限定して「罪」と「償い」を考える愚かさを痛烈に感じたものでした。

今年は東京大空襲から 80 年経ちます。第二次世界大戦で始められた「無差別爆撃」なのですが、アメリカ軍 B29 爆撃機のパイロットは、東京を眼下に見下ろし、“ここで爆弾を落としたら多くの子供、女性、高齢者が亡くなるのだろう”と思いつつ、“このボタンを押すだけだ”と息をのみ決断したといえます。東京の被災者、被害者に対して、いまなお日米双方による「償い」の手立ては取られていません。ヒロシマ、ナガサキ、フクシマ、然りではないでしょうか。

直接、名前も顔もわかる殺人者に対して、憎しみをもって死刑を切望する「償い」の形式は現実的なのだろうか、少なからず疑問に思います。なぜ宮崎、小林、宅間のような人間が生まれてきたのか、そのことを追求することなくただこの世から抹消し、なかったことにするような対処の仕方は大きな禍根を残すことになります。

愛する家族を突然暴漢によって失った被害者の家族に対して、冷淡とも、傍観者的とも言われることを百も承知で言いたいのです。犯罪や戦争、さらには自然災害で不本意な死を余儀なくされた人びとが、過去、現在、そして未来において無数に存在しており、その「償い」はこの私たちの現にある社会のあり方を鋭く問うていると思うのです。必要なのは同情ではなく共感です。

私たち社会的動物である人間は、仲間を死刑で処理するのではなく、そうではない社会的な工夫を必要としているに違いないと信じます。加賀さんは「『個』を育てることで悪魔を退散させる」（同上 193 頁）と言ってます。また、改めてのおさらいになりますが、暉峻淑子[2012]が述べているように、「私たちは、個人であると同時に社会人であり、自然の一部として生きている自然人でもある。この三つはどれも切り離すことができない一体のものとして、人間を人間たらしめている要素なのだ。この三つが偏りなく^よ撚り合わされて私たちの人生の意味と目的を支えているときに、私たちは、たぶん豊かな幸福感を持つことができるのだと思う」（ii 頁）のです。

加賀さんの言う「個」を確立することが暉峻さんが言う「社会人」「自然人」と深く結びつくことによって、犯罪や戦争のない社会、死刑という応報のない社会を築き上げる最短の道だと考えます。いばらの道のりだとは思いますが。

先日亡くなられた谷川俊太郎さんは、つぶやいています。

あなたはひとり　ただひとり
かけがえのないいのちを生きて　（谷川[2024]14 頁）

にんげんはなにかをしなくてはいけないのか
はなはたださいているだけなのに
それだけでいきているのに　（同上 24 頁）

ときどき思う、
死んでからヒトは、

生きていたことが、
生きているだけで
どんなに幸せだったか、
悟るんじゃないかって。

(同上 34 頁)

当たり前のことですが、「死に向き合うこと」は「生に向き合うこと」ですよね。

【参考文献】

- 加賀乙彦[2006]『悪魔のささやき』集英社新書
篠田博之[2008]『ドキュメント 死刑囚』ちくま新書
谷川俊太郎[2024]『生きてるってどういうこと?』光文社
暉峻淑子[2012]『社会人の生き方』岩波新書
犯罪被害者支援弁士フォーラム[2020]『死刑賛成弁士 犯罪被害者支援弁士フォーラム』
文春新書

(みやざき あきら)



ウクライナの風景—ユーゴの

モンタージュが浮かぶ

—「あまりにうるさかったので撃ちました」—

宮崎 昭

私は死体というものを直に見たことも接したこともありません。もちろん、遺体との遭遇は何度もありましたが、その寄る辺ない死体もしくは屍が事故であれ事件であれ、もちろん戦争や大地震によるものであれ、見たことはありません。幸いと言いきなかなのか、そのような体験がありませんでした。しかし、そうした人生を送ってきた人はもしかしたら世界の少数派かもしれません。

1949 年、クロアチアのリエカに生まれた作家スラヴェンカ・ドラクリッチは、現下のウクライナを目の当たりにして、エッセイ集『戦争はいつでも同じ』を世に発表しました。

「ウクライナの戦争は、当然ながらユーゴスラヴィアの記憶をよみがえらせ、目の状況との比較を促した」（3-4 頁）のです。なぜなら、かつて自身が書いた「ボスニア・ヘルツェゴヴィナでの戦争に際し 30 年前掲載したような物語」のウクライナ版を執筆するよう要請された際、そのなかで取り上げた「命を落とした少女の話」を全く忘れていたことに、吾ながらあきれ愕然としたからでした。

以下、彼女のエッセイの断片をいくつか紹介します。私の備忘録でもあります。

<ユーゴスラヴィアの戦争の記憶>

「1991 年から 1995 年のユーゴスラヴィアの戦争を経験した私たちの世代も、戦争について自分ではわかっているつもりではいる。私自身は最悪の現場を経験したわけではないものの、戦争の惹起された破滅的状况から、誰一人として逃れることは不可能である」（4 頁）。

「私はロシアの砲撃で破壊されたブチャの写真を眺めていた。女性が倒れ、手は半分以上土に埋もれている。死体の側には EU と書かれた水色のキーホルダーが、失われたヨーロッパの夢のごとく打ち捨てられている」（8 頁）。

「その意味で、現在のウクライナの戦争は、過去へ連れて行ってくれるタイムマシンかもしれない」（同上）。

「戦争を記録する行為は、私にとって戦争への抵抗に他ならない。ロシア軍がキーウに向かって侵攻し、ウクライナで全面戦争が勃発してすでに数か月、少なくとも、私はなんらかの声を上げざるを得なかった」（9 頁）。

<リヴィウの親友、オクサーナからのメールを興奮気味に読む>

2022 年 2 月 23 日、水曜日、午前 9 時

「どの国もキーウ防衛のために自国の軍隊を送る気はないようだ。しかしながら、ウクライナで起こり得る戦争が、ヨーロッパ地域の安全保障に再び疑問を投げかけるのは明らかである。夜、人はロシアが攻めてきたらどうしようと思いながらベッドに入り、それから自身の考えを否定する。そうしないとまったく眠れないのだ。オクサーナもそう思いながら、3歳の娘を抱きしめて眠りにつくだろう」（184頁）。

2022年2月24日 木曜日、午前9時

「オクサーナはキーウには戻れない。プーチンが彼女の人生を変えてしまったのだ。今日のオクサーナの朝を想像してみる。ささやかな朝のルーティンはどう変化してしまうのだろう。この日、この美しい朝から、オクサーナと何百万もの人々が不安と恐怖のなかで生きていくことになるのだから」（185頁）。

2022年2月25日、金曜日、午前9時

「無力感、寒さと同じように私の骨の髄まで浸透していく。何か慰めになるような内容を書こうとはするけれど、言葉に裏切られる。読んでいて一番辛いのは、オクサーナの『それも長くは続かないけれど』という一文。私自身も幾度となく同じことを思ったが、戦争は延々と続く。街角の騒音、路面電車の音、クラクションの音、庭で遊ぶ子どもたちの声——今となっては、すべてが平和な日常生活に存在する、素晴らしい音のように思える（188頁）。

<恐怖のスーツケース>

「おばあちゃんの声が遠くなっていく。

ほら、夜明けの淡い光が見えるでしょう。発たなくてはならない徴。

その重たい恐怖のスーツケースは、床の上に開いたままにして行きなさい。

泣かないで。

笑顔でドアを閉めて。恐怖はもう重荷なんかじゃないわ。あなたは強くなった。あなたのなかにあるものすべてを奪うことなんて誰にもできないわ。

もうあなたはれっきとした難民なのよ。覚悟はできているでしょう」（196頁）。

<あまりにうるさかったので…>

「ヴァディム・シンマリンは…（略—宮崎）…シベリヤ地方イルクーツク州ウスチ・イルムスクで生まれ、2月にロシア占領軍とともにキーウへ入った。その顔は少年の顔そのもの。真剣な眼差しで、恥ずかしそうに頭を下げている。…（略一同）…ヴァディムは戦車部隊の軍曹で、ウクライナで行われた戦争犯罪の最初の被告となった。彼の裁判はここ数週間大きな関心を呼んでいる。

若いヴァディムが起訴されたのは、2月28日にチュバヒフカ村で車列を攻撃した後、車で逃走中の他の4人の兵士とともに、自転車に乗りながら電話をかけていた62歳のオレクサンドル・シェリポフを殺害したためである」（197–198頁）。

「ロシア兵のイワン・マルティソフも殺害について証言しており、シンマリンとともに自首している。シンマリンは法廷で、車内にいた見知らぬ将校の命令に従ったのだとし、『状況が非常に緊迫していて、将校に怒鳴りつけられたので……あまりにうるさかったので撃ちました』と説明した。その後戦闘意欲をなくし、ウクライナへの投降を決めたのだった」（199頁）。

この本の末尾に、「悪の凡庸さに抗う 示唆に富むドラクリッチのエッセイ」（マリヤ・オット・フラノリッチ）が掲載されています。こう解説しています。

《読書案内》

伍賀一道『雇用と働き方から見た現代貧困論』が提起するもの —「貧困大国日本」を問う—

青水 司

はじめに

著者は、大著『現代資本主義と不安定就業問題』（お茶の水書房、1988 年）以降ほぼ一貫して日本の労働問題とりわけ不安定就業問題（非正規労働をはじめ近年の「雇用によらない働き方」に至るまで）を研究してきました。本書はその観点から、現代日本の労働問題を基礎に現代貧困論を正面から本格的に展開しています。つまり、今日の日本で様々な雇用形態が増え一見すると労働者にも有益と映る制度や政策も現れている中で、K. マルクスの資本蓄積論、相対的過剰人口論に基づいて貧困問題を総合的に捉えています。そのうえで、主題にある『雇用と働き方から見た現代貧困論』に明快なように「雇用」と「働き方」において、さらにつけ加えれば「まともな失業の自由もない」現代日本はまさに「貧困大国」なのだという事を明らかにしています。

一

まず、図表が 45 もありしかも著者が作成したものが多くあり、これだけでもとりわけ 1990 年代以降日本がいかに貧困化しているのかが分かります。

本書は 3 部から成っています。

第 1 部は「現代的貧困の諸相」です。

第 2 部は第 1 部を受けた「貧困をとらえる視点」で、理論的基本になる部分です。

第 3 部は第 1 部の現代の特徴的「貧困の諸相」を受け第 2 部の理論的基本によって主として 30 年間（バブル崩壊後の 1990 年代後半から今日まで）の「雇用と働き方の貧困」の主要な動向とそれを推進した政策が分析されています。

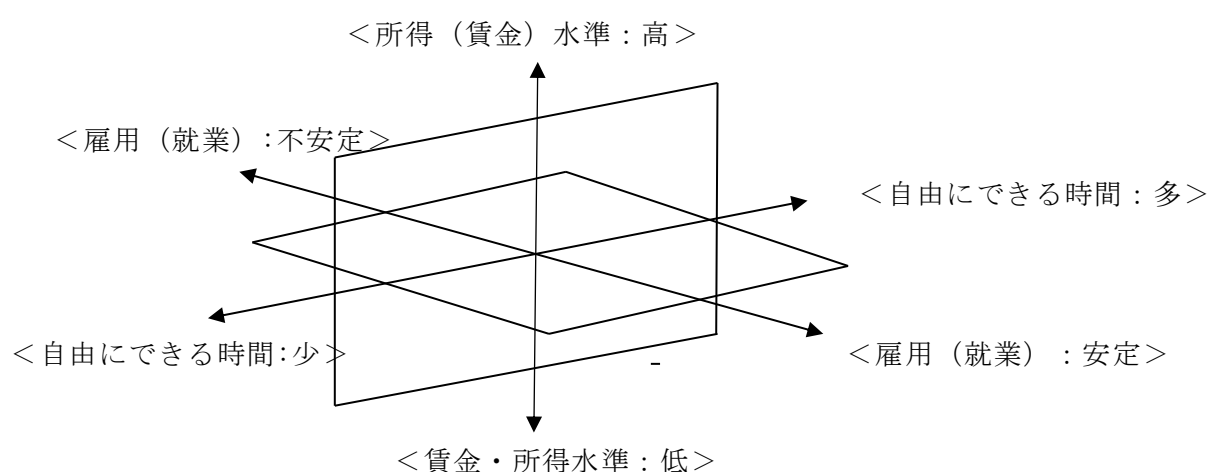
さて第 1 部「貧困の諸相」では従来の貧困論でよく取り上げられた①女性、シングルマザーの貧困だけでなく、②若者や高齢者の「不本意な働き方」、つまり正規雇用のようにシフトやノルマの強制まであり、同じマクドナルドでもドイツなどの正式な職業教育とはまったく違った使い捨て型「ブラックバイト」が多く、高校生 330 万人中 7%23 万人が非正規雇用です（2022 年）。また、65 歳以上の女性で年収 200 万円未満のワーキングプアが増えており（2013 年 12 万人から 2023 年 19 万人）、65 歳以上の男性が非正規雇用の主役です（2022 年、206 万人で 2012 年より 157 万人増加）。③非正規雇用の公務員「会計年度任用制度」によるワーキングプア、外部委託や雇止めの増加④教員や医師などの過労死という現代的貧困、⑤「使い捨て労働」の最悪形態としての外国人技能実習生の貧困問題というように、様々な意味で現代日本に特徴的な人権侵害にも関わる深刻な貧困問題が取り上げられています。

二

第 2 部は、第 1 部「貧困の諸相」の問題提起を受けて、「今日の貧困をとらえる視点」です。ここでは、著者は 2 つのことが重要と指摘し分析しています。第 1 は、「貧困」（労働者の状態）をどうとらえるかです。貧困の基準を単に所得が少ないこと（たとえば 4 人家族で 200 万円以

下)では、人間(労働者・労働できない人を含め)の「全生活状態」を把握できず、そのためには、「資本―賃労働関係」の本質を把握することが必要です。つまり、最近はやりの「雇用によらない働き方」(個人事業主、フリーランス)も含めて「働き方改革」(2015 年ころから)のあるべき基準をこの「関係」をもとに検討分析しなければならないという提起です。それによれば、所得(賃金)―自由にできる時間―雇用(就業)・失業の 3 次元で評価することです(図 2-1-1 参照)。労働者状態(貧困かどうか)の基準を示し、この 3 要素の安定を「人間らしいまともな働き方」(ディーセント・ワーク)とし、3 次元で現実を検討しています(73 ページ)。そして、結論的に貧困とは「物質的、文化的、精神的側面にわたって人間としての尊厳が奪われている状態」としています(76 ページ)。

図 2 - 1 - 1 労働者状態を捉える基準



第 2 は、3 次元における安定を実現するためには、労資対等の「資本―賃労働関係」が必要です。もともと労働者は資本に労働力を売らねば生活できませんから工場では労働者は資本の支配のもとで働かざるをえません。ですから、対等な力を持つためには労働組合や労働基準(労働基準法ど)、福祉国家政策が必要ですが、著者が指摘するように極めて不十分です。資本は基本的に労働者が生み出した剰余価値(利潤)を蓄え資本を蓄積します。このように資本・賃労働関係は再生産されます。

日本では、1982 年から 2022 年の 40 年間に企業(資本)による雇用労働者は 3970 万人→5720 万人と 1750 万人増加し、自営業主と家族従事者は 1540 万人→610 万人と 930 万人減少しています。ここでは資本―賃労働関係は拡大してきましたが、当然好不況の変動がありますので資本に必要な労働力増減の調整が必要で、相対的過剰人口(失業)のプールが必要になり、K. マルクスはこれを「いつでも使える搾取可能な・産業予備軍」と名づけました(77-78 ページ)。

相対的過剰人口の現代日本版は失業以外に多様な不安定就業(半失業)が新自由主義的雇用政策によって形成され、上記の労資対等化を掘り崩しているのが現状です(日雇い派遣労働者、不安定な「会計年度認定職員」など)。そして失業時の生活保障が貧弱で、「自立支援」を迫る政策を増加し、こうして「顕在的失業者にとどまる余地は限られ、…時間をかけて自分に合った仕

事を探す余裕が与えられない（労働力の急迫販売）」ことが「低賃金の半失業層が分厚く形成されて」いるのが今日の日本の特徴です（83 ページ）。

以上のように、経済成長のためには資本蓄積とそれを円滑に実現できる労働者需給すなわち相対的過剰人口が質的にも量的にも資本の意になるように形成されるプールに産業予備軍が必要だと捉えられるでしょう。そして、そのことが不安定就業や非正規雇用という半失業の形成・利用を促進する第 3 部の分析に繋がります。

その意味で、Ⅲ「貧困研究に『労働』をとりもどす」ことが重要になります。つまり、「派遣切り」や「非正規切り」などが増加し、テレビで「ワーキングプア」や「ネットカフェ難民」「年越し派遣村」が取り上げられましたが、上記の観点から著者は、日本が西欧の福祉国家と異なるのは、「相対的に低い失業率、高い不安定就業比率、高い相対的貧困率」だと明言しています（97 ページ）。一見すると「失業率が低いこと」は内容を問わなければ望ましいことのようにですが、上記のように内容を検討すれば望ましくありません。つまり「労働力の急迫販売」によって脱法的な 1 時間単位の「スキマバイト」「日雇い派遣」や「時間雇い派遣」にいたるまでの劣悪な不安定労働をしなくても安定した生活が続けられる失業給付や生活保障などの福祉国家的制度が必要です。かつて 1950 年代後半から 60 年代初頭の日本でも潜在的失業を除去し、完全雇用と社会保障制度の確立をうたっていた潮流が保守派にもありました。

三

第 3 部では

過労死、ワーキングプア、細切れ労働（ギグワーク）まで含む「雇用によらない働き方」などを招く新自由主義による「労働市場の構造改革」が行われてきました（アベノミクス）。このように正規雇用の人員削減（バブル崩壊後の 1997 年→2002 年に男性－238 万人、女性－161 万人、1992 年→2022 年でも男性－195 万人、女性＋76 万人）が進むのに失業給付期間を短縮し「完全失業者」が滞留しない状況が続きました。2015 年労働者派遣法改正による規制緩和、とくに「違法派遣労働者の派遣先企業の直接雇用への転換」を 26 業務区分の撤廃によって消滅させ、派遣労働者の権利を奪いましたが、なお無期雇用派遣労働者の増大もあり増えています（2013 年 116 万人→2023 年 156 万人）、それより多くなっている「雇用によらない働き方」（個人事業主、フリーランス：2022 年 209 万人）の位置づけは「労働市場の改革」との関係でも注目すべきです。とくにコロナ禍で急増したプラットフォーム労働（PF 労働）は、「短時間または単発・短期間だけ働き、『継続した雇用関係』のない就労形態」ですが、「日雇い派遣の原則禁止のもとで、その抜け道として PF 企業を介したギグワーク（細切れ労働）」が行われ、最近では「スキマバイト」のように究極の細切れ労働が増大しています。ILO では「デジタル労働プラットフォーム」企業とよばれ、タイミーの PF 労働は事実上の「日雇い派遣」を含んでいます（176-193 ページ）。こうして失業の自由もなく不安定就業（半失業）が増えるとともに劣悪化し文字通り「貧困大国日本」（労働力使い捨て社会）になっています。

おわりに

著者は、労働者を支える熱い心と、入り乱れて分かりにくい労働市場の構造を冷静な頭脳による適切な分析をわたしたちに示していただきましたというのがわたしの第1の読後感です。その理由の第一は、独立変数としての資本蓄積（利潤の拡大による企業規模の拡大）のために必要な様々な質の労働者を必要な時、必要な期間に、必要な数をできるだけ安価で手に入れるのが資本の本性です。そのためには資本―賃労働関係の拡大再生産が必要で、その意味で資本蓄積論の重要性を明らかにしています。そして第二に、そのために非正規雇用をはじめ、相対的過剰人口の構造を明らかにしそれらの労働問題を明らかにすると同時に、資本にとっての意義（資本としての狙い）も分析していることです。そのような観点から、今日問題が大きくなっている派遣労働とその変質による増加（製造業への派遣解禁、日雇い派遣から時間雇い派遣）や「雇用によらない働き方」の急拡大が分析され、「貧困大国日本」（労働力使い捨て社会）を総合的に明らかにし今後の展望を示しています。

・著者の伍賀一道さんは京都大学の1年後輩で同じ底辺問題研究会（セツルメント）で東九条（京都駅裏）のスラム街で地域の子供や青年と活動していました。伍賀さんは立命館大学院を経て金沢大学教員になり、わたしは富士通のコンピュータ開発を経て立命館大学院、大阪経済大学教員になりましたのでかなり後を追いかけてきました。専門分野は違いますが、技術（ソフトを含む）労働の経験があり、今は原発と被ばく労働について考えていますので、時々教えを請うています。いつも律儀に丁寧にご教示いただいています。ご著書は多くありますが、今回は「貧困大国日本」を変革したい若者向けに書かれたそうです。しかし、初心者向けではなく研究者にも読みごたえのある本格的な研究書でもあると確信します。特に労働者はもちろん市民科学者の観点から日本を変革したい市民科学京都研究所の皆さんにぜひ読んでいただき、研究に生かしていただくとともに意見交換もできればと思い紹介しました。

【伍賀一道『雇用と働き方から見た現代貧困論』学習の友社、2025年3月、2200円】

（あおみ つかさ）

市民科学研究所ブックレット



【草稿】 大学人M・ウェーバーの闘い

—ドイツ帝国と大学の自治—

重本冬水

《はじめに—大学人 M・ウェーバーの闘い—》

私は、K・マルクスと M・ウェーバーという対比、前者の方法論的社会主義と後者の方法論的個人主義という構図で、かつて修士論文でウェーバーの産業官僚制を論じました。ウェーバーの官僚制が「未来の隷従の容器」、「鉄の檻」として資本主義経済社会をペシミスティックに論じている意味をテーマにしました。当時のマルクス主義研究者のウェーバー批判（非科学的・観念論的立場、ブルジョア・イデオログなる批判も含め）をふまえながらも、その批判の問題点（的が外れている）から考察を始めました。同時にウェーバーの心情倫理と責任倫理という捉え方に惹きこまれながらです。この両倫理および価値判断論争などをふまえたウェーバーの 1919 年 1 月ミュンヘンでの公開講演（自由学生同盟の依頼による）をまとめたものである『職業としての学問』と『職業としての政治』における気迫にも圧倒されました。この気迫はどこからくるのか。それがわからないまま修論を書きあげました。

＜ウェーバーの大学人としての職歴等＞（高島・中村[1973]464～466 ページ等参照）

1892 年ベルリン大学・私講師（法学）、翌年に員外教授→1894 年 30 才でフライブルク大学・正教授（経済学）、就任講演「国民国家と経済政策」→1897 年ハイデルベルク大学に転任（国家科学教授）→1898 年神経症で休職、1903 年辞職、名誉教授、次第に健康回復、同年「ロッシヤーとクニース」発表、1904 年「社会科学と社会政策にかかわる認識の『客観性』」（「客観性論文」）を発表、『社会科学・社会政策雑誌』の編集、1904～05 年にかけて「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」（『プロ倫』）を発表、1905 年第一次ロシア革命に関する 2 つの論稿発表、以降も精力的な執筆・研究活動を続ける、1907 年第 1 回ドイツ大学教員会議開催（ザルツブルク）、1908 年に「フランクフルト新聞」において学問の自由のために大学の保守性を攻撃し、第 2 回ドイツ大学教員会議開催前に「教職の自由」に関して同新聞で論説掲載→1910 年ドイツ社会学会設立、指導的な役割を担う→1911 年プロイセンの文教政策を批判し論争を呼ぶ→1914 年「価値判断論争」に参加、第一次世界大戦勃発、1915 年にかけて 50 才で自ら軍役（野戦病院）につき、退役後→1917 年に「フランクフルト新聞」に政府・議会に対する批判的な政治論文を連載、自由主義左派の論客となる→1918 年ウィーン大学客員教授、20 年ぶりに教壇（宗教社会学、国家社会学）に立つ、ドイツ民主党に入党→1919 年 1 月ミュンヘンで自由学生同盟の依頼による 2 つの講演（「職業としての学問」と「職業としての政治」）を行い、5 月連合国の戦争責任追及に抗議する建白書を起草、同年ミュンヘン大学教授（社会経済史）に就任するも翌年 6 月 14 日急逝、享年 56 才。

＜時期区分について＞

以上の経緯をあえて時期区分すれば、1903 年（大学辞職と神経症が回復しつつある年）と 1916 年（軍役を終え、明確にリベラル左派になる年）の 2 つ時期を設定したいと思います。大学人としては 1903 年までであり、1916 年以降は社会活動家と思います。この間の 13 年は「自由人」で『プロ倫』をはじめウェーバーの主な業績が生み出された時期です。

今回、「大学人 M・ウェーバーの闘い」を表題とした「草稿」（ノート稿）を書くことになっ

たのは、大学評価学会の企画で「帝國的社会の戦前と戦後、大学の自治をめぐって」というテーマの連絡があり、すぐに思い浮かんだのがウェーバーの『職業としての学問』と上山安敏他編訳『ウェーバーの大学論』の本でした。そして、上述のウェーバーの学問上の気迫には「大学人としての闘い」がその基底にあるのではないかと考え始めました。

ウェーバーは、ベルリン大学紛争（ベルンハルト事件など）でドイツ帝国の文部官僚（アルトホフ体制）との闘い、ドイツ大学教員会議（教授労働組合）への参加（報告・討論）、そして何よりも大学の官僚制化と「教職の自由」の問題に取り組みました。これらの活動とウェーバーの学問業績および研究上の気迫が密接不可分であると思えてきました。この内容を草稿（ノート稿）の段階ですが本稿で検討します。

今になってようやく、「大学人ウェーバーの闘い」という視点に私は気づきました。もっと早く気づくべきだったと今は悔やんでいます。ウェーバーは単なる「知の巨人」ではないということには気づいていましたが、「大学人ウェーバーの闘い」との関連に気づくのが、・・・遅かった。

《ベルリン大学紛争—ベルンハルト事件—》

1908年6月18日の「フランクフルト新聞」にウェーバーはベルンハルト事件について寄稿しました。上山[1979]の解題ではこの事件についての説明がなされています。

「ベルンハルト事件は、1908年、当時のプロイセン文部大臣ホレ（Holle）が、キール大学国民経済学教授ルートウィッヒ・ベルンハイトを、学部にも照会することなしに、一方的にベルリン大学哲学部の国家学科の正教授に任命したことに端を発する。当時のドイツでは大学教授の任命は、学部により推薦された二ないし三名の候補者の中から、文部大臣が任命するという方式をとっており、したがって学部の推薦権が慣行として承認されていたわけであるが、それは、法的に保障されておらず、文部省は、これに拘束されずに、みずから教授を任命することができた。とはいえ、従来ベルリン大学の法皇といわれており、文部省とも太いパイプを維持していた講壇社会主義者グスタフ・シュモラー（1838～1917）の意向も聞かずに、突然ベルンハルトが任命されたので、ベルリンの哲学部、なかんずく経済学講座担当者のシュモラー、アドルフ・ウァーグナー（1835～1917）、マックス・ゼーリング（1857～1939）は、この処置に激しく抗議した。ドイツの諸大学や世論も、この学部の推薦権＝大学の自治を擁護する側にまわった。そしてマックス・ウェーバーもその一人であった」（上山[1979]3～4ページ）。

だが、ウェーバーは「ベルリン大学教授職の獲得が学問上の高い名誉とみなされる時代は過ぎ去ってしまっているのだ」（「フランクフルト新聞」1908年6月18日付け、同上7ページ）と述べ、また、「ベルリン大学人は、みずからの道徳的権威の——一部はおのれ自身が責を負うべき——あの弱体化のため、世論に対してであれ、政府に対してであれ、真に重要な抵抗をもちやなすことができないのだ」（同上10ページ）とも述べています。そして「『ベルンハルト事件』がセンセーショナルに示しているように、このような個人的関係にもとづいた影響力というものは、傑出した学者の手中にある時ですら、同じ時機に平行して『ビジネス』的視点がますます決定的となってきたからには、もはやあてにならぬ虚力にすぎないのである」（同上11ページ）と述べています。

ウェーバーは、国家権力（文部行政）から大学自治を擁護する立場で「ベルンハルト事件」を捉えただけでなく、むしろその本質をビジネス的視点、大学の官僚制化の視点で捉えようとしています。

《アルトホフ体制との闘い》

ドイツ帝国（1871年～1918年）はプロイセン王国を中心とした連邦国家です。プロイセンの首都にあるベルリン大学（現フンボルト大学）から、すなわち当時のドイツ帝国における大学の

頂点に位置づく大学から、西南ドイツのバーデン大公国にあるフライブルク大学へウェーバーは 1894 年に転出しました。ウェーバーは「プロイセンの文部行政区からバーデンの文部行政区に転任になりましたとき、私は、きれいな空気の中にきたという感じがしました」（同上 87 ページ、第 4 回大学教員会議＜1911 年 10 月＞にて）と告白しています。

この転出は文部官僚（アルトホフ体制＝汚い空気の中）との闘いの故です。この転出も「ベルンハルト事件」も、アルトホフ体制と呼ばれる当時のドイツ帝国の文部行政の中で生じた事態です。フリードリッヒ・アルトホフはプロイセン王国の枢密顧問官、後に内閣参事官、文部省局長などでの肩書をもつ文部行政において絶大な支配的権力を有していたことからアルトホフ体制（レジーム）と表されています。では、アルトホフ体制とはいったい何か、ウェーバーは次のように述べています。

「体制というのはすなわち、——その体制の誓約書（一、決して招聘拒絶〔義務〕だけでなく、可能なこと不可能なこと一切合財を含めたことについての講師の誓約書、二、ベルリンやその他の大学の正教授の死亡見込み等々を含む文部行政当局の誓約書）、黙秘義務、同僚関係への攪乱的介入、〔講師の〕信条に応じて講義広告費を助成したり停止したりすること、新聞キャンペーンのための公的資料の漏洩、そして私がこれまで実際に語ってきたことがらすべてを駆使して——、わが国の大学の後継者を漸次一種の学術商人へと変えてゆこうとするもくろみ、またこの機構の中になんの底意もなく入りこんだ人物を良心の葛藤に陥らせたりあるいは誤った道——そのつけはおそらくその後の大学生活全体を通じてまわってくることになるだろうが——を歩むようにそそのかすもの、をいうのである」（「フランクフルト新聞」1911 年 9 月 27 日付け、上山[1979]133 ページ）。

ここでの講師とは私講師（教授資格取得）であり給与はなく（受講生の聴講料による）官職でもありません。なおウェーバーは 1892 年にベルリン大学の私講師となり翌年に給与のある官職の員外教授になります。まず「誓約書」の中身ですが、招聘拒絶についてウェーバーは「私に向かって提出するように求められた誓約書には、万一『招聘の声』がかかったら私はそれを『拒絶する』義務を負うことを承認する旨記してあった」（「フランクフルト新聞」1911 年 11 月 2 日付け、同上 138 ページ）と 20 年前の私講師の頃のことを振り返っています。さらに誓約書は、「〔正式の〕講義委嘱〔状〕に記載されていない講義を担当する義務にかんする誓約書（私はこの種のものを強要された）、黙秘義務（これは私にも他の人びとに対しても強要された、それともごく最近には現存する大学自治権を犯してまで）、さらにたとえば公的集会での挙動にかんする誓約書（これは、もちろん相当前のことであるが、私がくわしく知っている仕方で行なわれた）についても」（同上 139 ページ）と述べています。また、この「学術商人」についてウェーバーは次のように述べています。

「大学の運命の操縦者として、しかも今後かなり長期にわたってその役割を担うのは、個人的には親しみやすいが、驚くほど下司で了簡の狭い『ビジネス・メン』、つまり、例の法則——経験からわかるように、凡庸な人が学部内に一人でも交われればその結果ひきつづいて凡庸な人びとを生み出していく作用をもつ一様化の法則——に従って、『好景気』が持続的に生み出されるように、自己の影響力を行使する人びとである」（同上 9 ページ）。

この「ビジネス・メン」について上山[1979]は次のように説明を加えています。

「ウェーバーにおいて business-men とは、matter-of-fact-man と同義であり、より一般的に言えば、プロイセン＝ドイツ型の道徳的な『権威的光輪を背に受けた官僚制』の対極としての、アングロサクソン型の私的営利と結合した『腐敗した官僚制』を担う官僚の理念型である。ウェーバーは、どちらかの官僚制を一義的に評価することはない。彼は、一方では、『純粋に「レアルポリティッシュに」判断すべきだとすれば、さらに究極的に問題となるのが世界における諸国

民の権力的地位だとすれば』、その場合にはアングロサクソン型の方が効率をもつとしながら、他方、本論説にみられるように大学がビジネス・メンで占められることに危機感を抱いている」（同上 15～16 ページ）。

business-men は、matter-of-fact-man と同義、つまり「一切の純個人的な感情的要素」、「計算不能なあらゆる非合理的な感情的要素」を職務の処理から排除する（ウェーバー [1960] 93 ページ）官僚制化のことを意味します。

ウェーバーは、ドイツ帝国下の大学行政（アルトホフ体制）を「罪過」として捉え、「必要とあらば法廷で立証することもできる」（「フランクフルト新聞」1911 年 11 月 10 付け、同上 142 ページ）とまで述べています。「罪過」の 5 つの実態をあげています。その内の 1～3 は次のように捉え告発しています（同上 143～144 ページ）。

1. そのときどきに権力を握っている文部官僚の「子分」をもって自任し、そのようなものであることの実を示さなければならないと考える〔人間〕類型を、大学の後継者の間にはびこらせる体制である、この体制が大学に対して及ぼす実践的な効果は、専門上の原則に即してもっぱら学問的に優秀な人物だけに与えられるべき大学のポストに、学問上は無価値だけれども実践的な「利用価値」のある人間※を配するということにならざるをえない。
※この「実践的な『利用価値』のある人間」について、「この表現をベルンハルト教授に適用するつもりはない。ついでにいえば、彼の本質的な欠点は、文部行政の不当な要求とその提供物の本質をしかるべきときに認識できなかったという点にあったのである」（同上 147 ページ）と述べています。
2. 文部官僚たちは、書面による誓約書提出の機会を利用して黙秘の義務を課した。しかも、その流儀たるや、はっきりこれを名誉の誓いに匹敵するものと呼ぶということまでし、その時機たるや、（法もしくは不文律により）確定し永続的な大学の利益と合致する慣行、つまり、学部諮問するという慣行をないがしろにするもくろみがなされており、実際にもそれが成功を収めているのと同じ時機を選んでいたのである。このような黙秘義務の強要は、こうした状況のもとでは、正当な大学の利益の見地からみて不作法なことの強要と呼ばれなければならない。
3. 官吏が合議関係に介入したために、大学の平和はひどく攪乱され、この平和を平穏な合意やその他の合議手段により回復しようとする試みは挫折を余儀なくされ、そのうえ、当事者の間で承認された大学の仲裁委員会の活動まで妨害しようとする企てがなされたのである。・・・
＜略・重本＞・・・客観的な文部行政とどうしても相容れることはできない。それは、官庁の任務とも一致しないし、同時に、官庁の管轄下にある大学が国内および国外に対してもつ威信、その利害とも一致しない。

《大学の官僚制化と「教職の自由」》

ウェーバーの大学論は、ドイツ帝国と大学自治の視点だけでなく、資本主義経済・社会における大学の官僚制化の傾向を捉え、これにどのように向き合うのかの問いが主題です。つまり、ウェーバーは外からの国家権力との闘いのみならず大学の内からの官僚制化との闘いとして、文部官僚（アルトホフ体制）を激しく攻撃し、また大学人、特に学術商人（ビジネス・メン）を批判しているのです。

大学における主に研究・教育手段の研究者・教育者からの分離、国家官僚制および産業官僚制（生産手段の労働者からの分離）における「隷従の容器」と「鉄の檻」を大学においても捉えているのです。

「こんにち、ドイツの医学や自然科学系統の研究所の大きなものは、すべて『国家資本主義的』事業である。これらの事業は、もとよりぼう大な資金や設備がなくては営まれない。そこで、一般に資本主義的経営にはつきものの例の事情がここにも生じる。『労働者の生産手段からの分離』

というのが、それである。労働者——つまり、ここでいえば研究所助手——は、国家から貸し与えられた労働手段にまったく依存しなければならない。そしてまた、ちょうど工場主にたいする工場労働者のように、研究所長にも依存していることになる。なぜなら、研究所長は、当然のこととして、研究所は『自分の』研究所であると考え、したがってかれはそこの支配者だからである。かくて、研究所助手はしばしば『プロレタリア』のように、そしてまたアメリカの大学助手のように、不安定な立場におかれるのである」（ウェーバー[1980a]13～14 ページ）。

ドイツの大学もアメリカナイズされつつあるとし、私講師（教授資格を有する）は「あたかもむかしの手工業者が自分の労働手段を所有していたのとおなじである。だが、いまや事態は急速に変化しつつある」とし、この変化は「資本主義的かつ官僚主義的な経営について一般的にいえることである。だが、こうした経営方針をとる大学の『精神』は、ドイツの大学の伝統的気風とはおよそことなるものである」（同上14 ページ）と述べています。

上山[1979]は、「ウェーバーは、もちろん他の大学教授たちに劣らず、『教職の自由』＝大学の自治を尊重するわけではあるが、しかし、問題はそれが大学教授自身によって空洞化されていることにある、と見るのである。まさに、奪われるに値する教職の自由などないではないか、という問いを彼は大学教授たちにつきつけたのである」（上山[1979]40 ページ）と述べています。

大学官僚化に進行の下、大学教授たちが主張する教職の自由は、すでに空洞化しているのではないかと 100 年以上も前にウェーバーは主張しています。大学の官僚制化、つまり大学の資本主義化、ビジネス化は凄まじい勢いで進んでいます。現代においては国家権力と大学の関わりは、大学のビジネス化の下での教職の自由とはいったい何か（その意味づけ）、この問いを抜きに論じることではできません。ウェーバーは「奪われるに値する教職の自由などないではないか」と 100 年以上も前にラジカルに問うているのです。この答えは 100 年以上経った今も未だ見つかっていません。いや、今日では、この問いそのものがなくなっているのではないかとも思えます。

《大学教員会議（教授労働組合）の設立》

1907 年 5 月、ドイツの全大学人に「ドイツ大学教員会議」への招請状が出された。プロイセン王国を中心としたドイツ帝国の文教政策に抗する大学人の連帯、組織を創るためにです。なお、反大学教員会議キャンペーンなどが「教授労働組合」と評し、労働組合は「大学教授のような高級な職業には適しない」（同上 17 ページ）といった批判もあった。ウェーバーの弟のアルフレート・ウェーバーは大学教員会議招請状の署名者の一人である（同上 17 ページ）。マックス・ウェーバーは、1903 年のハイデルベルク大学辞任後、大学に所属していませんが、この大学教員会議で報告、討論に積極的に参加し、その内容を「フランクフルト新聞」にも掲載しています。

ウェーバーは、「ベルンハルト事件」にふれてベルリン大学の現状を憂い「大学人の連帯感情が重大な脅威にさらされることになる」（同上 12 ページ）と述べ、このことに対して、「全大学に共通する問題について、大学教員による討議をおこそうという企図に対して、ある筋のベルリンのお歴々が垂れた驕慢な訓誡（大学教員会議に対するいましめ・・・冬水）は、おそらくいまでもすべての人びとの記憶に残っているであろう。地域の枠をはずした大学組織の活動範囲というものには、それがどのような基盤の上に作られようとも、最初からことの性質上制約があるということは、あの親切な御忠告がなくても、だれも疑ったことはない。しかし、大学教育論という重要な問題は度外視するとして、大学教員の組織が、もし賢明な指導がなされたならば、かのビジネス的視点に対して後進の身分的荣誉感を再度喚起させることができ、同時に、ますます失われつつある大学の道徳的重みを漸次取り戻して行くのに貢献できるであろうということ——このことは、なんととっても疑いえないであろう」（「フランクフルト新聞」1908 年 6 月 18 日付け、同上 12 ページ）と大学人の連帯感情に基づく大学教員会議の意義を述べています。

ドイツ大学教員会議準備委員会による「ドイツ大学教員会議招請状」（1907 年 5 月）の内容

をみると、まずドイツ帝国の大学の現状を次のように捉えています（同上 35～38 ページ）。

かつて、各々の大学は自立的な団体として屹立していた。同じ国に属する大学同士でさえ、この自立性のゆえに相互に異なったものであった。大学はかかる特別の団体として、自由で独立した精神の牙城たる名誉をほしいままにし、公的生活に対してこの上なく豊饒な影響力を及ぼしてきたのである。

〔しかし〕政治的發展の結果、大学は、他の諸団体と同様、国家の圧力に服することとなった。われわれは、決して、そのような帰結をもたらした必然性を誤認するものではないし、またそれによってかつての大学生活の不都合な点が少なからず除去されたという事実も否認しない。しかしながら、大学が国家的官職の系列に編入されたことによって、その歴史的性格も、きびしい損失を被った。学問上の力量、不屈の人格、教師として傑出した天分が、いつまでも教職の配置を決定する唯一の観点であり続けたのではなくて、むしろ往々にして決め手となったのは、官吏としての資質であった。それは、官吏自身の目から見て、その時々支配政権に有用なものであった。〔しかし〕そのため大学の声望は傷つけられたのである。その結果今日では、大学は、もはやかつてのように公共のために影響力を及ぼすことができない状態となっている。国家自身がそのために損失を被り始めているのである。なぜなら、このような状況は、教師に対する信頼感を強めるのに寄与しえないのであり、しばしば、ほかならぬつぎの若い世代の中で最も有能な人びとが、完全な不信感のために大学教師の範囲外に自分たちの思索と努力の指針を求めるにいたっているからである（同上 35～36 ページ）。

さらに、この事態にいたった事情を次のように述べています。

「国家的中央集権化の進行の結果大学はいよいよ一行政当局の手に集中されて来ており、また、いまだ存続しているもろもろの国家的行政当局同士も、大学関係事項について〔当事者たる〕大学をさしおいて、互いに意思疎通をはかり始めるところがしだいにふえてきている、ということである。その結果、自己の利益にまったく反するような決定事項についても、大学はただいややながら服従するほかないのである。大学に残されていた自律の最後の残滓も、これによっておぼつかなくなってしまうと思われるのである（同上 36～37 ページ）。

この事情に対し、招請状は「古くから自治的組織の権利をもっているひとつの身分が、時代情況の変化に応じてこの組織の形成をより広範な基礎の上になしとげよう」と呼びかけ、さらに「物質的利益の保護という狭量な意図で求められてはならない」、「なんらかの身分が自己の利益を守れるのは、みずから番人をつとめている観念的利益をまっさきに追求する場合だけだとすれば、大学教師の身分をおいてほかにこの仕事をなせるものはいない」と述べ、大学教員会議つまり「大学教員の共通の組織は、自分の身分に対して立てた要求を尊重し、昂めようと努力する場合のみ、成果を期待できるであろう」と呼びかけた（同上 37 ページ）。

なお、この招聘状の発送の前年の 1906 年 9 月にザルツブルクでドイツ教員会議開催準備委員会が結成され、準備委員は、W・マイヤー＝リュプケ教授（ウィーン大学総長）、ルヨ・ブレンターノ教授（ミュンヘン大学）、L・M・ハルトマン博士（ウィーン大学）、ヴィクトール・v・ラング教授（ウィーン大学）、ウェルナー・ゾンバルト教授（ベルリン大学）、R・v・ウェットシュタイン教授（シュトラスブルク大学）、テオバルト・ツィーグラ教授（シュトラスブルク大学）です（同上 38 ページ）。

ドイツ語圏のすべての大学教師に招請状が発送されました。その数は 5000～6000 人といわれており、うち 1000 人以上が賛同の返事を出し、1907 年 9 月の第 1 回ドイツ大学教員会議（ザルツブルク）には 100 人が参加したといわれています（同上 16 ページ）。

《おわりに―ドイツの大学教員会議と日本の大学評価学会―》

business-men=matter-of-fact-man の大学人を直視し、ウェーバーはそれらに立ち向かおうとしているのです。だが、官僚制化の傾向に対して、『プロ倫』で述べた「かつての思想や理想の力強い復活が起こるのか、それとも ――そのどちらでもなくて――一種の異常な尊大さで粉飾された機械的化石と化することになるのか、まだ誰にも分からない」（ウェーバー[1989]366 ページ）とも述べるのです。この予言から 120 年が過ぎました。国家も社会も、そして大学も「一種の異常な尊大さで粉飾された機械的化石と化すことに」なりつつあると私には思えます。以前に私は今日の日本の大学は「PDCA フェシズム」化し（シリーズ[2011]1～10 ページ）、「マクドナルド化する大学」（重本[2010]2 ページ）になりつつあると述べました。この事態がウェーバーの大学官僚制化の日本的帰結と思えるのです。

外からの国家権力との闘いのみならずウェーバーが述べるように大学の内からの官僚制化との闘いも捉えなければならないのです。つまり 21 世紀の闘いの相手は国家権力との闘い以上に大学の官僚制化との闘いなのです。この闘いにはドイツ大学教員会議のような国・地域を超えた大学人の同僚的な連帯が必要であると大学教員会議準備委員会もウェーバーも主張しているのです。また同僚的な連帯は開かれた市民的な連帯でなければならないと思います。

2004 年 3 月 28 日に京都で大学評価学会の設立大会が行われました。2004 年 4 月からの国立大学法人化と認証評価制度の発効の前という思いでの呼びかけでした。極めて短期間の準備でしたがザルツブルグでの 1907 年第 1 回ドイツ大学教員会議よりも多い約 120 名の参加を得ました。第 1 回ドイツ大学教員会議から約 100 年後になりますが、私にはこのドイツの大学人の取り組みの趣旨と重なるものとして大学評価学会を捉えたいと思います。大学評価学会設立大会は日本における第 1 回大学教職員会議でもあったのではないかと。

また、2008 年 9 月、科研費のヨーロッパの大学調査（細井克彦さんと共に）で私は、かつての東ドイツ領内にあったフンボルト大学を訪問しました。案内（通訳）していただいたのは本「通信」編集長の照井日出喜さんとご子息の詩崇さん（当時ヨーロッパ大学＜ヴィアドリナ大学＞在籍）でした。正門にはフンボルトの像があり、大学の正面玄関には有名なマルクスの言葉が刻まれていました（重本・細井 [2010]105～106 ページ）。

“哲学者はこれまで世界をただいろいろと解釈してきただけである。大事なことはそれを変革することである” K・マルクス

1990 年の東西ドイツ統一（実質は西ドイツによる東ドイツ併合）後も、この言葉は残されていました。政治的動向に左右されないドイツの大学自治の歴史的な闘いと蓄積、その上での大学人の意志と気力を感じます。そこでの大学人は知識人・教養人です。東京大学、京都大学など、そして私がかつて勤めていた龍谷大学に、国家・政府および文部行政官僚に対し大学人の矜持（プライド）を示す意志と気力があるのだろうか。学問の自由、その制度的な保障である大学の自治を示す意志と気力があるのだろうか。すでにウェーバーの言う「ビジネス・メン」（学術商人）になりきっているのでしょうか。大学人ウェーバーが闘ったアルトホフ体制と類似する体制の中に今日の日本の大学は置かれています。「古くからの自治的組織の権利」をもたない日本の大学の歴史であっても、打破すべき現体制とは何であるのか、この問いから大学人 M・ウェーバーの闘いをあらためて省みたいと思います。

本稿は序論の草稿（ノート稿）に過ぎず、ドイツ帝国下における学問の自由と大学の自治についての「現実」、このさらなる「解釈」のために大学官僚化についての考察を進めていきたい。だが大事な（肝心なのは）「現実」を変革すること、特に大学官僚制化の流れに抗するオルターナティブな行動・実践（大学人 M・ウェーバーの闘い、ドイツ大学教員会議を含め）を忘れないようにしたい。

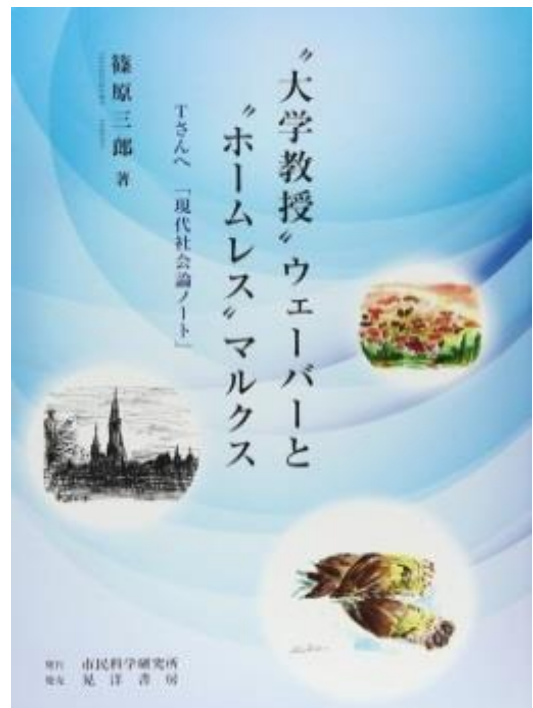
<参考文献>

- ・マックス・ウェーバー、尾高邦雄訳[1980a]『職業としての学問』岩波書店。
- ・マックス・ウェーバー、脇圭平訳[1980b]『職業としての政治』岩波書店。
- ・上山安敏・三吉敏博・西村稔編訳[1979]『ウェーバーの大学論』木鐸社。
- ・上山安敏[1978]『ウェーバーとその社会—知識社会と権力—』ミネルヴァ書房。
- ・マックス・ウェーバー、大塚久雄訳[1989]『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店。
- ・マックス・ウェーバー、世良晃志郎訳[1960]『支配の社会学Ⅰ』創文社。
- ・高島善哉・中村貞二[1973]「解説；マックス・ウェーバーの人と思想と学問」、『世界の大思想 3 ウェーバー政治・社会論集』河出書房新社。
- ・出口勇蔵編[1977]『世界の思想家 21 ウェーバー』平凡社。
- ・重本直利[2010]「マクドナルド化する大学」、『日本の科学者』Vol. 45 No. 5、本の泉社。
- ・シリーズ「大学評価を考える」第 4 巻編集委員会[2011]『PDCA サイクル、3つの誤読』大学評価学会、晃洋書房。
- ・篠原三郎[2015]『“大学教授”ウェーバーと“ホームレス”マルクス—T さんへ「現代社会論ノート」—』市民科学研究所。
- ・重本直利・細井克彦 [2010]「ドイツ調査報告—政策、教員、学生など—」、『大学内ステークホルダー間調整視点からの評価—機能モデルの研究』＜2007 年～2009 年度科学研究費補助金基盤研究(C)の研究報告書＞の第 6 章所収。

(しげもと とうすい)



マックス・ウェーバー



市民科学研究所ブックレット

入日差す 北アルプスの 彫深き だれかといえは マックス・ウェーバー
「魂なき 専門人」と 板書して テーマを結ぶ 二月の授業
(篠原三郎 『[歌集]キャンパスの四季』 みずち書房、1991年より)

日本におけるフランクフルト批判理論の

受容と展開（１）※

日暮雅夫

※ 本稿は、John Abromeit 編集の *The Internationalization of Critical Theory: Receptions of the Frankfurt School in Europe, the Americas and East Asia from the 1950s to the Present* に寄せた論文の日本語版として執筆しました。やや大きいので 3 回に分けて掲載させてください。アメリカの読者を想定して書いたので、言わずもがなのところも多々あります。今までやったことのないものも今回書きましたので、皆様方のご批判・ご批評を乞います。higu@fc.ritsumei.ac.jp

序

日本の学問は、明治維新(1868)以降は欧米からの学問を輸入し解釈しながら発展してきた。その際、日本では、訓詁学と言って、テキストを詳細に文献学的に分析する方法が採用されてきた。この傾向は、第二次大戦後、日本が軍国主義から脱し平和と民主主義のもとに再出発して以降も強く存在した。

日本の近代主義的な政治学者丸山眞男は、日本における学問・思想の傾向・問題を、輸入された思想が論理的に歴史的に構造化されず、前近代・近代・超近代が併存することとして定式化した¹。戦後の日本の思想界においても、日本社会には前近代的なもの(封建遺制)、それを批判する近代的なもの、さらに近代主義を批判しようとするポスト近代的なものが、構造化されることなく併存していたと言えよう²。それは、フランクフルト学派の思想の受容についても言える。例えば日本では、J. ハーバーマスの思想は近代主義に引き付けて受容され、それと同時に M. ホルクハイマー、Th. W. アドルノの思想も近代主義を批判するものとして受容されたのである。

丸山は、日本の学問風土のあり方を、「タコツボ文化」、西洋の文化を「ササラ文化」として対比している³。タコツボ文化とは、専門的に分化した知識集団がそれぞれ閉鎖的な場を形成し、仲間言葉をしゃべって共通の広場が容易に形成されない社会における文化である。それに対してササラ文化とは、根底に共通した伝統文化のある社会を意味する。丸山の考えでは、ヨーロッパ文化はその根底にキリスト教、市民社会、公共性の基盤を持ったササラ型と言える。近代日本では、哲学自身も、専門化し、タコツボ化したという⁴。フランクフルト学派の批判理論は、ホルクハイマーの綱領的文書に見られるように、社会的総体を対象とし、哲学・社会学・経済学・歴史学・心理学等を結合する学際的なプロジェクトとして開始された⁵。日本における批判理論の受容は、閉鎖的な「タコツボ」を突破し学際的な研究を志向する中で行われてきたと言えるだろう。しかしそ

¹ 丸山 1961, p. 6.

² 出口 2024, p. 55 参照.

³ 丸山 1961, p. 71.

⁴ 同上, p. 148.

⁵ Cf. Horkheimer 1931, p. 23f..

こには、専門性のなかに閉ざされ、他の学問領域との連携を持たず、実証科学から切斷され、プラクシスから撤退する誘惑が常に背後で働いていた。

本論文においては、戦後の日本社会の発展を大雑把にいくつかの区分し、その時代に特に代表的に研究されたフランクフルト学派の思想家の日本での受容の仕方を論じる。これらのさまざまな時代区分に対応する思想はあくまで緩やかに対応しているにすぎず、それらは歴史的に構造化されることなく併存する傾向がある。しかしここでは多少の無理を承知で、あえて六つの時代とそれに対応する思想として図式的に区分して記述した。1、「戦後」改革から大衆社会への発展と E. フロムの思想の受容と関連づけ、2、若者の氾濫を H. マルクーゼの思想と関連づけ、3、バブル経済とその崩壊の時期をホルクハイマー、アドルノの思想と関連づけて論じる。さらに4、新保守主義との対決をハーバーマスとの思想と関連づけ、5、新自由主義の浸透とその批判をフランクフルト学派第三世代の思想と関連づけて論じる。最後に6、21 世紀における権威主義の登場から現代までの時代を、アメリカ批判理論の受容と関連させて論じる。

1、「戦後」改革から大衆社会へ—— E. フロム 1945—1965

日本の戦後から 1960 年代に至る社会の発展・変化をごく簡単にスケッチしてみよう⁶。1945 年に軍国主義国家日本は敗北し、新たに民主主義国家として再出発することになった。そこでは、軍国主義が解体され、アメリカの占領軍司令部によって農地改革・財閥解体・労働改革が行われた。民主主義国家日本を象徴していたのは、日本国憲法における平和と民主主義の理念であった。しかし、中華人民共和国の成立(1949)、朝鮮戦争(1950—1953)と東アジアにおける地政学が変化することによって、アメリカを中心とする資本主義国とソビエト連邦を中心とする社会主義国との対立が高まった。それにしたがって日本におけるアメリカの占領政策も変化し日本の保守勢力も復活し、再軍備化という「逆コース」が始まった。日本の保守層は、アメリカの軍事的・経済的同盟者の道を選んだのであった。その後、日本の戦後改革の成果もありアメリカの援助もあり、日本では高度経済成長が起こり、大量生産・大量消費による豊かな消費社会が生じた。一般民衆の収入も増えて生活が向上し、皆が一定の生活水準に達し文化も享受しうる大衆社会が生じたという見方も生まれた。

この時期の日本の社会理論の主要課題は、あれほどの戦争の災厄をもたらしたファシズムの原因解明であり、どのようにすれば民主主義社会を築けるかという問題であった。この時期の社会理論を代表するのは、近代主義的な政治学者丸山眞男である。丸山は戦前の日本でファシズムが起こった原因を、自律した近代的主体が未成熟であったことと、それによって日本社会のなかで公共領域と私的領域との分離が不十分だったことに求めた⁷。丸山によれば、日本は戦前、ヨーロッパにおけるような形式的な中性国家であったのではなく、日本の「国体」は公と私が一体化して、国家は倫理をも持ち、真善美を体现する実体であるとされた。そこでは、信仰する良心や個人の道德の働く余地はなかったのである。

丸山の活躍よりやや遅れることになるが、この時期、大学のなかでも一般社会においても一番人気があった社会理論家は E. フロムである。その主著『自由からの逃走』は日高六郎によって 1951 年に翻訳出版され、1965 年には新版が出され、2016 年には実に

⁶ 森 2020, p. 23ff. 参照.

⁷ 丸山 1964, p. 11ff.

123 版が出されている⁸。50 年代には『人間における自由』、『正気の社会』も翻訳され、60 年代には『悪について』、『疑惑と行動』、『革命的人間』が翻訳、70 年代には『マルクスの人間観』、『精神分析の危機』、『破壊(上・下)』、『生きるということ』、『権威と家族』、90 年代に至っても『ワイマールからヒトラーへ』、『愛するということ』、『愛と性と母権制』が翻訳されており根強い人気があることが分かる。フロムがこれだけ人気があった理由は、ファシズムの原因を解明したこと、当時の日本人が民主主義社会への強い希望を持っていたこと、正統派マルクス主義に対するオルタナティブとなりえたこと、日本ではもともとドイツ哲学の影響が強かったこと、平明な英語で書かれていたこと等が挙げられよう。

ここでは簡単に『自由からの逃走』の内容に触れるにとどめよう。この書でフロムの方法論となっているのは、マルクスの史的唯物論とフロイトの精神分析との融合である。フロムが同書で描こうとしたのは、ヨーロッパ市民社会の自己崩壊の歴史と論理であった。フロムによれば、近代的主体が成立するとき、共同体は解体し、諸個人は外的な権威から自由になり、独立性、自律性を獲得する。この個体化の過程は、「消極的な自由」「…からの自由」ということができる。しかし、この共同体の絆から解放された諸個人は、激しい不安と動揺を感じ、無力感にさいなまれる。その時、諸個人は逃避のメカニズムによって、他者と服従と支配の関係を作り出し共棲的な一体化を生み出す。このマゾヒズム・サディズム的性格がファシズムを支えた権威主義的性格である。このような関係に陥らないためには、諸個人は「積極的な自由」「・・・への自由」によって他者・世界との関係を再構築しなければならない。それは、他者への「愛」と「仕事」という自発的な活動によってなされる。

丸山の主張とフロムの主張を比べてみよう。丸山は、日本社会のなかに、近代的主体の未成熟を見出し、諸個人の自律を確立し封建遺制を一掃することがファシズムを防止し民主主義社会を確立する方法であると考えた。それに対して、フロムは、このような自立した諸個人すらも他者や世界との絆を喪失しているならば、権威主義によって「自発的な服従」に至ると考えた⁹。この丸山とフロムの論点の違いは、丸山がまだ封建遺制が残る戦後の初期を出発点としているのに対し、フロムはドイツ・アメリカという発展した近代市民社会すらも権威主義に陥りうる、という経験を理論化していることから来るだろう。60 年代に、日本は高度経済成長を達成し、所得も拡大し、大衆消費社会に突入して行った。フロムの思想は日本人にとって、最初は近未来的だったかもしれないが、瞬く間に同時代の思想となった。日本社会は、近代資本主義によって豊かになると同時に、新たな諸問題に直面することになる。その時、前面に出ることになったのは、また別のフランクフルト学派の思想家 H. マルクーゼであった。

2、若者の叛乱—— H. マルクーゼ 1965-1980

日本は 1950 年代半ばに始まった高度経済成長によって、1960 年代に先進諸国の仲間入りを果たすことになった。1968 年には、日本は GNP 世界第二位となった。このことは日本社会の大きな変化をもたらした¹⁰。いくつか挙げるならば、第一次産業が衰退し第二次産業が伸長し、1965 年に両者の就業者数が逆転した。都市への人口集中と農村の過疎化が進行し、大学進学率が上昇し、学生は受験戦争に巻き込まれた。総じていえば、日本全体は、高度資本主義下の企業社会となり、政府の側でも開発主義を進める官僚制

⁸ Fromm, 1941.

⁹ 出口 2024, p. 60f.

¹⁰ 小熊 2009a, p. 29ff.

が進行し、人々の生活がほぼ一元的に管理される管理社会が出現したのである。この時代に社会矛盾として意識されたのは、アメリカの世界戦略からくるベトナム戦争であり、工業化・都市化による自然破壊や公害であった。

この時代多くの先進諸国で、戦後生まれのベビーブーマー世代が「層としての学生」¹¹として独自の存在意義を持つことになり、社会へのプロテストを行った。この節では学生の反乱に注目してみよう。彼らが自らの問題としたのは、直接的貧困とは異なる「現代的不幸」であり、その内容は、アイデンティティの不安、未来への閉塞感、生の充実感の欠如であった。彼らが行った政治運動は、自己表現欲求による、ほんとうの自分を求める「自分探し」としての側面が強かったのである¹²。

当時の緊迫した社会状況を振り返って見よう。1968年にアメリカはベトナムに本格介入し、ベトナム戦争は最高潮に達し、ソンミ村の虐殺なども当時普及し始めたテレビによって市民に知られることになった。市民・学生は、アメリカの核の傘のもとに高度経済成長を遂げた大量消費社会を享受していたが、アメリカのベトナムへの介入を見るにつけ、アメリカとの共犯関係、アジアへの加害意識を持たざるを得なかった。また、1968年には、改革を志したチェコスロバキアにワルシャワ条約機構軍が戦車で介入する「プラハの春」が起き、「現存社会主義」の民主主義不在といった問題が知られることになった。

1970年には、日米安保条約の自動延長が予定されており、これに対する反対運動が市民・学生の間で日本中で盛り上がった。学生たちは、大学の自治・民主化を要求し、街頭デモに繰り出し、大学でバリケード作って立てこもった。こうして大学紛争は日本中に広がった。

この日本の運動を、他国のそれと比較するならばいくつかの特徴をあげることができる。第一に、日本の運動は高度経済成長があまりに急激だったため、アイデンティティ危機による「自分探し」の側面が強かったことがある。それは、大学紛争等においても政治的獲得目標がはっきりしないという結果をもたらした。第二に、マルクス主義の影響はいまだに根強く、それが過激化して多くのセクトに浸透していった。第三に、マイノリティ差別、障害者問題は問題枠組みとしては知られていても、運動当事者の意識には強くのぼっておらず、エスニック・マイノリティ、女性の運動は70年代後半から遅れて始まった¹³。

この時代の政治運動を三つに分けて述べよう。第一に伝統的左翼の側では、社会党・共産党が平和・民主主義論の立場を取り平和運動を組織した。それは大学内にも一定の基盤を持ち大衆組織を持った。第二に、市民運動である「ベトナムに平和を!市民連合」は、非暴力の直接行動を訴えた¹⁴。この運動はアメリカの思想・運動の影響を受けた思想家鶴見俊輔やジャーナリスト小田実が率いていた。かれらはアメリカ脱走兵援助を行い¹⁵、花を携えてデモを行った。第三に、それ以外の運動として「全学共闘会議」は、有志学生による直接参加の運動であり、過激なデモやバリケードで大学を占拠した。後半、この運動は、各セクトに分裂し、それらの間で内ゲバが行われ多くの負傷者と一定数の死者を出した。学生運動は次第に暴力的な色彩を強め、その中で武装蜂起を主張する日本赤軍派も生まれた。1972年に、赤軍派が毛沢東主義組織と野合した連合赤軍は、

¹¹ 同上, p. 176.

¹² 小熊 2019b, p. 111, 118, 123 参照.

¹³ 小熊 2009a, p. 75.

¹⁴ 小熊 2009b, p. 325ff.

¹⁵ 同上, p. 339.

長野県の浅間山荘に立てこもり警官隊と銃撃戦を行い逮捕されるという事件を起こした。事後に、彼らはキャンプ中に 12 人の同志をリンチで虐殺したことが分かった。理想社会を夢見る学生たちが、個人独裁・相互のライバル視・自己保身によって殺戮に至っていたことは世間を驚かせた。学生運動の暴力化・過激化は一般学生や市民を運動から遠ざけることになり、次第に運動は終息に向かっていった。特に連合赤軍事件は、市民の間で強く記憶されることになり、日本における市民運動・社会運動が、諸外国と比べて不活発である心理的原因となったと言われている。

この時代の学生に影響を与えた思想は、まずマルクスでありことにその「疎外論」であった。また戦後以来サルトル、カミュ等の実存主義も影響を与えていた。これらの思想は、彼らの持っていた、アイデンティティの不在からくる「自分探し」にヒントとなると考えられた。この時代に読まれたフランクフルト学派の思想家は H. マルクーゼであり、彼はアメリカではアイドル的存在であった。マルクーゼの持つ一次元社会批判・解放的文明への志向性・直接行動主義は、管理社会下で疎外感を感じていた一部の学生たちに共感を与えるものであった。

マルクーゼの主要著作はこの時代以降ほとんど翻訳されている。1958 年には『エロスと文明』の翻訳が出版され、1960 年代には、『理性と革命』、『初期マルクス研究—「経済学哲学手稿」における疎外論』、『ソビエト・マルクス主義』、『純粹寛容批判(抑圧的寛容)』が出版された。引き続き 1970 年代には『文化と社会』、『一次元的人間』、『解放論の試み』、『権威と家族』、1980 年代には『ヘーゲル存在論と歴史性の理論』、『美的次元他』が出版された。

マルクーゼは『エロスと文明』¹⁶において、現在の文明は、現実原則によって快樂原則を抑え込む抑圧されたものであり、それに対してエロスと調和し、労働と遊びが一致しうる解放的な文明を志向した。そこでは、フロムが持っていた、精神分析的な治療をつうじて、愛と仕事による積極的自由に至るという現状肯定的性格はもはや廃棄されていた。学生たちは、現状を全否定するユートピア的な未来志向に解放感を感じたことだろう。マルクーゼは『一次元的人間』¹⁷において、科学技術主義と大量消費文化を、管理社会をもたらすものとして批判した。この管理社会においては、現状に対して理想を対置するという二元的な価値観が後退し、一次元的な社会が成立し、一次元的人間は批判や自己決定を行う能力を喪失し体制と同化する。そこでは労働者階級は馴致され、体制の変革の担い手はアウトサイダーやマイノリティに見出されるほかないとされた。

「抑圧的寛容」¹⁸においては、現在の管理社会を覆い尽くす寛容は、マジョリティからマイノリティに対するパターンリスティックなものであるにすぎないとされた。それに対してマルクーゼは、解放的な寛容を対置するのであり、それはマジョリティに対する非寛容を含みうるものであり、非合法的直接的行動によって表現されるとする。このようなマルクーゼの思想は、当時の叛逆した若者・学生の感情に訴えかけ彼らを代弁するものがあつたことだろう。

運動の終息後、多くの学生は卒業して長髪を切りリクルートスタイルとなって企業戦士となって行った。それは、体制を全面否定することが、突然、全面肯定に逆転して行ったように見えた。在学中の学生も、多くの挫折感をかかえ、政治的にはアノミー状態となり「シラケ世代」と呼ばれることとなった。日本経済は、1973 年の石油危機の後停滞し、高度経済成長は終わることになった。若者たちが再び活性化するのは、80 年のバ

¹⁶ Marcuse 1956.

¹⁷ Marcuse 1964.

¹⁸ Marcuse 1965.

ブル経済からのことである。

文献

- ・ 出口剛司, 2024 「戦後日本の社会学における批判理論とその展開」 in 『思想』 no.1208、岩波書店。
- ・ Fromm, Erich, 1941, *Escape from Freedom*, Holt, Reinhart and Winston. 日高六郎訳『自由からの逃走』東京創元社、1951年。
- ・ 丸山眞男, 1961 『日本の思想』岩波書店。
- ・ ——, 1964 『現代政治の思想と行動(増補版)』未来社。
- ・ 森政稔, 2020, 『戦後「社会科学」の思想——丸山眞男から新保守主義まで』NHK出版。
- ・ Horkheimer, Max, 1931, “Die gegenwärtige Lage der Sozialphilosophie und die Aufgaben eines Institute der Sozialforschung”, in: *Max Horkheimer Gesammelte Schriften Bd.3*, Fischer, 1988.
- ・ Marcuse, Herbert, 1956, *Eros and Civilization*, The Beacon Press. 南博訳『エロスの文明』紀伊國屋書店、1958年。
- ・ ——, 1964, *One-Dimensional Man-Studies in the Ideology of Advanced Industrial Society*, Beacon Press. 生松敬三・三沢健一訳『一次元的人間——先進産業社会におけるイデオロギーの研究』河出書房新社、1980年。
- ・ ——, 1965, “Repressive Tolerance” in Wolff, R.P., Moor, B., Marcuse, H., *A Critique of Pure Tolerance*, Beacon Press, 1965. 大澤真一郎訳『純粹寛容批判』せりか書房、1969年。
- ・ 小熊英二, 2009a 『1968【上】』新曜社。
- ・ ——, 2009b 『1968【下】』新曜社。

(ひぐらし まさお)



学者の3類型

竹内 真澄

学者の世界は、象牙の塔などと言われる。俗世と切り離された学究の世界があるというのだ。もし俗世が色と金の世界だとしたら、象牙の塔は真理探究の世界である。これを純粋化すると、①ガリレオ型の学者というイメージができる。すなわち、時の社会課題をうけとめて学問の独立を守ろうとする人である。こういう人が学者の世界に満ちていたならば、なんとも頼もしいであろうが、必ずしもそういうふうにはなっていない。

山崎豊子の描いた『白い巨塔』（1963-65）は、ガリレオ型の生真面目な医者の上に君臨するもうひとつの学者世界を描いて世間を驚かせた。ここに②権力追求型の学者というのが成り立つ。医者に限らず学内で激しい権力闘争をやって、ついに学長となり、いずれは紫綬褒章をもらいたいと考えているような連中だ。この文脈で現代日本の学術会議問題を考えるとどうなるか。学者は皆が皆ガリレオ型ではない。その中に、政府とつるんでいる者がおり、政府からあなたは学問の権威があるなどと褒められて、ガリレオ型を世間知らずと嗤う。あの人は現実をしらないから困りますなあなどと談合する輩だ。なんとかという中東研究でちょいと名を知られた学者がいるけれども、横綱審議委員会委員長におさまったらしく、新横綱の発表のため、紋付袴姿でTVに映っていた。ガザで人が殺されているとき、コイツは何やってんだーと思う。このお方は②にはいる。

大きく言えば、①と②の力学で実際の学者の世界は動いている。だが、もう少しリアルにみると、それぞれの変形がある。たとえば、①の変形として、大きくつかめばガリレオ型ではあるのだが、個々に見ると学問と反権力の比重にグラデーションがある。水田洋さんは、ときどき辛辣なことを言う方で面白かった。あるとき「彼は学者の皮をかぶった活動家だな」などと若手を揶揄することがあった。水田さんの理想は学問を探究したあげく、反権力を貫くことであろう。これならば正常である。ところが、反権力のために学問を利用するというふうになると学問は手段化されてしまう。下手をすると党派の宣伝の粉飾となる。これは、日本の風土においては「学問の独立」の弱さとなる。イデオロギーの違いを無視すると②の権力追求型に近づく。

ところで、ガリレオ型①と権力追求型②は、実に対照的であるが、実感ではさほど多くはない。現実を反省してみると、むしろ①と②は少ないのではないかと思う。②は実際に権力につかなくては意味がないから、ますます少数である。

ではガリレオ型が多くなりそうであるが、そうはならない。これは、ぼくなり観察であるが、第三類型がある。ただ秀才であるために学者になったものの、人類に貢献したいなどという夢を持たない学者だ。左右両極を嫌い、一応客観性を担保できていると自認しているが、根底もなければ目的もない。第三類型をどう名づけるかは課題だが、とりあえず③「タブラ・ラサ（白い紙）」（J・ロックの『人間知性論』1689）型学者と呼ぼう。

このタイプは「タブラ・ラサ」だから無色透明無思想中立である。高学歴社会の結果、自生的に出てくる。秀才だから、あまり実社会になじまない。うかうかしているうちに就活の時期が終わり、大学院に行ったという連中だ。

私の属する社会学畑でサブカルチャー研究をやっている連中をみているとまさしくこれが当てはまる。鶴見俊輔は、『限界芸術論』（1967）の大衆芸術論において漫画、カルタ、漫才、ラジオ、マスメディア、新聞小説、鞍馬天狗などの題材から民衆意識を調べた。つまりサブカル研究は彼にとって民衆を知るための方法だった。これは当時の学問状況下では一種の型破りだった。それまで研究といえば古典研究であり、偉人研究だった。ところが、民衆はそんなものは読まない。楽しんでいるのは立川文庫、落語、漫才、いまはアニメ、ゲームなどだ。そこへメスを入れるというのは学問上常

識破りの革新だった。

これは柳田民俗学、民衆史などとも呼応して、新分野となった。ところが、ひとたびサブカル研究が学問であると認定されるや、自分の趣味をそのまま論文化して飯が食えることになってしまった。「趣味と実益が一致して楽しい」などという能天気野郎の花壇である。

鶴見は「民衆文化」の民主化が歴史を作ると考えたのだが、こういうラジカリズムは現代のサブカル研究者には驚くほどない。鶴見俊輔が生きていたら、さぞ残念におもうであろう。

丸山眞男は、鶴見の『思想の科学』は民間アカデミーをつくるというから賛同したのだが、既成アカデミズムの型をくずすだけであるなら、「さあイラハイ、イラハイ」となって、たいした訓練もなしに物が書けるようになり、混沌が混沌のままになる危険があると懸念を漏らしたことがあった。丸山は、むしろ混沌の中から型を創らねばならないと指摘した。「学問は形式です」というのだった。その後型破りを目指した『思想の科学』は廃刊となり、民間アカデミーはできたのか。また、型を創ることに私たちは成功したのか。それとも、鶴見も丸山もいずれも失敗したか。どう考えればよいのか、はっきりしない。

最後に視野をうんと広げてみよう。近代世界システムは、政治と経済と市民社会の三層でなりたっている。これらは、自然を征服するうえでのイノベーションをすすめる社会体制である。この社会体制に対応して、自然科学、社会科学、人文科学が確立された。まず自然科学ができた。これは近代学問の王道である。自然科学の達成を模範にして他のすべて学問分野も自然科学的手法で対象を数値的に処理する。ゆえに「客体化 Objektivierung」という方法を使う。社会科学の内分けで言えば、三層に対応して、政治学は「パワー・ポリティックス」、経済学は市場、社会学は両者を媒介する「中間領域＝市民社会」を扱う。人文科学は、人間のこころを扱うのだが、徐々に心理学化される傾向がある。

では、このシステムが生み出した学問的分業を内在的にこわしていくことはいかにして可能であろうか。①のガリレオ型は、いまでは決して反権力的ではない。反対に②権力追求型になった。なぜそうなるかは簡単だ。現代科学は、ガリレオとはまったく異なる環境を与件とする。手作り工房から巨大装置科学へ居場所を変えて、現代科学の先端を突き進まねばやっけない。だから、どうしても自然科学者は政治的にはウブで、権力の見えざる手の平で泳がされてしまう。ガリレオの反権力をうけつぐのは社会科学や人文科学の中のわずかな者たちだ。このなかに学問至上主義と反権力主義のグラデーションがあるわけだ。ぼく自身は学問至上主義に近いが、もし近代世界システムを壊すというところまで「学者の皮をかぶった活動家」が視野に入れ、その後の学問体系を構想しているなら、こちらのほうに歴史的意味がある。なぜなら、学問至上主義者は現存の近代世界システムの分業に囚われてしまいがちで、けっきょくはシステムを越ええないからだ。人文科学は、さらに苦境にたたされていることは承知の通りであろう。

自公政府は「儲ける学問」と「儲けない学問」とを区別すると言い始めた。①②③は、どのように再編されるのだろうか。②と③が主流になるだろう。無思想・中立の③は②に追随するに決まっている。①は、ガリレオ型の抵抗する学者たちだが、学界全体の中では、日照りの水たまりに生きる魚のようなものだ。けっきょく、学界の中ではマイノリティとなる。①にとって希望は、市民とともに本当に役立つ学問とは何かを再検討する道しか残されていない。そのときにだけ、新鮮な水をえることができる。

(たけうち ますみ)

【連載；企業と戦争②】

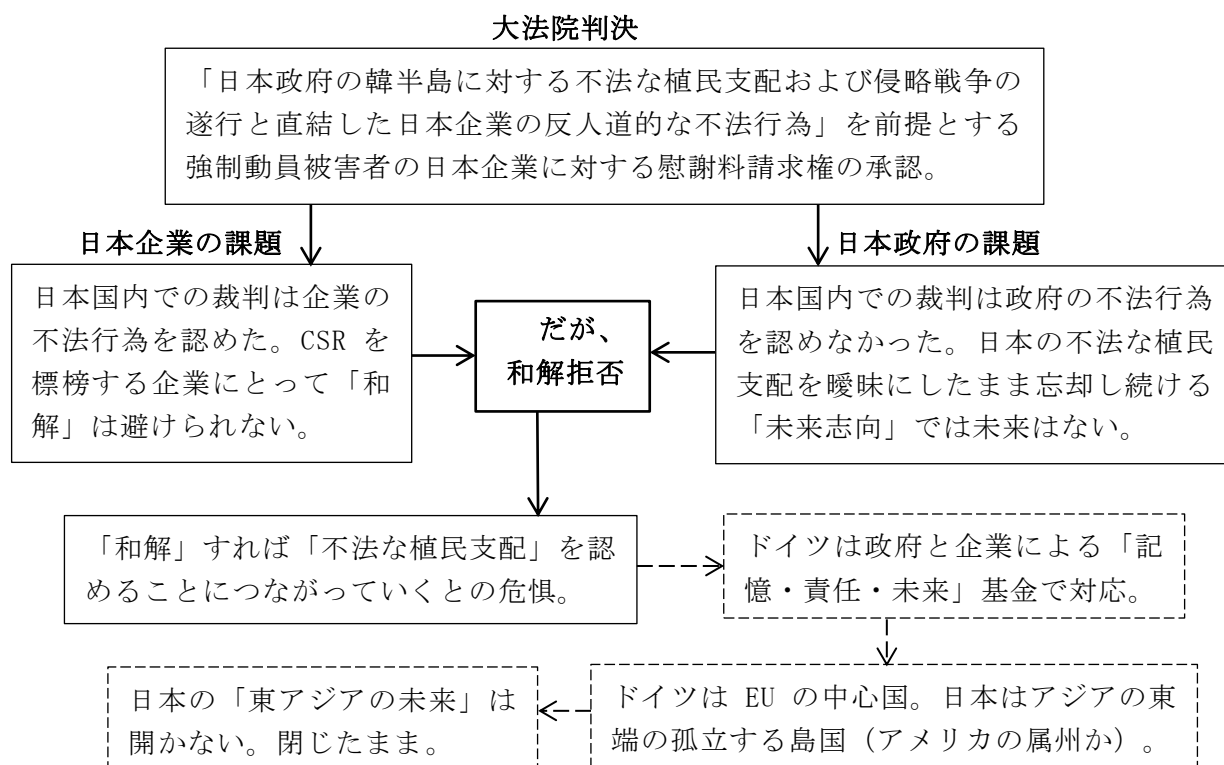
企業経営と戦争責任、その 2

—「徴用工問題」にみる日本企業の経営責任—

重本冬水

前号の第 1 回の内容を図示します（なお、点線のカッコ内はドイツとの比較などを加筆）。

図 3 韓国大法院判決（日本製鐵裁判）が日本政府と日本企業に投げかけた課題



第 2 回 日本企業の不法行為と日本裁判の経緯と論理

1951 年から日韓国交正常化と戦後賠償問題の議論が始まり、1952 年 2 月の第一次日韓会談本会議で、韓国側から「対日請求 8 項目」※が提示されました。その第 5 項の請求では「韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する」（「外務省・討議記録」1964 年 1 月 10 日）とされています。

ここでは被徴用韓国人の未収金・補償金などの請求権の弁済を求めています。これは個人請求権に基づく支払い・補償ではありません。また「植民支配の不法」とも関連づけられる賠償でもなく一括経済協力資金の提供として 1965 年に請求権・経済協力協定が締結されました（以下、請求権・経済協力協定と表記します）。その後、1992 年からの個人請求権に基づく日本裁判で

は、前回示しました日本企業の三つの不法行為（強制労働、未払い賃金、損害と苦痛）の事実を認定していますが、「植民支配の不法」と関連づけて認定されたわけではありません。日本裁判ではことごとく被害者敗訴になりました。ではその日本裁判における論理とはどのような内容であったのでしょうか。

※＜資料＞韓国側からの「対日請求 8 項目」

「韓・日間財産及び請求権協定要綱 8 項目」、「外務省・討議記録」1964 年 1 月 10 日

第 1 項 ～第 4 項 <省略>

第 5 項 韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。本項の一部は下記の事項を含む。

1. 日本有価証券
2. 日本系通貨
3. 被徴用韓国人未収金
4. 戦争による被徴用者の被害に対する補償
5. 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他
6. 韓国人の対日本人又は法人請求
7. その他

第 6 項 ～第 8 項 <省略>

1. 請求権・経済協力協定をめぐる政治・社会状況

1961 年 4 月 28 日の第五次日韓会談の一般請求権小委員会第 12 回会議では、未払い賃金、補償金などの個人請求権について日本側は、協定締結後に「日本の一般法律に沿って個別的に解決する方法」を提案し、「このような方法によって私権の道を開く方法もある」（同小委員会会議録）と韓国側に示しました。個人請求権は協定締結後の課題として残されたのです。協定は「植民支配の不法」を曖昧にしたまま一括方式での経済協力資金提供として締結されたのです。

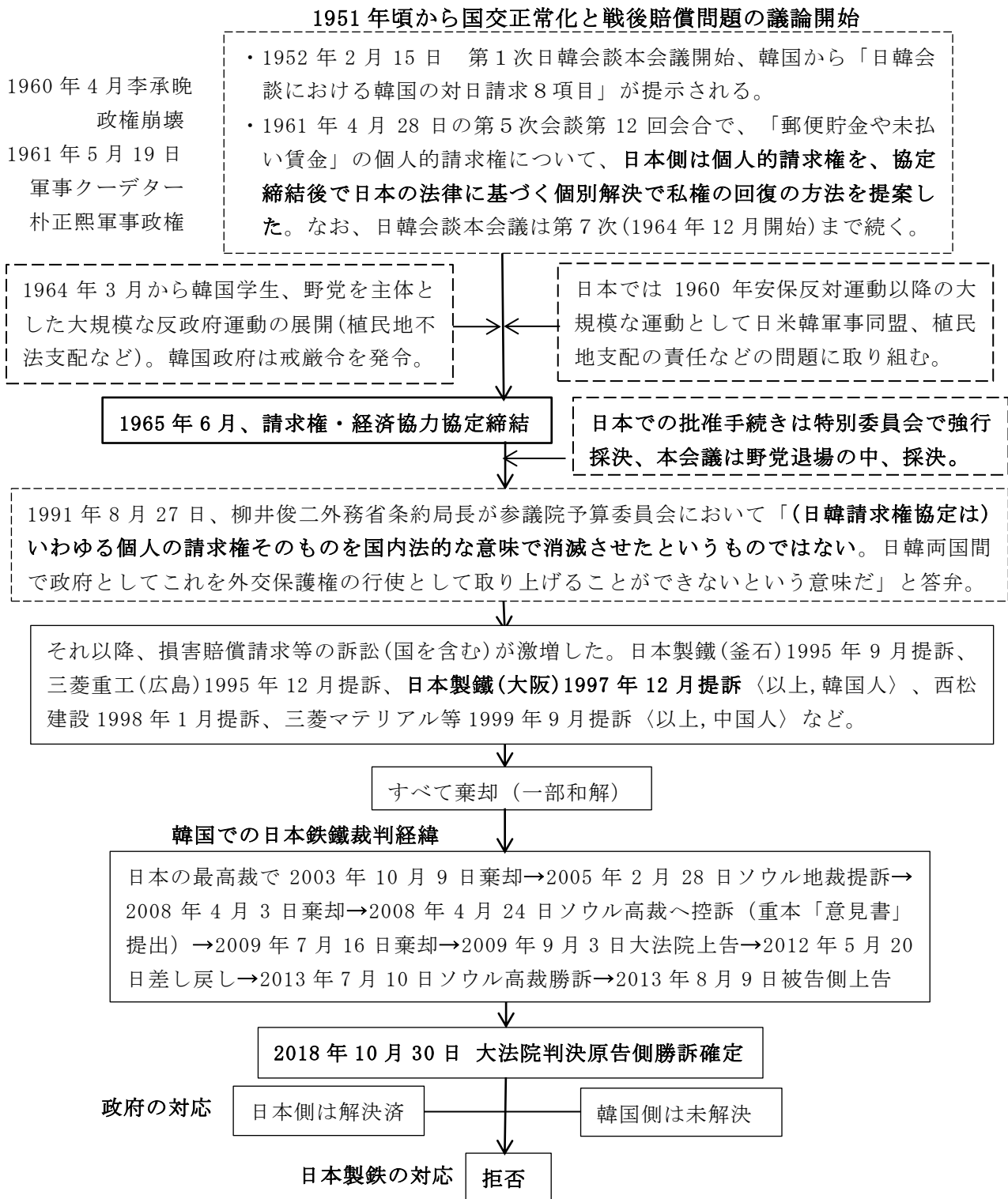
この時期の韓国ではどのような政治・社会状況であったのでしょうか。1960 年 4 月に李承晩政権が崩壊し、第五次日韓会談の最中の 1961 年 5 月 19 日に軍事クーデターが起こり、朴正熙軍事政権が誕生します。1964 年 3 月からは請求権・経済協力協定を含む日韓基本条約をめぐって韓国学生と野党を主体とした植民地支配の責任を問い対日屈辱外交反対などの大規模な反対運動が韓国内で展開され、韓国政府は非常戒厳令を発令します。日本でも 1960 年安保反対運動以降の大規模な反対運動として取り組まれました。こうした中、1965 年 6 月 22 日に韓国・軍事独裁政権との間で日韓基本条約および請求権・経済協力協定が締結されました。この締結後の批准手続きは、韓国では与党だけの単独採決となり、日本では国会の特別委員会では自民党による強行採決が行われ、本会議では野党退場の中で自民党と民社党によって採決が行われました。同年 12 月 18 日に条約と協定は発効しました。

こうした経緯（植民支配の不法性の棚上げ、個人請求権の課題、一括方式の経済協力資金提供、日韓双方での大規模な反対運動など）からみても、日韓基本条約および請求権・経済協力協定を、今回の大法院判決を契機としてあらためて検討し直すことが日韓双方に求められています。少なくとも請求権・経済協力協定における人権を無視した締結内容を、両国政府は今日の時点においてそのことを認めた上で被害者に対し謝罪し速やかな回復措置をとらなければなりません。

2. 個人請求権に基づく日本裁判の経緯概略

日本裁判の経緯を図示しますと、その概略は以下です。

図4 請求権・経済協力協定と個人請求権裁判の経緯概略



軍事独裁政権下であった韓国では、1980年5月の光州民衆抗争をはじめとした韓国全土での多くの学生・市民の運動とその犠牲の上に、1987年韓国は民主化を成し遂げました。このような政治・社会状況の大きな転換という背景を含め、「私権の道を開く方法」(個別的に解決する方法)が90年代以降、新たな展開を迎えます。それに対し日本の政治状況は、自民党政権が一時期を除けば継続し、現政権に至っています。現日本政府は、請求権・経済協力協定第2条の

「両国は請求権問題が完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」をもって個人請求権も含め一方的に解決済みとしています。さらに日本政府は、大法院判決が個人請求権を認めその執行を求めていることを国際法違反などと批判しています。解決済みでない個人請求権を解決済みと言い張るのが日本政府の姿勢です。いわゆる「ゴールポストを勝手に動かした」のは明らかに現日本政府の方です。またこれを許しているのは日本の企業・マスコミ・社会です。

1991年8月27日、柳井俊二外務省条約局長が参議院予算委員会での答弁で、「(日韓請求権協定は)いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではない。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることができないという意味だ」と述べましたが、これは前述した協定締結前に日本側が提示したことを追認・確認した答弁です。これを契機に以後、損害賠償請求等の訴訟が激増することになります。ほんの一部ですが、不二越(富山)1992年9月に提訴、日本製鉄(釜石)1995年9月に提訴、三菱重工(広島)1995年12月に提訴、日本製鉄(大阪)1997年12月に提訴<以上、原告韓国人>、鹿島建設(秋田・花岡)1995年6月に提訴、西松建設(広島)1998年1月に提訴、三菱マテリアル等(北海道)1999年9月に提訴<以上、原告中国人>などです。裁判はすべて棄却(原告敗訴)となります(一部認容・和解)。

日本製鉄(大阪)裁判は、日本の最高裁で2003年10月棄却、日本での個人請求権は法的に葬り去られました。その後、被害者は、2005年2月にソウル地裁に提訴するも2008年4月棄却、同年4月ソウル高裁へ控訴、2009年7月棄却、同年9月大法院に上告します。2012年5月大法院で差し戻し判決となり、2013年7月ソウル高裁で勝訴、同年8月被告側が上告します。5年以上の期間を経て2018年10月30日大法院判決で原告勝訴が確定します。日本政府の対応は解決済みとし、新日鐵住金(現在日本製鉄)は政府の要請の下、賠償命令に従おうとしないばかりか、被害者との面談さえも拒絶しています。

3. 日本における裁判の内容—日本製鉄(大阪)裁判事例—

ではこの日本における裁判の内容はどのようなものであったのでしょうか。原告被害者は、新日本製鉄と国(日本政府)を相手に1997年12月大阪地裁提訴、2001年3月棄却、大阪高裁控訴、2002年11月棄却、最高裁に上告、2003年10月棄却となります。原告被害者の請求内容は以下の3点です。

- 1) 被告らは別紙記載の謝罪文を原告らに交付せよ。
 - 2) 被告らは各自原告P1に対し、金1891万1600円及び内金1791万1600円について平成10年2月10日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
 - 3) 被告らは各自原告P2に対し、金1898万2800円及び内金1798万2800円について平成10年2月10日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

大阪地裁は本件事案の概要を「原告らが、第二次世界大戦時に、当時の日本製鉄株式会社(以下「日本製鉄」という)の労務者募集に応募して朝鮮半島から日本製鉄の経営する大阪製鉄所まで強制連行され、強制労働に従事させられた、被告国は日本製鉄の事業を国策として推進・支援したなどと主張し、被告新日本製鉄株式会社(以下「被告新日鐵」という)に対し、未払賃金ないし相当損害金、慰謝料、弁護士費用の支払と謝罪文の交付を、被告国に対し、未払賃金相当損害金、慰謝料、弁護士費用の支払と謝罪文の交付をそれぞれ求めた事案である」と述べています。地裁棄却に至る主たる争点に対する裁判所判断の要点を示すと以下です。

- I 原告らの強制連行、強制労働の事実の有無⇒強制連行は無し、強制労働は有り。
- II 原告らの強制連行、強制労働に関する被告らの責任の有無
 - 1 日本製鐵の責任の有無⇒不法行為を認めるも解散し存在しない。
 - 2 被告国の責任の有無⇒契約類似の関係(雇用関係)にないので責任無し。
 - 3 被告新日鐵の責任の有無－日本製鐵の債務の承継の有無⇒承継を認めない。
- III 原告らに関する被告らの供託行為※についての不法行為責任の有無
 - 1 日本製鐵の責任の有無⇒供託無効、有効ならば原告債権は存在しない。
 - 2 被告国の責任の有無⇒供託無効だから被害者への通知義務違反にあたらない。
 - 3 被告新日鐵の責任の有無－日本製鐵の債務の承継の有無⇒承継を認めない。供託無効の不法行為は第二会社に承継された余地はあるが、原告の未払金債権の権利行使を妨げた経緯は認められないから被告新日鐵に対する損害賠償請求は認めない。

※供託行為とは未払い賃金等を企業が法務局等へ供託したことを意味します。1946 年 10 月、厚生省労政局から事業主に未払い賃金等の散逸防止を目的とした通達に基づきます。

上記 I について判決文は、「日本製鐵の経営する大阪製鐵所に付属する本件寮における原告らの居住状況と大阪製鐵所での労働内容は、技術を習得させるという日本製鐵の事前説明から予想されるものとは全く異なる劣悪なものであって、原告らは、一部賃金の支払を受けたものの、具体的な賃金額も知らされないまま、残額は強制的に貯金させられ、多少の行動の自由が認められた時期もあったものの、常時、日本製鐵の監視下に置かれて、労務からの離脱もままならず、食事も充分には与えられず、劣悪な住環境の下、過酷で危険極まりのない作業に半ば自由を奪われた状態で相当期間にわたって従事させられ」と述べています。

虚偽の事前説明で採用し、賃金の多くは強制的に貯金させられ、常時監視され、食事も住環境も劣悪で、過酷で危険極まりない作業を強制されたのです。この企業の不法行為は「植民支配の不法」と密接な関連、つまりその下にあってはじめてなしうる不法行為でもあります。すなわち「植民支配の不法」の下、朝鮮の人々が奴隷状態におかれた状況と直結した戦時国策統制下の日本企業での奴隷労働です。だが虚偽募集と企業内不法行為は判決文にもあるように雇用関係にある企業の責任です。

控訴審(大阪高裁)判決では、協定等による個人請求権の可否について「控訴人らの日本製鐵に対する債権は、日韓請求権協定 2 条 3 の財産、権利又は利益に該当し、財産権措置法によって昭和 40 年 6 月 22 日をもって消滅したものと解するのが相当である」と述べられています。財産措置法は日本国内での法的措置であるにもかかわらず、控訴審判決はこれを韓国人に対しても適用しました。「植民支配の不法」との関連を不問にしたことによって、個別企業での被害者の債権(未払い金等)を単に日本国内の財産権として措置し消滅させてしまったのです。

日本裁判の論理は「植民支配の不法」と全く関連づけず個別日本企業内の債権・債務問題かつ法形式上(債務承継なし、別会社・別法人)の問題として一方的に措置し棄却したのです。

4. 被害者勝訴事例—西松建設控訴審(広島高裁)判決(2004 年 7 月)—

ここで数少ない被害者勝訴の事例として西松建設控訴審判決をみてみます。この判決主文は、原審(広島地裁判決)を取り消し、「被控訴人は、控訴人らそれぞれに対し、各金 550 万円及びこれに対する平成 10 年 2 月 10 日から支払い済みまで年五分の割合による金員を支払え」としました。高裁判決は、原審と同じく「被控訴人による強制連行及び強制労働の事実を認めることが出来る」とした上で、次のような判断を下しました。

- 1) 被控訴人らの行為は不法行為を構成するものというべきであるが、不法行為に基づく損害賠償請求権は民法 724 条後段の除斥期間の経過により消滅した。
- 2) 被控訴人が被害者本人らに対し、劣悪な環境の下で過酷な労働に従事させていたことは債務不履行(安全配慮義務違反)というべきところ、債務不履行に基づく損害賠償請求権についても消滅時効の期間は経過したものというほかないが、**被控訴人がこれを援用することは、権利の濫用であって許されない。**
- 3) 日中共同声明等により損害賠償請求権に応じる法律上の義務が消滅したとする被控訴人の主張は理由がない。

高裁は除斥期間の経過による個人請求権の消滅を認めたものの 2) の消滅時効についての判決は「時効援用権」解釈の問題として捉えました。消滅時効は「現実的な権利行使」を無視しえないとし、「本件においては、時効の援用を許さなければ、時効制度の目的を著しく反するという事情はない上、時効期間の徒過を理由に権利を消滅させることが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事情が認められる」と述べ、被控訴人の消滅時効援用を権利の濫用としました。なお、判決は、戦後損害補償金を政府が 1946 年 3 月に決定し、戦時中相当の利益を上げた西松建設が 92 万余円(金額当時)もの巨額の補償金を受け取り、その課税も免除された点を指摘しています。他方、被害者への法的補償は今もって 1 円も出されていません。強制連行・強制労働(不法行為)企業への手厚い補償は戦後処理の不合理性を象徴しています。他方、人権の無視の不合理性も象徴しています。

3) の日中共同声明の第 5 項(戦争賠償請求放棄)については、「中国国民が請求権を放棄することは明記されていないし、中華人民共和国政府が放棄するとしたのは『戦争賠償の請求』のみである」とし、「本来、外国人の加害行為によって被害を受けた国民が個人として加害者に対して損害賠償を求めることは、当該国民固有の権利であって、・・・略・重本・・・、被害者に加害者に対する損害賠償請求権を放棄させることは原則としてできない」としています。このことは請求権・経済協力協定においても同様です。広島高裁は企業の加害責任を認め賠償命令を出しました。なお、この西松建設訴訟は、被告に国は入っておらず、また中国人徴用工の事例であり、「植民支配の不法」は争点ではありません。

この後、被告企業(西松建設)は上告し、この高裁判決は棄却され被害者敗訴となります。被告企業が上告しなければこの高裁判決が確定したのです。徴用工問題の解決は大きく前進したのです。企業の責任は重大です。残念です。最高裁は「日中共同声明 5 項に基づく請求権放棄の対象となると言わざるを得ず、自発的な対応の余地があるにしても、裁判上訴求することは認められない」とし高裁判決を棄却、地裁判決を妥当としました。最高裁は安易に地裁判決に逆戻りしたに過ぎないのです。この最高裁判決は思考停止状態あるいは政治的判断です。またこの最高裁の判決は重大な問題・瑕疵です。この高裁判決(個人請求権を法的に認めた判決)を棄却した最高裁判決が徴用工問題における日本裁判の論理を決定づけることになります。しかし、徴用工の被害のあまりの酷さ、にではなく、高裁判決を否定した「後ろめたさ故」にあるいは「一種の罪滅ぼし」に最高裁は「付言」(本「通信」前号参照)を出し、その後「和解」となりましたが、この判決は中国人被害者の個人請求権も日本において法的に葬り去りました。そして、11 年半後の 2018 年 10 月 30 日に日本最高裁判決 VS 韓国大法院判決という構図が新たに生まれたのです。法の正義 (Justice) はどちらにあるのでしょうか。

個人請求権を法的に葬り去った日本裁判、また国は個人請求権をすべて解決済みとしています。一部企業は道義的責任として「和解」を行いました。しかし、この「和解」は道義的責任というよりも企業の社会的責任(CSR)としての戦争責任・過去責任に基づくものと言うべきです。

ただこの「和解」は企業の経済的責任(CER)としての損害賠償および未払い賃金の支払いではありません。だが「和解」が「争っていた当事者が譲歩し合って争いをやめる約束をすることによって成立する契約」とするならば、この「和解」は被害者に譲歩を強いた日本企業および日本政府による契約です。被害者にすれば「和解」を強いられたとは思いますが。過酷極まりない非人間的な強制労働・奴隷労働を強いた日本企業および日本政府と「和解する」被害者の痛みに思いを寄せたい。被害者は「和解」などしたくはないのです。法的責任を明確にする判決を望んでいるのです。

この広島高裁判決で示された法的責任(最高裁で棄却)が、あらためて韓国大法院判決が出された現在、「植民支配の不法」を加えて、強制連行・強制労働企業に企業の社会的責任(CSR)および企業の経済的責任(CER)として問われています。ではどのような内容が問われているのでしょうか。もちろん日本政府の「植民支配の不法」という法的責任もです。

＜次号に続く＞
(しげもと とうすい)

龍谷大学社会科学研究所・共同研究(李)プロジェクト(安重根東洋平和研究センター＜仮称＞)主催

4・27 シンポジウム

強制連行と強制労働犠牲者を考える



◇ 基調講演

殿平 善彦

(とのひら よしひこ)

(浄土真宗本願寺派一乗寺住職、強制連行・強制労働犠牲者を考える北海道フォーラム共同代表)

強制連行犠牲者と歴史和解

ー 犠牲者の遺骨問題と生死をめぐる浄土真宗の課題 ー

◇ パネラー報告

- 1) 米国における「従軍慰安婦」記念碑運動 李洙任 (龍谷大学経営学部教授)
- 2) 韓国大法院判決後の強制連行企業の責任追及の取組みについて

中田光信 (日本製鉄元徴用工裁判を支援する会)

コメンテーター 勝村誠 (立命館大学コリア研究センター長)

2013年4月27日(土) 13:30~17:00

龍谷大学深草キャンパス 紫英館2F 大会議室

主催: 龍谷大学社会科学研究所・共同研究(李)プロジェクト(安重根東洋平和研究センター＜仮称＞)

代表 李洙任 事務局 重本直利

協力: 「韓国併合」100年市民ネットワーク / 問い合わせ先: mitsunobu100@gmail.com 090-8482-9725 (中田)

龍谷大学社会科学研究所附属 安重根東洋平和研究センター
第5回共同研究会 一般公開企画

歴史認識と過去責任

ー記憶・責任・未来ー

2014年4月26日(土) 13:30~18:00

参加費無料

龍谷大学 深草キャンパス 21号館 603教室

＜第1部 基調講演＞

『問われる日本の 歴史認識と戦後責任』

田中 宏 氏

(一橋大学名誉教授・本センター客員研究員)



＜第2部 シンポジウム＞

歴史認識と過去責任

ーメディアは『日韓の溝』をどう埋めるのかー

◆報告者

箱田 哲也氏 (朝日新聞)

五味 洋治氏 (東京新聞)

◆コメンテーター

湯谷 茂樹氏 (毎日新聞)

朴 炯準氏 (東亜日報東京特派員)

◆コーディネーター

李 洙任氏 (龍谷大学経営学部教授・本センター長)

主催 龍谷大学社会科学研究所附属 安重根東洋平和研究センター

＜事務局＞ 龍谷大学経営学部 重本研究室 〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67

Tel 075-645-8630 or 8519

Email sigemoto@biz.ryukoku.ac.jp

協力 「韓国併合」100年市民ネットワーク

世界史的私人から世界史的諸個体へ

竹内 真澄

現在、急速な勢いでグローバル化が進行している。私企業は、それぞれ生き残りを賭けて、内部の労働を社会化（コンビネーション化）し、それとともに市場における労働の社会化（ゲゼルシャフト化）を推し進める以外に術を持たない。しかし、このことから自動的に「世界史的諸個体 Welgeschichtlichen Individuen」（MEW, Bd. 3, S. 36）が生み出されるというわけではない。

ノルウェイ産の鮭、インドネシア産のエビ、トンガ産のかぼちゃ、中国製の T シャツなどを購入する生活は、無意識のうちに、万国の労働者を資本のもとへ結合 kombinieren させるが、それは労働者が自覚的に結合する assoziierten ことによるものでは、まだ、ない。

ヘーゲルは『歴史哲学講義』（1822～1831）において「一人の世界史的個人 ein welthistorisches Individuum」という言葉を使った（岩波文庫版、上、60 頁）。例としてはアレクサンダー大王（B.C. 356～323）、シーザー（B.C. 100～44）、ナポレオン（1769～1821）が挙げられる。彼らの背後には、マケドニア王国、ローマ帝国およびフランス共和国がある。しかし、たんにこれらの国家の公益を担うだけで「世界史的個人」が生まれるのではない。ヘーゲルによれば、「その一般的理念は、生産力のある理念の一要素であり、自己実現に邁進する真理の一要素であって、歴史的人間ないし一人の世界史的個人とは、そのような一般的理念を目的とする人物のことである」（上、58 頁）。

したがって、ヘーゲル的な意味での偉人たる世界史的個人とは「^{●●●}一人の世界史的個人 ein welthistorisches Individuum」という特別な人を指すものであって、決して複数的で大衆的な存在としての「世界史的諸個体 weltgeschichtlichen Individuen」ではありえない。ナポレオンは、近代主権国家 einzelner Staat の創造に関わり、民法典（Civil Code）を国内に樹立した主権者であった。その限りで、ナポレオンは公私二元論を制度化したのであって、それを「馬に乗った世界精神」とみなしたヘーゲルの言う「世界史的個人^{●●}」は本質的に「世界史的私人^{●●}」にすぎない。

これにたいしてマルクスが「世界史的諸個体 weltgeschichtlichen Individuen」と呼ぶのは、ヘーゲルとは異なって、協働する諸個体が互いの労働を自覚的にアソシエーション化する諸主体であるからだ。

近代世界システムは、本質的に世界史的私人 welthistorischer Privatmensch によって担われており、それはますます万人の生存を疎外する。だからこれを離脱するたえざる運動はかならず複数の人びとのなかから起こるから、人々は「世界史的私人」から「世界史的諸個体」への厳しい闘争過程に入り込むことをつうじて、即自的に国民国家的な存在にとどまった自己を捨てて、ますます世界政府をつくる諸主体となって新生する。

すなわち、私人と個体が同じ人間の二つの側面間の闘争であるとすれば、これが世界的規模で闘いぬかれる場合に、「世界史的私人」と「世界史的諸個体」の闘争が現れる。

1864 年 9 月 28 日、マルクスはロンドンのセント・マーティンズ・ホールにおいて国際労働者協会（いわゆる第一インターナショナル）創設の演説をおこなった際、次のような言葉で末尾を締めくくった。

「労働者階級に、国際政治の秘密を解明し、それぞれの政府の外交行為を監視し、必要に応じてそれらに対抗する義務を教えること、もし先手を打てない場合には、ただちに非難の声を上げ団結し、

私人たちの関係 die Beziehungen von Privatpersonen を制御すべき単純な道徳と正義の法を、国家間の関係における最高法として主張すること。このような外交政策のための闘いは、労働者階級の解放のための闘い全体の一部である。万国のプロレタリアートよ、団結せよ！」（MEW, Bd. 16, S. 13）

第一インターナショナルの団結の敵であるのは、総資本であるけれども、マルクスはあえて「私人たちの関係」と規定する。それは何故か。

近代的総資本の存立構造は、『資本論』の論理構成がそうであるように、第一次的には私人間の関係（商品関係）であり、第二次的に資本／労働の階級関係である。万国の労働者の団結は、さしあたり各国の労働者の国境を越えた階級的な連帯である。しかし、階級敵に対抗する労働者たちの連帯が総資本による支配を排除しようとする限り、けっきょくは第一次的な私人たちの関係の廃棄に到達せざるをえないのである。階級的な敵を廃棄しようとする団結は、私人たちの関係の廃棄へとつうじているがゆえに、この団結はあれこれの階級を廃棄するものではなく、階級社会一般を不可能とさせる最後の闘争たらざるをえない。第一インターナショナルはこのような含意で創設された。現在そうした運動はとても弱々しいが、多国籍企業が世界市場を私的に管理しようとするほど、そのひずみはとてつもなく大きくなる。だから、1864年の域を圧倒的に超えて、未来を構想させる巨大なマグマの力は人々をその解決形態まで引きずっていくだろう。

（たけうち ますみ）



セント・マーティンズ・ホール



1864年9月28日の第1インターの設立集会

フルトヴェングラーにおける「社会／共同体」と「個別者／個体」

竹内 真澄

はじめに

筆者は西洋の独我論、つまり「われ思う、ゆえに我あり」（『方法序説』1637）というデカルト的自覚に先立つものとしての古英語や古ドイツ語の中に、共同体に埋め込まれた、あるいは、共同体と不可分離の in-dividual あるいは In-dividuum が存在したという指摘を学んだことがある。英語についてはレイモンド・ウィリアムズ『キーワード辞典』（原著 1976、平凡社、2002）、ドイツ語については『グリム兄弟 ドイツ語単語辞典』の einzeln の項がその証拠を示している。

ごくふつう言われるのは individual (Individuum) というのは、人間の織りなす集合（共同体であろうと社会であろうと）を分割していった、ついにこれ以上は分割不能な最小単位に行き着くのであって、これこそがすなわち「個人」であるという説明である。専門家すらいまだにそういう説明でひとまずわかったような顔をする。だが、これは俗説にすぎない。

このような説明には、原問題が欠けている。というのも、どうして集合体を分割して、その最小構成単位が何かという問いを立てるのか、という原問題が、一度もまともに問われぬままで、あたかも自然に共有されているかのような前提で説明がされているからだ。

上に述べたウィリアムズやグリム兄弟は「一まことに学者らしく」この原問題から逃げることなく、正面切って考察し直さねばならぬことを知っており、デカルト以前の視座からなぜ、いかにして独我論が生まれたかを言葉の歴史から跡づけた。

私は西洋思想史において、ヘーゲルとマルクスが、ふつうの自由主義的伝統の外に飛び出るような独自の言語感覚をもっていたこと、また、それが私人から個体への人間の人類史的な転換というモチーフと結びついていたことを明らかにしたことがある（1）。けれども、当時（2022 年）は、ヘーゲルとマルクスは自己の学問体系にふさわしい造語に依拠して個別者と個体の区別を語っているのだと思いこんでいた。けれども、そのことと同時並行的にあるいは後になるにつれて鮮明になったのは、ヘーゲルとマルクスの学問は決して勝手な造語を土台にして成り立っているとか、世間から孤立していたわけではないという点だ。彼らは、むしろ、近代以前の言語史のなかに潜んでいる言語感覚を復権させ、それを土台にして概念を研ぎ澄ましたのである。こう考えていくときにだけ、本稿の主題である W・フルトヴェングラー（独 ベルリン・フィルハーモニーの指揮者 1886～1954）を理解する道が開ける。

1. フルトヴェングラーにおける「社会／共同体」と「個別者／個体」

戦中、戦後に指揮者として活躍した W・フルトヴェングラーは多くの著作を残した。そこには、音楽論、芸術論、そして近代西洋文明に対する深い精神的考察が記されていることはよく知られている。なかでも『音と言葉』（Ton und Wort、原著 1956、芦津丈夫訳 1978）は、かれが深く愛したベートーヴェンとワーグナー論を含んでいるし、またかれが哲学的な影響をうけたニーチェについての言及もみられる。彼ほどの知識人ならば、ヘーゲルとマルクスを読んだ可能性は十分あるとはいえ、現在までの所ヘーゲルおよびマルクスをじかに論じた箇所は見つかっていない。

けれども、フルトヴェングラーの考察を読んでもとその個人観がヘーゲル・マルクス系の言語観にきわめて近いことに気づく。彼の音楽観を論じた箇所を見よう。

「音楽とは、たんに抽象的な、それ自体で存在するような芸術とはいささか性質を異にしている。それゆえ、音楽を社会学的な側面から考察することも可能であろう。これによって私たちはメカニカルな再現の他の形式、つまりラジオというものに出会う。周知のごとく、音楽とはまずなによりもひとつの共同体験である。音楽は共同体 Gemeinschaft に発し、またそこに意味と目的を見出している。ラジオが目に見える共同体を必要とせず、前提とせず、要求もしないことは、現代にあってはラジオの長所だとみなされてきた。しかし事實はむしろその反対である。もともと真の共同体に向けられた作品、たとえばベートーヴェンの交響曲が、全世界に散在する個別的な人間 einzelne にしか聴かれないという事實は、まさに音楽体験の非現実化 Irrealisierung の促進を意味するものである。この非現実化は、大げさでなくこう言える：記憶の問題ではなく、祝祭的で圧倒されるような高揚感を物理的な共同体が直接吸収しなければならないこれらの作品の完全な体験は、ラジオでは不可能なのだ。そして、今日のラジオで愛されているレコードコンサートについて、私たちは何と云うことができるだろう！」(2)

フルヴェングラーの専門家である芦津丈夫氏は、かねてよりフルトヴェングラーの共同体 Gemeinschaft という概念の持つ現代西洋文明批判の含意について注目していた(たとえば、『音と言葉』白水社、1978年、訳者あとがきを参照)

これにつけくわえて言うと、フルトヴェングラーは共同体と強固につながっている人間を個体 Individuum と規定する。たとえば、1951年の「ベートーヴェンと私たち」においてこう書いている。

「ベートーヴェンは、みずから決定を下す。権威に頼ることなく、むしろ万人をこの決定に参与せしめる。それゆえ彼の音楽を前にするとき、いかなる威味も内部から効力を失う。個体と共同体の問題は、まさに現代のあらゆる精神的危機の本来の出所であるが、陶酔的・情熱的でありながら究極の澄明さと単純さに到達したベートーヴェンの音楽、個体的体験であるとともに共同体的体験でもあるこの音楽を前にして、無意味なものと化することであろう」(芦津丈夫訳『音と言葉』の個人を個体と修正した)。

Beethoven aber entscheidet selbst; nicht autoritär, sondern dadurch, daß er an seinen Entscheidungen alle teilhaben läßt. Seiner Musik gegenüber wird daher jede Art von Terror von innen heraus gegenstandslos. Das Problem Individuum und Gemeinschaft - der eigentliche Herd aller unserer heutigen geistigen Krisen - verliert angesichts dieser ebenso rauschhaft-leidenschaftlichen wie zu letzter Klarheit und Einfachheit gebrachten Beethovenschen Musik, die sich ebenso als individuelles wie als Gemeinschaftserlebnis darstellt, seine Bedeutung.

ここには、共同体に対応する個体が音楽共同体のなかで「バラバラにされた個別者 Einzelne」の分散を超えるという使用法が明確であって、彼にとってつねに「共同体と社会」「個別者と個体」は二つの対概念であった。ゆえに「共同体と個体」というセットが一方に置かれ、他方に、バラバラな個別者を意味する Einzelne は集団や社会とセットで論じられる。総じて現代文明は「社会と個別者」(Gesellschaft und Einzelne) という組み合わせを強制するから、愛の共同体は壊されるとの実感が彼の脳裏にある。

フルトヴェングラーが若いころにニーチェから大きな影響を受けたことはよく知られているのだが、ニーチェ流の用語法からすれば、「社会と個別者」という発想が出てくることはわかりやすい。ところが彼にとってもっと深く依拠すべきだと思われているのは、「共同体と個体」という、もう一つの組み合わせなのである。

もしも、彼がニーチェにたいするほどにはヘーゲル・マルクス系の哲学に好感をもっていなかったとしても、用語の使用法において、ヘーゲル・マルクスの語感があるのはいったい何故であろうか。私の推測では、ドイツ語の伝統の中に、たとえ弱々しくても「共同体と個体」という用法がずっ

と存在したからであろう。また、1931 年の時点では、戦後すさまじい勢いで欧米化された世界よりもずっとドイツ語の固有性が残っていたからではないだろうか。

それはともかく彼は、ベルリン・フィルハーモニーを指揮するとき、会場の公衆がひとつの共同体の体験をもつことこそが本当の音楽なのだと考えていた。音楽の与える共同体の体験は、ラジオやレコードによって各個別的なリスナーが散在的に音楽を聞くことによって決して感じ取ることのできない、ある精神性を与える。ベートーヴェン自身、ひとつの会場にあつまった人々を共通の大きな感動で包むことを自己の音楽の目的としていた。だからこそ、フルトヴェングラーはこの可能性を最大化する作品として、第 5 交響曲、第 9 交響曲を彼の音楽観の模範としていたのである。

2. 現代文明のなかの可能性

現代都市のなかで通常私たちは自己が拠り所を失った個別者であるという感覚を、常態として、抱いている。現代資本主義下であらゆるものが商品化され、人間もまた私人化（Vereinzellung）させられている以上、このような日常意識を避けることは難しい。

にもかかわらず、人間は一生私人化の体験しかもたないというわけではない。むしろ、反対である。コンサート会場、野球場、学校、家族、友人関係だけでなく、まことにささやかな日常体験の折々に、私たちは気持ちが通じ合ったり、配慮されて嬉しかったり、ささやかな人間的体験を積んで生きている。ただ、それはなかなか蓄積されず、一過性のままどこかに消えてしまいやすい。

フルトヴェングラーの「共同体と個体」という基底的な芸術観は、ヘーゲルやマルクスのような所有論の深みまで突き詰めた言葉づかいではない。しかし、それにもかかわらず、いやそうであるからこそ、いかに疎外された現代人でさえも、日常生活の折々で、個別化→個体→個別化のサイクルのなかでほんの一瞬であるにせよ、「共同体と個体」の体験をもつことに彼は気づかせてくれる。砂漠のような現代文明のなかに際立つようなアクチュアリティを求めた彼の真摯さに誰しも思い当たるところがある。

フルトヴェングラーの言う「共同体と個体」は、会場を出ればすぐに消えてしまうような一種の「幻想的共同体」でしかない。「四捨五入」的に言うことは不可能ではない。そう思うことは非情であるが、ある意味で正しいのだ。だが、そうであるにもかかわらず、課題は、ほんの一瞬の「幻想的共同体」でしかないところの体験から出発して、そこから概念を研ぎ澄ませていくこと、いわば「三捨四入」的に、より意識的、自覚的に、この弱々しい体験をより強い「経験」に高め、より持続的な制度まで高めることである。このための素材は、この出来損ないの社会にさえあふれかえっている。なんと面白いことではないだろうか。フルトヴェングラーの指揮にはそれだけのエネルギーが充満している。

注

(1) 手元の資料によると、筆者は「＜私人＞の成立・・・社会思想 500 年史のための基軸として」という報告を社会共生学会（2017 年 6 月 24 日、於岐阜経済大学）で行ったことがあった。拙い報告であったが、レジュメをそのまま引用しておきたい。この時点で筆者は、まだグロティウスからホッブズへの発展とマルクスの「労働処分権」、および F・カフカ、J・オーウェル、村上春樹に触れただけで、西洋思想史の尾根道が十分には見えていなかった。その後、ひどい鬱に見舞われ、3 年休学し、回復後 2021 年に集中的にホッブズ、ロック、ルソー、スミス、ヘーゲル、マルクス、ハイエクをめぐる論考を一挙に 7 本発表した。このとき、私の指先に神が宿り、出口なおではないけれど、「お筆先」が降りてきた感じであった。

<私人>の成立・・・社会思想500年史のための基軸として 2017・6・24

社会共生学研究会 於岐阜経済大学

竹内 真澄

1. 私的空間内部における個別化された人間の社会化について

(1) 近代民主主義の構造

私的なものによる公的なものの構成

(2) <労働力の処分権>と<労働の処分権>

(3) 政治における国民主権の肯定と経済における専制支配の受容の二元論

2. ホッブズにおける「自己保存」概念の提出

(1) 自己保存=生存

「中世の見解では、人間は、主に規範を顧慮して理解され、また自然は、反自然に対立するものとしては、神によって定められた、被造物全体の内部での人間存在の状態を意味した。それに対して、近代の初頭以来、歴史的、政治的、心理的分析の中で人間の特徴として明らかになる、そういう特徴を人間の特徴と認める、というふうに見方が変わってしまった。人間とは何であるかが示されるのは、・・・結局、直接に近づきうる事態に基づいてである、とされたのである」(ホルクハイマー「エゴイズムと自由を求める運動——市民時代の人間学について」(1936)『批判的社会理論』, 訳 95 頁)

「各々の物の自己保存は、その物の法則であり尺度である。この自然概念は、一見したところ先入見のないもののように見えるが、実際には個人主義的なものである。それは、自らの置かれた社会的現実のなかでの市民的(ブルジョア的)人間の状況に対応しており、この(自己保存という)概念のこうした起源に関する自覚を欠いた人間外部の自然の解釈から、人間の方に逆投射されたものである。」

*ホルクハイマーは「自己保存」の概念自体が、ブルジョア的なイデオロギー性を帯びたものと言う。ホルクハイマーはそれ以上歴史を遡及する作業はしていない。

①『法の原理 The Elements of Law』1640 に保存 preservation は 7 個ある。

Self-preservation はない。

②『De Cive』1642 に 36 個の preservation があり、うち self-preservation は 2 個ある。

③『リヴァイアサン』1651 には preservation は 10 個あり、うち self-preservation は存在しない。

④『ビヒモス』1668 には preservation は 3 個あって、うち self-preservation はない。

bellum omnium contra omnes = Everyone is fighting for one's own happiness by killing each other.

3. グロティウスにおける「保存」概念

(1) グロティウス (1583~1645) 『戦争と平和の法』1625 に、preservation of the body の概念がすでに存在する。

What we have said of life, ought to be understood of members too; for, a man hath not right over them, but for preservation of the body.

* 17世紀の機械的世界観（ガリレオ 1564～1642）にも似たような概念がある可能性 He was deeply influenced by the new deterministic science of the age (Galileo, Newton, Boyle, Hooke, etc) and by the certainty of mathematics. He was interested in constructing a completely mechanical model of the universe and, after visiting Galileo Galilei (1564 - 1642), he came to believe that the entire physical world could be explained by the new science of motion.

4. ホッブズにおける「私人」概念の成立

（1）グロティウスの先行

グロティウス 1625 にすでに「私人」概念がある。Private man 10 個、private men 12 個ある

（2）ホッブズの「私人」概念

『リヴァイアサン』における private man 18 個、private men 25 個

自己保存概念は、いわば歴史貫通的に規定されているようだが、もしそうであるとしても、自己保存の具体性は「私人」という歴史的な形態規定を被る。

（3）ホッブズの所有論

『リヴァイアサン』の Propriety 32 個、property 4 個

ホッブズにおいて生存＝自己保存→私人→所有論となる。

5. 要約 ホッブズ研究から社会思想 500 年史へ向けそうな道筋

以上、17 世紀の社会理論を辿ると

（1）まずグロティウスが国家間の戦争の正当性と限界を論じ。ここで「生命の保存」についての考察が生まれた。それを受け継いでホッブズは近代社会契約論を構築した。

①主権国家間関係のなかで最初に自己保存問題が発生した。つづいて

②国民社会の社会契約論的構成に、自己保存論が受け継がれた、ということではないか？

(2) <主権国家関係における個別国家の自己保存>と<国民社会における自己保存>は、たんに相似形であるだけでなく、近代社会理論の構成において<自己保存→私人→所有>に基づけられることで、全体として所有論的な基盤から展開・導出される。

(3) グローバリゼーション時代の社会思想史のコンセプト

社会思想史研究において、近代世界システム論の二つの構成部分、一方で主権国家間関係、他方で私人の社会契約論的關係、これらが一元的に理論構築されてきたということを歴史的に辿りなおす筋道が開ける可能性がある。

6. マルクスにおける労働処分権の問題——私人—公民分裂論

(1) 現実的私人=Einzeln 論

①ヘーゲルの私人論の観念論的転倒に対抗 「現実的」の意味

②「現実的私人」の確定によって、*einzelne* の意味も確定する

たとえば「価値生産においては、多数はつねにただ多数の *Einzeln* として数えられる」『資本論』1867 協業章 S.341 を参照。

(2) 個別的労働者 *einzelner Arbeiter* が「直接的に社会化された労働」を構成する逆説



7. おまけ・・・20世紀文学の展開

(1) 20世紀における私人の問題 カフカの『変身』1903

(2) 20世紀における *einzelner Arbeiter* の管理問題 G・オーウェル『動物農場』1943

(3) 村上春樹の作品における一人称の3分裂 1985

まとめ

私人であることを基盤とする社会は、必ず、人間を資本の奴隷へおとしめる。

ホッブズにおいて生存（自己保存）と私人であることは統一されていたが、分離し、ますます乖離してゆくに至る。

にもかかわらず、労働者階級は資本という私的空間を共和政的に構築しようとの展望を簡単には持ちえない。このために、20世紀以降の「生存権」は、一種の外付けで、この私的空間にとっての外的制約のようなかたちで外部から介入する概念となって現れる。

それゆえ、カフカ(1883~1924)→オーウェル(1903~1950)→村上春樹(1949~)の文学は、自己の他者性を細密に描くほかなくなる。

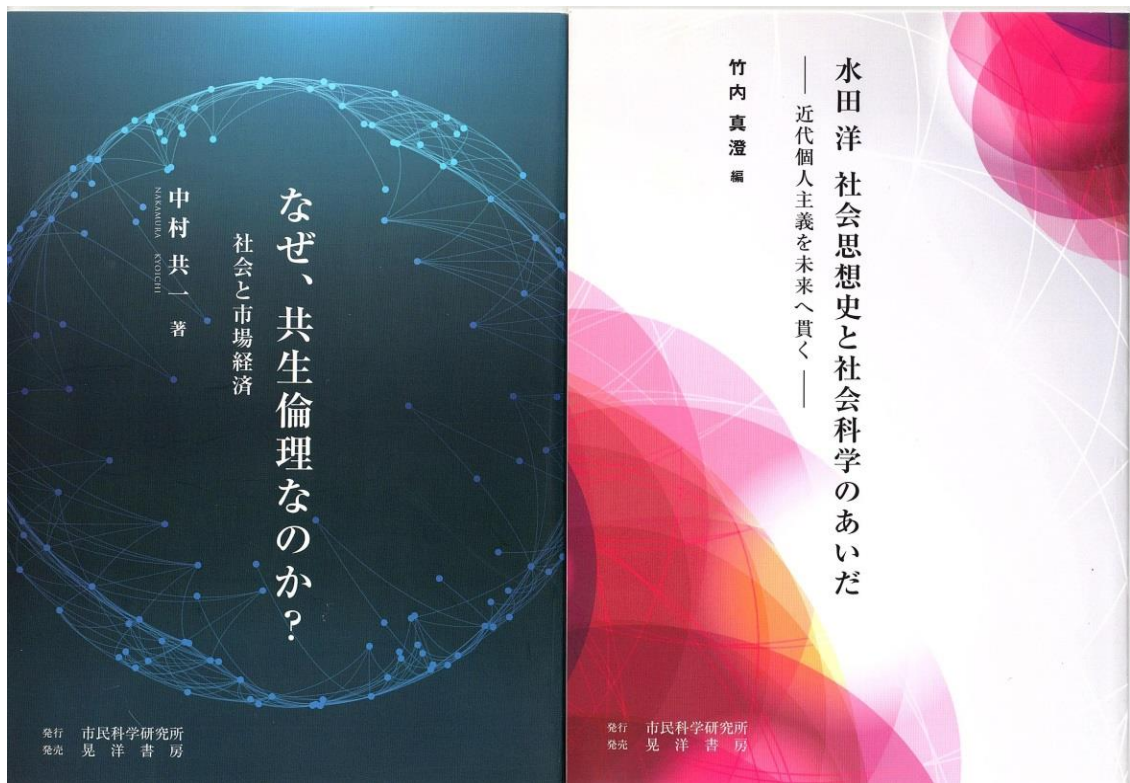
(2) フルトヴェングラー「音楽の生命力」1931年執筆、芦津丈夫訳『音と言葉』、ただし一部改訳。

やや煩雑になるが、この部分を筆者は最初中野雄『丸山眞男 音楽の旅』（文春文庫、1999）で知った。そこで中野氏宛に手紙を書いたが、出さずじまいで手元に残った。その一部。

「一つだけご教示願いたいことがあり、ペンを執りました。197 ページの丸山発言のなかに引用されているフルトヴェングラーの言葉・・・この部分の『人々』『個々人』『個々の人間』は、ドイツ語でどうなっているのか非常に興味がありまして、教えていただければと存じます。訳書でも原書でも結構です。丸山氏とウェーバーの双方に興味があり、丸山氏の『個人』、『Individuation』、私的なもの、個人主義などにも同様の関心を持っております。ウェーバーと丸山氏は非常に近いところがありますが、ただし、このフルトヴェングラーの発言における原語を丸山氏が知っておられて、好意的に引用しているとされる（ている）と（すれば）、この点で、つまり、「人々」と「個々人」の落差に丸山氏が敏感だったという点で、両者が異なる資質を持つことがわかるかもしれないと思います。」

手紙には日付が欠けており、自分でも定かでない。私はこれを助教授の肩書きで書いていたので、ここから推して、中野本出版の1999年から2001年度までのいずれかの時点だったと思われる。2002年に故石井伸男さんの『マルクスにおけるヘーゲル問題』御茶の水書房、2002の書評（『高崎経済大学論集』第45巻第1号、2002年1月）を書き、EinzelneとIndividuumの区別ということ初めて公表した。私がいかに個別者と個体の概念的区別に当時躍起になっていたかがわかる。それから時は流れて2024年末、なんとか手探りでフルトヴェングラーの原書を手入れし、芦津訳『音と言葉』と照らし合わせ、ようやく当該部分が何であるかを理解して本稿を書けた。超スローモーと言えばそれまでだが、疑問を持ってから約24年かかってしまった。

（たけうち ますみ）



市民科学研究所ブックレット

思考の大枠を更新することができない人達へ、私たちは、もう、別の社会に突入している!!

＜尾ひれは付くのか？ 未来社会構想 の大切さ＞(2)

—どこに問題が鮮明に現れているか？ 未来の「縮小社会」は、
夢の社会の到来ではない—

「近未来」と「本格的縮小社会」—基礎となるのは、個人ではない。家族の復権へ!!

2024 年 8 月

青野 豊一

＜社会的問いは発せられている、断固として縮小社会へ＞

過去の歴史と同じことを繰り返してはならない。視線を未来へと推し進め、私たちはそれに向けての下準備が必要なのだ。「社会的問い」は発せられているのだから。

ブルードンは、上記の手紙に次のようにも述べている。

「過ぎ去った出来事は、もはや取り消しようもない。後ろを見つめているのは愚かです。私なら 2 月 24 日の革命をやりはしなかったでしょう。が、民衆の本能は、それとは別の判断を下しました。」

「社会的問いは発せられた。それを解決する仕事こそがなされなければならない。」

そうなのだ、問いは発せられている。私たちのなすべきことは、はっきりしている。この悲惨な近未来になることが予想されているのを、どうにか乗り越えないと、人類の未来はない。このまま成長経済を続けていては、・・・。

*このことについては、「ロジスティクス曲線」そして「軸の時代Ⅱ」等の言葉の意味を説明したいが、ここでは詳しく述べない。説明だけで長い文章となってしまう。「ロジスティクス曲線」とは、ある生物種の一定の環境条件下における繁殖状況をモデル的に純化した曲線である。人間もこの原則から免れることはできない。人口増大の大爆発の後、安定した平衡期になれるか、それとも絶滅するかのどちらかとなる。*見田宗介「現代社会はどこに向かうのか」参照。

- ① だからこそ、私たちは、まずは未来社会展望を提示しなくてはならない。満たされなかった願望(未来社会像等)を未来の世代に残さなくてはならない。「肯定されるべき世界のイメージを持たない批判は、もとの抑圧よりもっとひどい抑圧へと転化する。(大澤真幸)」ことを忘れてはならない。
- ② そして、ある時?この時を今は明示できないが、意識ある人たちははっきりと行動を

起こさなくてはならない。政治権力を握って、社会総体を「縮小社会」へと押し進めなくてはならない。そう、反対者たち(社会経済の縮小の意味を理解しない人達)を蹴散らして断固として押し進めなくてはならない。「縮小社会」を選択する人たちが多数派になることを、待っていてはいけない。何時の時代も、問題意識を持つのは、少数派である。経済が崩壊して生活に困窮する事態となっても、社会の多数の人たちが「縮小社会」へと意識が向くわけではない。だから、この行動を、決断することが大切なこととなる。こうすることで、社会経済の「縮小」を多くの人たちが受け入れることになる。このことで、人々の価値意識(判断基準)を転換できることになる。ここで初めて、リスクを先送りしている人たちとともに、未来社会を生きていく事ができることになる。だから、この決断を、ためらってはならない。このことを、いつの日か、しなくてはならない。取り返しのできないとんでもない悲惨な事態になる前に、……。この時期を判断することは難しいが……。そして、ここが最終ではなくして、出発点である。

この日を待ち望むだけでは、さらに良くない。小さな改革を、少しずつ積み重ねなくてはならない。例えば、社会の中に互酬的贈与経済を広く深く展開していくことを試みながら……。この贈与経済の広範な展開によって、「縮小」を是とできる意識が深まることになるのだから、……。視線を未来へと押し進める下準備は、どうしても必要なことである。

* 互酬的贈与交換経済については、以下の文章で少しずつ説明していきたい。また、「9. 信頼関係いかに確保するのか」参照

* 「現実主義的で不徹底な改革の繰り返し、結果として最終的に……。正しい、徹底した変革になるためには、真の理想が「満たされなかった願望」として残っていないなくてはならない。満たされなかった願望を何とか実現しようとする反復として、個々の改革はなされていくからである。挫折した願望が、幽霊のように未来の改革者たちに取りつき、彼らの現実主義的な改革の反復を理想主義的な変革へと漸近させていくのだ。」

大澤真幸『新世紀のコミュニズムに』

* 未来社会像として、ここでは「願望」や「イメージ」と述べている。だから、あるべき未来社会像として詳細に述べているわけではない。このような「願望」や「イメージ」は今の時代の社会に規定され、制約されているものであるから、……。だから、この「願望」や「イメージ」を未来社会に至る完璧なものではない。ここを間違えては、この「願望」や「イメージ」は反動的なものに、とんでもない社会を導いてしまうことになる。だが、未来へのヴィジョンなくしては、諸活動はなしえない。

＜本格的な縮小社会―保守的な社会、新たな倫理観・宗教観＞

さて、私たちが目指している「本格的な縮小社会」はどのような社会であろうか。はっきりしていることは、現在の社会と比べて変化の乏しい保守的な社会になるであろうということだ。これは、エネルギー消費量を減らしていくのだから、当然なことだ。人類が今後も生存していける環境を保全している持続可能型の未来社会は、今のようなエネルギーをたくさん消費した、移り変わりの激しい社会ではないということだ。だから、消費生活の水準は当然のこととして落ちる。一言で述べれば、貧しくなるのだ。

悲惨な近未来を体験したその後の「本格的な縮小社会」は、変化の少ない、社会的流動性の少ない保守的な社会(縮小社会)にならなくては、私たち人類の生存さえ危ぶまれることになろう。

しかし、この保守的な社会には、当然なこととして大きな問題も含んでいる。「縮小社会」は理想社会の到来ではないと認識しなくてはならない。現在の私たちの意識からしてマイナスと思える要因をたくさん含んでいる社会となるであろう。繰り返し言おう。

縮小社会は、夢の社会の到来などではないのだ。理想社会の到来ではない。縮小社会へと、私たちは強いられるのだ。

*この未来の「本格的な縮小社会」の保守性を嫌って、社会に絶え間のない変化を求めるのであれば、今の資本主義体制の方がよいことになる。この資本主義体制を駆動させるには、格差・差異がどうしても必要となるのだから。資本主義経済とは、通常の市場経済の上に、「資本」「土地」「労働力」を商品とする市場が存在しているシステムである。だから、このことを克服できる社会システムにしないといけない。しかし、資本主義を否定しても、市場経済は維持しなくてはならない。

＜魅力に欠けた社会＞

社会が変化に富み流動性があれば、今現在苦しくても、いろんな問題の中にいても、未来への期待が持って生きていく事ができる。しかし、これが変化の乏しい社会となると、耐え難いものとなる。夢と希望を抱いて、明日を夢見て生きていくという魅力に欠けた社会となりかねないことを、覚悟しなくてはならない。今までのような理想理念を抱いては、……。私たちは、「縮小社会」へと強いられるのだ。このことを、忘れてはならない。

補 説 ……＜縮小社会、魅力に欠けた社会、「徳川家の支配の維持のため」に＞……

縮小社会が「魅力に欠けた社会」になりかねないことについて、このことを日本の歴史上の戦国武将の思想と政策を対比して考えてみよう。日本の歴史上には、「縮小社会」を掲げた天下人(家康)がいたことを思い出そう。

○戦国時代は応仁の乱から関ヶ原までの130年ほどで、政治的には激しい下剋上が繰り返されたが、実は経済成長社会であった。人口は約2倍、国民総生産は約3倍に増えていた。尾張の一地方の領主の子として生まれた信長は、激しい下剋上(家来の離反と反逆)の中を生き抜いていた。この経済成長を権力の中央集権化によって推し進めた人物である。尾張と言う経済先進地で、農村共同体(農業)に立脚しない商業立国策(規制緩和の楽市・楽座、関所の廃止等の成長スパイラルで、兵農分離をして常備軍を作り上げた)によって天下統一を目指した人物である。彼の**旗印**は、永楽通宝(貨幣)を図案化したものであった。彼は、貨幣による商品交換関係を盛んにすることで、社会経済の発展を図ろうとした。彼の兵士たちは金銭で雇われた人たち(常備軍)で、農業生産とは関係がなかった。商品経済の発展で彼の兵士たちはどんどん増えていった。彼は、「土地」という価値観の呪縛にはとらわれていなかった。

*永楽通宝・・・明代の永楽帝が鑄造した銅製通貨。日本では室町時代に貿易や倭寇によって大量に輸入され、江戸時代初めまで流通。永楽銭などと呼ばれた。平安時代の後半から鎌倉時代にかけて日本国内の商業・物資流通が活発化すると共に貨幣の必要性が高まっていたが、当時は国家としての行政機構は崩壊状態であり、銭貨鑄造を行う役所も技術も廃れていた。そこで、中国から銅銭を輸入して、それが国内で流通していた。行政機構が崩壊状態と言うことは、国家としての機能がないということである。それでも、どこからも侵略されなかった。これこそが、日本が特異な場所に居たと言うことである。大陸に居たならば、もう攻められていたであろう。このような地理的・歴史的条件だから、日本では封建制が成立した。

○秀吉はこの路線の継続(近江出身の人たちを登用)をして、商品経済のさらなる発展を図り、利益誘導で人を動かそうとした。まあ、この時代の田中角栄であろう。秀吉の**旗印**は、文字やデザインのない純金色の旗であった。信長と秀吉は、貨幣経済をさらに拡大しようとしていた。まあ現代風に述べれば、「今だけ・自分だけ・お金だけ」という貨幣万能の意識が強かった。この二人は、戦後の自民党の政治そのものであろう。あの1600年当時、日本の国力を人口とGDPで比較すると、世界の先進国のグループの一員であっただろう。金と銀の産出量は世界一であった。そして戦国期を闊けてきた軍事力の程度

は相当なものであった。これに対して、あの時期のイギリスは貧しい後進国であった。

＊旗印、信長→秀吉→家康、そして武田信玄



○「天下布武」を掲げて領地獲得を目指していた武将たちを動かした信長。秀吉は「よき夢を見させようぞ」と、利益と利権をばらまいた。これに対して、家康の旗印には、「厭離穢土(えんりえど)、欣求浄土(ごんぐじょうど)」が掲げられていた。穢土とは、下剋上の激しい殺し合いの戦国の世のことである。そして、浄土とは、身分によって秩序がきちんと保たれた封建社会(農村社会)の事であった。家康は信長型の商品経済の活性化を否定し、質素儉約のゼロ成長社会をめざした。頼朝の昔に戻る事が、彼の基本理念であった。これは、当時家康が領有していた「三河」は、尾張に隣接しながらも農村社会を基盤とした経済的後進地であったことが関係している。いやもっと述べれば、尾張の商品経済の発展の影響がもたらされていた周辺地であったために、主従関係の揺れ(少数の家来の離反)と、激しい一向一揆を経験している。家康は、この乱れを嫌ったのだ。

家康の戦国大名として成功は、信長に従ったことによるところが大きい。信長とは異なる成育環境であった。そして、秀吉(百姓(足軽)出身)とは大きく異なる。彼は、弱小国の生まれながらの大名(家康 9 代目)として生育している。三歳で母と生き別れ、八歳で父と死別し、さらに尾張と駿河での人質生活をしていて彼を支えた家来たちがいた。ここに信長や秀吉との大きな違いがある。信長の居た尾張であれば、このような立場の人など捨てられていたであろう。三河には、土地に根着き、家に付いた家臣たちがいた。彼らは、商品交換関係による経済成長の意味を理解していなかったのだ。土地と農業生産に意味を見だし、商品交換関係に利点より毒性を感じていた。

○徳川幕府は、商工業の発展による経済成長をできるだけ低く抑えようとした。商人たちは、繰り返し抑圧された。さらに、徳川家の支配の維持のために、武器の技術的発達を禁圧し、厳しく大名を統制した。関所を設けて物流を制限した。そして、鎖国もした。つまりは、農業に基づく身分社会(縮小社会)をめざしのだ。彼は、農地の開墾等を推奨した。17 世紀の 100 年間で耕地面積は 1.5 倍になり、人口は 1800 万人から 3000 万人へと増加した。ここまでは、魅力のある社会であった。

＊輪島の千枚田は、この時代に作られた。斜面に、あの狭い田がたくさん作られた。今も農機具は使えない。人々は生きていくために、すべて人力で、必死になって仕事をしていたのだ。

○しかし、これは、家康の実績ではない。秀吉の「太閤検地」のおかげである。秀吉は、農家の主体を単婚小家族、つまり農地を実際に管理している小農家を基礎単位として年貢を徴収するシステムへと転換した。彼らの農地の所有権を認定した。これは、農地改革なのだ。それまでの、中世的世界では、地域の有力な農家の下に中小の農民たちが従属していた。分かりやすく述べれば、中世の芸能であった説教節の「山椒大夫」では地方豪族に人々が従属して労働させられていたことが述べられている。このような支配・被支配関係をつぶしたのが「太閤検地」である。単婚小家族を社会の基礎単位とした農業形態は、当時の先進地(商品経済の展開がなされていた)の近畿圏でなされていた。秀吉は、これを法的に認定し全国に広げた。このことで小農民たちは生産意欲を持って農地の拡大と生産技術の改良に努めた。これは、戦後の「農地改革」の後の日本社会とよく似ている。

○しかし、このような農業生産による経済成長の後(17 世紀後半からは、江戸や大阪等の大都市以外は、まさしく停滞と縮小であった。これには、1650 年ころから少しずつ地球が寒冷期になっていったという気候条件も大きく関係して、1700 年代から農作物の不作(凶作)が相次いで起こった。現代でも農作

物の出来不出来は天候次第であるが、この時代の不作は凶作となり、たくさんの餓死者がでた。農民たちに移動の自由を認めなかった。また凶作時の食料の移動が禁じられていたために、飢饉(特に東日本)で多くの人たちが死んでいった。これを現代風に述べれば、物流を制限し、外国貿易を禁止していたために、国民が食糧不足で餓死したとなろう。凶作でも武士たちの生活を支えるために、農作物は厳しく取り立てられた。そのために、人口は、停滞・減少へと転じた。テレビ等でよく放映されている息苦しい身分社会(縮小社会)としての江戸時代が長く続いた。

○この時代の支配的な道徳性は「忠」や「孝」という朱子学思想に基づくものであり、この思想に基づいて支配された。人々は五人組、集落、村内、町内等の相互監視の仕組み中で生きていた。この時代には、プライベートな空間はない。人々は、意識と行動を強く規制されていた。まさしく、身分という差異の維持のための政策による停滞(縮小)の社会であった。この時代を一言で述べれば、すべては「徳川家の支配の維持のため」となろう。

* 東北地方は商品経済が展開していなかったもので、中世的農民支配が続いていたところがある。

.....

家康の「縮小社会」には、現代の多くの人たちは抵抗感を抱くであろう。そして、やはり「縮小」ではなくして、経済「発展」こそが大切であると結論付ける人が出てくることになる。戦後の経済成長を経験して、経済発展こそが大切なことであるという意見は、今も多くの人たちに支持されている。この余韻の中に、多くの人たちが居る。

つまり、「縮小社会」は基本的には、今の社会常識からしては、価値観からは魅力に欠けた社会である。でも、「縮小」でも社会経済がそれなりに回れば、人と人との信頼関係が築けて、生活の安定があれば、そして経済活動以外の文化活動や周りの人たちとの交歓を大切にする関係性が広まれば、魅力のある社会となる。つまり、経済活動よりも、文化活動を大切なものとする社会になれば、・・・。

* 変化の少ない階級格差の中で暮らすと、・・・生まれ落ちた階級から抜け出すことは、はなはだ困難である。でも、経済の高度成長期や産業構造の転換期は、この階級の差・壁は流動性を増して薄くなる。主要商品が物(製造業)から情報(産業)へ転換した時、情報産業を立ち上げた人たちは資本家へと入り得た。しかし、停滞・縮小期は、壁の乗り越えはほぼできないであろう。「縮小社会」を語る人たちはこのことを分かっているのであろうか。「縮小社会」としての社会システムが整わない社会経済の「縮小」、つまり「不況」・「恐慌」は、悲惨な結果となる。泥沼に沈み込む結果となるであろう。だからと言って、経済成長を図る政策をしてはならないことは、もう、多くの人たちも頭の片隅では理解しているのだ。

補 説 文化とは、編集である!! 「魅力のある or ないということについて」

この魅力のある or ないということと、その程度、あるいはその質については、社会システムだけの問題ではなく文化の在り方によっても大きく異なる。さて、文化とは、編集することなのだ。まったく新しい文化の創造なんてないのだから、私たちの日々の営みから、今あるものを組み替えていくことが大切である。何かを構成し直すことで価値を変えたり、新しい価値を生み出すことが可能になる。これが編集であり、創造でもある。

文化活動の活性化はとても大切なことである。しかし、後発近代社会であった日本では、文化の成熟はまだまだなのだ。まだ、経済的な成長に夢を抱く人たちが多い。これは、「文化の遅滞」、「価値観の遅滞」という現象である。社会・産業構造が変化しても、文化はそれについていく事ができない、送れるという現象が生じている。だから、「尾ひれ」が付かないとも言える。

＜視線を「近代」の外へ＞

さて、文化活動を大切なものとする社会は、人と人との関係性を重視する社会である。このような関係性は、後進国(発展途上国)に残っている。経済効率優位の視線から観て怠けていると見える発展途上国の人たちの日々の暮らしに見いだされる。これは西洋の「近代なるもの」から出ないと見つけられないものである。このような視線は、未来社会展望の時、私たちにとって自明なものとしてある時間概念を対象化し相対化するものとして、一つの方策として有効である。

＊真木悠介『時間の比較社会学』の中に、事例として次のように引用されている。「ヨーロッパやアメリカから来た人々はアフリカ人が一見何もしないで坐っているのを見て、「アフリカ人はただぼんやりと坐って時間を浪費している!」と言う。しかしこれらの坐っている人たちは、時間を浪費などしていない。時間を待っているか、あるいは時間を「作り」つつあるのだ。」（ムビティの「アフリカの宗教と哲学」）

また次のようにも述べている。「我々は時間を計ることについて語るが、そうすることはあたかも時間が、計られるのを待っている何か具体的なものかのような考えることである。しかし、実際には、我々は社会生活における間隔期を創り出すことによって時間を創り出すのである。こうするまでは、時間は存在しなかったのである。」（リーチの「ヌアー族」）

ここでは、時間は現在から過去に向かって流れている。時間は進むのではなくして、退くものである。その結果として、現在が一つ一つ先に送り出されているという時間意識である。この意識は、今の私たちとは大きく異なっている。オーストラリアの原住民たちは、「時間は、機会、目的、必要性、の一側面であり、それらと切り離して独立に費やす種類のものではないのである。」

＊真木悠介『気流の鳴る音』を紹介したい。これは、「先進国西欧・対・日本」という構図を相対化するために「近代の外」へ出て思考している本である。「近代西欧」思想に振り回されている自分(インテリ)を対象化し相対化した視点を獲得しようとした思考の軌跡が、文学とも学問とも分類できない書物として書かれている。この本は、未来社会展望をする時に欠かせない書物である。近代西欧を模範としていたのでは、ポスト近代は開かれぬ。でも、旧来通りの経済的価値観の中に居る人、そして思考の枠組みを更新できていない革新意識を今も維持している人たちには、理解は難しいと思われる。

＜最適社会へ＞

社会の魅力性がどうであれ、私たちは、未来社会を「縮小社会」としなくては、人類の生存・持続は難しいことになることを知っている。そして、はっきりしていることは、江戸幕府のような小さな変更さえ難しい強固な(泥沼の)社会システムにしてはならないということであろう。「本格的縮小社会」では、昔のような共同体の中に閉じ込められてしまうことなく、「個人的自由」を行使でき、「縮小」にともなうさまざまな問題をその都度解決していくことのできる「最適社会」としなくてはならない。

別の言い方をすれば、アルカイック的な社会へと近づけなくてはならない。つまりは、現在の中央集権の「国民国家」体制ではない別の世界へと転換しなくてはならないということになる。時代は、私たちに幾層もの困難な現実的課題の克服を我々に要請していることを、忘れてはならない。＊最適社会の説明は、以下に少しずつしていく。

＜夢を突き抜けて別の現実を見通す一生き方の改変を！＞

「縮小社会」が魅力に欠けた社会にならないためには、先に述べた「最適社会」にしないでならないとともに、もう一つ大切なことは、現在私たちが抱いているような人生の在り方を変更しなくてはならないのだ。生き方を、改変しなくてはならないのだ。未来へと、また別の場所へと翼を延ばすのではなくして、この地、そしてこの時を生きて

いく事の意味、つまりこの地に根を張ることの意義を、今を生きることのすばらしさを確認する生き方に変わらなくてはならないということであろう。私たちは、ここまで、視野を延ばした未来社会展望をしなくてはならない。

*明日を夢見て未来社会に希望を熱烈に託すという心情は、そんなに素晴らしいことでもないのだ。このことに囚われてしまうと、大きな不幸を抱え込むことになる。「デラシネ(根無し草)の代償としての未来。・・・現に存在しないもの、過去にも存在しなかったもののうちにしか、人生の意味と根拠を求めない人々。生きることを意味を、現在のうちにも過去にも見出すことのできない人々。そのような人々こそが、意味に飢えた眼を未来に向ける。」・・・「過去の持つ完結性や存在の確かさなどを、未来が持つことはよりむつかしい。人生の意味の安定性はもはや十全には修復しがたい。」

真木悠介『時間の比較社会学』より

さらに述べれば、今とは異なる別の倫理観・宗教観、つまり別の時間意識(無限に未来へと続く時間、そして物事を過去として次々と消していく時間という近代人の時間感覚を相対化・対象化した意識)の中で暮らすことができなくてはならない。つまり、本格的「縮小社会」では、今とは異なる、そして江戸時代とは大きく異なった、別の価値観、倫理性の確立がなされなくてはならない。

見田宗介は、言う。未来へ、未来へとリスクを、そして意味を求め先送りしていると、これは虚無へと落ち込んでいくと。そして、意味の先送りではなくして、旅路の一つ一つの峰や谷、集落、そして市場のうちに永遠を生きなくては、と述べている。これは、正しいことなのだ。つまりは、私たちの日々の生活の在り方そのものが変わらなくてはならないと言うことなのだ。

*「自然科学の語る真理は、宇宙の一切が物質の過程に他ならないことを教える。我々が死ねば自然に帰るのみであり、人間の「意識」も人類の全文化もまた、永劫の宇宙の中での束の間の輝きに過ぎない。この物質性の宇宙の外に、どのような神も永遠の生命も存在しない。ここまで幻想を解体し認識を透徹せしめた時に、初めて我々は反転の弁証法をつかむ。我々の、今ここにある、一つ一つの関係や、一つ一つの瞬間が、いかなるものの仮像でもなく、過渡でもなく、手段でもなく、前史でもなく、一つの永劫の置き換え不可能な現実として、限りない意味の彩を帯びる。」

真木悠介『気流の鳴る音』

「永遠の今を生きる(人生の歩みの過程を充実して生きる)」価値観への大きな転換をしなくてはならないという問題を含んでいる。「永遠の今を生きる(有限な資源と環境の世界の中で生きることの喜びを感じることを可能とする)」には、当然のこととして、政治と経済と思想の改変という問題だけではない、この世と来世に関わる新たな宗教性が求められるであろう。これがなくては、今とは異なる時間意識の中で居なくては、「永遠の今を生きる」とはならない。

補 説 ・・・・家康の、徳川幕府の強圧的宗教政策・・・

この世と来世に関わる新たな宗教性と言っても、徳川幕府の行ったような宗教政策を肯定してはならない。

○徳川家康の縮小社会は、浄土宗の思想に基づいている。徳川家・松平家の宗旨は、浄土宗である。このことは、旗印から読み取れる。この言葉は、源信(平安中期の天台宗の僧侶)の「往生要集」にある言葉である。「往生要集」は、法然に大きな影響をもたらした。浄土宗の開祖である法然は、この著書によって7世紀の唐の僧「善導」の浄土思想を知ることとなった。今も、浄土宗や浄土真宗の法要の最後の回向の言葉である「願以此功德 平等施一切 同発菩提心 往生安楽国」は、善導の文章から取られたも

のである。この浄土宗には社会変革性はないが、平等性は確立した。浄土宗は、一神教的である。この教えでは、極楽浄土は、キリスト教で言うところの「最後の審判」ぬきで入れる天国とされている。法然は他の行を排して、念仏のみに限定した。こうすることで、身分や権力、そして財と無関係に、すべての人を超越的存在としての阿弥陀仏の前で平等化した。家康はこの思想に基づいて、仏の前では平等であるが、日々の生活は身分によって秩序がきちんと保たれているのをあるべき社会として、人々の生活を厳しく規制・統制した。

- * 浄土宗は法然亡き後、法然の仏教思想(他力思想)から「自力」思想を取り入れたものに変質している。このことについては、ここでは詳しくは述べない。また、浄土宗と浄土真宗(一向宗)との違い、一向一揆という変革のエネルギーをもたらした親鸞や蓮如の思想については、ここでは述べない。

○徳川幕府はその他の宗旨の仏教寺院も、本山・末寺制で、統制した。そしてこの寺を通して人々の戸籍を管理(宗門改め)していた。そして、キリスト教(70 万人の信徒、全人口の 4%、豊臣ゆかりのキリシタン大名もいた。)を禁圧し残虐に弾圧した。秀吉のキリスト教禁止は政治的理由であったので融通性があったが、家康は思想次元での禁止の要素が強いので、それは徹底していた。さらに浄土真宗(最大宗派)への懐柔・介入等をし、さらに日蓮系の「不受不施派」への弾圧を繰り返した。幕府は、こうしてこの世と来世に関わる宗教性を確立した。このように徳川幕府は仏教を懐柔しつつ、厚く保護している。例えば、真言宗の高野山は中世末期には衰退していたが、幕府の支援によって江戸時代に復興した。また、浄土宗寺院の繁栄は、徳川幕府の保護なくしてはありえなかったものである。

.....

<今はまだ文学的言葉、詩的な表現>・・・「永遠」を視座にしてはならない!

この世と来世に関わる 新たな宗教性(倫理性) は、悲惨な近未来を経験していく中で、……。苦闘を繰り返すことで、人々の意識が大きく変わっていくことで獲得していくものであろう。家康や徳川幕府のように、政治権力で宗教を強制するものではない。江戸時代の「忠」や「孝」という朱子学思想に基づくものでなく、また旧来とは異なった別の仏教的倫理思想が確立されなくてはならない。そしてまた、二元論という西欧近代の思考形態でもない思想が形成されないといけないであろう。このような新しい思想が広く行き渡らないと、苦闘を経ないと「本格的な縮小社会」は成立しない。

しかし、未来の別の価値観、倫理性、そして別の時間意識についての詳しい内容はまだ述べられない。まだ文学的言葉でしか語れないが、でも、このことについても思考し、表現しなくてはならない。しかし、「永遠を視座にとるかぎり」、未来は拓かれない、ということも忘れてはならない。このことは、大切なことである。このような視座で、文学的言葉を語ってはならない。

- * 永遠や終末、そして最後の審判等に視点を置くのではない時間意識の事例として、芭蕉の『奥の細道』の最初の文章を提示したい。

「月日は百代の過客にして、行き交う年もまた旅人なり。船の上に生涯を浮かべ、馬の口とらへて老いを迎ふる者は、日々旅にして旅を栖(すみか)とす。古人も多く旅に死せるあり。」

ここには、見田宗介の言う「永遠の今を生きる(人生の歩みの過程を充実して生きる)」時間意識が文学的に述べられている。人生の意味が目的を達成できたかどうかにあるとすれば、挫折した人生はむなしいものになってしまう。これに対して、芭蕉は奥州へと旅をしながらその時々感動を俳句にしている。人生の過程、旅そのものを充実して歩んだことが、この紀行文には書かれている。旅路の一つ一つの峰や谷、集落、そして市場の中で生きている。

- * 「永遠」を視座にとると、この視座は、恐ろしい宗教意識をもたらしかねない危険なものであることを述べておきたい。永遠を未来へと視線を向けた終末を意味しているとする、キリスト教やユダヤ教の

いう最後の審判に視点を置いて歴史を観ることにもつながってしまいかねない時間意識・歴史意識となる。最後の審判を経たものだけが天国に入れるとしたり、最終戦争を経て自分達のみが生き残るという、とんでもない思想になりかねない。ユダヤの宗教右翼たちは、最終戦争なるものを本当に信じている。こうなると、現実の社会と歴史を彼らの宗教思想に合うように変えていこうと意志してしまうことになりかねない。これは、もう、「オウム真理教」と同じになる。**憎しみは、我が身の不遇を嘆く者には妙薬となる。憎しみ、嘆けば嘆くほど、我が身を滅ぼしていく事に気付かなくてはならない。**この思想（ヘブライイムズ）では、時間は過去から未来の約束された終末に向かって直線的に流れていると意識されている。この時間意識が、西欧の近代的時間意識へとつながっている。ここに問題がある。

* 真木祐介『時間の比較社会学』の序章に、次のように書かれている。「〈私〉の生命の延長を人類の生命のうちに実感し、あるいは私の人生の「意味」を人類の未来のうちに見出しえたとしても、その人類の生の時間も、永遠であるという根拠はない。〈私〉の生の時間が一瞬にすぎないという視座をとるかぎり、一すなわち「永遠」を視座にとるかぎり、一人類の生の時間もまた一瞬に過ぎないはずである。」

この本は、必読書である。パスカルの「この世の生の時間は一瞬にすぎないということ、死の状態は、それがいかなる性質のものであるにせよ、永遠であるということ、これは疑う余地がない……。」という近代的理性の根源的恐怖を表す言葉から始まる本書は、文化人類学、民俗学、哲学、言語学等々隣接諸科学の成果を広範にとりいれて、原始社会、古代日本、ヘレニズムとヘブライズム、近代社会それぞれの時間感覚・時間観念を比較検討しつつ、近代的自我に固有の時間意識の解明に向かう。そして「我々がもはやたちかえることのできない過ぎ去った共同態とはべつな仕方で、人生が完結して充足する時間の構造をとりもどしたときに初めて、我々の時代のタブー、近代の自我の根底を吹きぬけるあの不吉な影から、われわれは最終的に自由となるだろう」と述べられている。

＜未来の優位性、そして物質欲に囚われても、・・・＞

しかし、私たちに未来に期待をするなどと言っても、これは無理である。人と言う存在は、未来へと希望を抱く事で今を生きている。活動をすれば、次にどのような成果が生まれてくるのかを期待しながら頑張っているのだから、・・・つまり、「未来」の優位性を認めなくてはならない。未来は、実践と結びつき、世界の変革への意志の根拠となる。だから、より現実味を持ってくる。しかし、・・・

* 「しかし、どのような未来もそのかなたに死を持つと言うことであり、したがって我々が常に、生活の意味をその未来に得られる結果のうちに求めつつける限りにおいて、このような生の総体は、突然の虚無の深淵に投げ返される他はないと言うことだ。」 真木悠介『時間の比較社会学』より

では、どうあらねばならないのか。それははっきりしている。経済活動以外の文化活動や周りの人たちとの交歓を大切にすること、大切にすることであろう。そのことで、活動の意味が、価値が高まり、未来への期待が高まる社会となろう。つまり、経済的損得よりも、文化活動等を大切なものとする社会になれば、・・・先に述べた発展途上国の人たちの間には、このような関係性がねじれながらも今も残っている。これに反して、経済的先進国では、金銭的損得勘定に多くの人たちが深くとらわれた生活をしている。資本主義と言う市場での貨幣による交換関係が主導的交換関係になってしまっていることに大きな問題があると言える。金銭欲に深くとらわれている意識から脱却しなくてはならない。

さらに述べれば、文化活動や人と人との関係性を高める活動を重視しようと言っても、物質的欲望を否定することは間違っている。この物質的なものをどのようにして、何所から獲得するかを考えていく事が大切なのだ。問題は貨幣による市場交換に偏っていることなのだから、この必要な物や欲望するものを互酬的交換関係から獲得できる関係性の発展を図ることであろう。この交換関係には、物・人・事の交換関係等は、いつも人

間関係がくっ付いている。ここに、未来に向けて期待できるものがある。また、他者からの承認を求める欲望等にしても、同じことが言える。これを全否定するのではなくして、その在り方が変わって来ると言えよう。

繰り返し述べたい。「肯定されるべき世界のイメージを持たない批判は、もとの抑圧よりもっとひどい抑圧へと転化する。(大澤真幸)」のだから、文学的言葉であっても、詩的な表現であっても、語らなくてはならない。これらの言葉に共鳴し合う感受性・思想性を持つ者のみが、現状とは別の「現実」を語れる。

(あおの とよかず)

